

国から地方公共団体への移譲等の対象とする
事務・権限に係る検討表（個票）

<留意事項>

- 本個票は、今般の検討対象となった事務・権限に係る各府省の回答、地方側の回答及び各府省の見解等の内容について、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について（案）」の別紙に記載された事務・権限ごとに取りまとめたもの。
- 地方側の回答のうち、個票に記載している意見の他、全国知事会意見（共通事項）については、以下のとおり。

《事務・権限の移譲に当たり国に対処を求める共通事項》

次の事項については、全ての事務・権限の移譲に共通して、国が責任をもって対処することを求める。

- ・ 事務・権限の移譲対象を具体的に国が決定する段階では、工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。
- ・ 財源については、地方に移譲された事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないように、必要総枠を確保し、国から地方に財源移譲すること。
- ・ 人員については、技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。
- ・ 事務・権限の移譲を円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。
- ・ 事務区分（自治事務・法定受託事務）、並行権限、国の関与や義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画や地方分権改革推進委員会第2次勧告及び第3次勧告で設定されたメルクマール等の範囲内とすること。

なお、今回の回答は国から都道府県及び市町村への移譲を想定したものであるが、全国知事会としては、引き続き複数都道府県が構成する特別地方公共団体への移譲を求めていくこととしていることに留意されたい。

<別紙 1 >

〔 地方公共団体に移譲する方向の事務・権限 〕

**放送法（昭25法132）に基づく小規模共聴施設
（500端子以下。区域外再放送を行う場合を除く。）の届出等**

移譲対象事務・権限

「小規模共聴施設（500端子以下。区域外再放送を行う場合を除く。）」に係る以下の事務・権限

- ① 業務の届出、承継の届出、業務廃止届出（放送法第133条第1項、第134条第2項、第135条第1項）、小規模共聴施設に係る相談事務
- ② 有料放送の業務改善命令、有料放送の説明義務違反に対する違反是正命令、業務停止命令（同法第156条第2項・第3項、第174条）
- ③ 道路法の許可に関する報告徴収、資料提出（同法第145条第4項、第175条）

※ 上記②③の事務については、国が関与した方が合理的な場合があり得ることから、国民が等しく視聴機会を得られるようにすることに国が一定の役割を果たすことが必要であると考えられるため、移譲のあり方について検討が必要。

事務量（主な業務指標）

業務指標	平成21年度	平成22年度	平成23年度
届出件数	13,735件	16,665件	23,256件

※ケーブルテレビ等の許認可等のうち、小規模共聴施設（500端子以下。区域外再放送を行う場合を除く。）に係る主な出先機関の事務に係るものについて全局合計。

各府省の回答（平成25年5月）

『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』

- ケーブルテレビ等に関する事務は、近年特に通信・放送の技術・制度に精通した専門性が必要となっている。その業務は引き続き本省指揮の下、国による一様の規律を要する事務である。
- しかしながら、地域の実情や住民のニーズ等を反映し得る「ケーブルテレビ等の許認可等」の事務の一部については、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、国による統一的判断基準等を策定するなどして、地方自治体に監督権限を委ねられるのではないかと考える。
- 具体的には「ケーブルテレビ等の許認可等」のうち、「小規模共聴施設（～500端子。区域外再放送を行う場合を除く。）」については、技術基準適合維持の義務がなく立入検査が不要なことなどから、地方自治体に移譲することが可能であると考ええる。
- なお、国民が等しく視聴機会を得られるようにすることに国が一定の役割を果たす必要がないかどうか等について、法令上の検討がさらに必要であると考ええる。
- また、事故発生時の迅速な対応を確保するためには、応急対応や再発防止・停止命令等に国が関与した方が合理的な場合があり得ることから、地方分権と齟齬を来さないようにしながらも国に一定の権限を留保すること等については、法令上の検討がさらに必要であると考ええる。

全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	各府省の見解（平成 25 年 8 月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国一律に移譲すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情や住民のニーズ等を反映し得る事務については、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、国による統一的判断基準等を策定するなどして、地方自治体に監督権限を委ねられるのではないかと考える。しかしながら、ケーブルテレビ等に関する事務は、近年特に通信・放送の技術・制度に精通した専門性が必要となっている。その業務は引き続き本省指揮の下、国による一様の規律を要する事務である。そのため移譲に当たっても、国民が等しく視聴機会を得られるようにすることに国が一定の役割を果たす必要がないかどうか等について、法令上の検討がさらに必要であると考え。また、事故発生時の迅速な対応を確保するためには、応急対応や再発防止・停止命令等に国が関与した方が合理的な場合があり得ることから、地方分権と齟齬を来さないようにしながらも国に一定の権限を留保すること等については、法令上の検討がさらに必要であると考え。このように移譲に係る事務については、地方公共団体による実際の事務の実施状況をまずは見極める必要があるものと考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援を講ずるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援策としては、例えば講習会の開催や業務マニュアルの共有等が考えられるが、移譲する際に具体的に検討して参りたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の関与及び義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画及び地方分権改革推進委員会第2次勧告のメルクマールの範囲内であるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケーブルテレビ等に関する事務は、近年特に通信・放送の技術・制度に精通した専門性が必要となっている。その業務は引き続き本省指揮の下、国による一様の規律を要する事務である。しかしながら、地域の実情や住民のニーズ等を反映し得る「ケーブルテレビ等の許認可等」の事務の一部については、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、国による統一的判断基準等を策定するなどして、地方自治体に監督権限を委ねられるのではないかと考える。具体的には「ケーブルテレビ等の許認可等」のうち、「小規模共聴施設（～500端子。区域外再放送を行う場合を除く。）」については、技術基準適合維持の義務がなく立入検査が不要なことなどから、地方自治体に移譲することが可能であると考え。なお、国民が等しく視聴機会を得られるようにすること

【 1 - 1 (総務省)】

	<p>に国が一定の役割を果たす必要がないかどうか等について、法令上の検討がさらに必要であるとする。また、事故発生時の迅速な対応を確保するためには、応急対応や再発防止・停止命令等に国が関与した方が合理的な場合があり得ることから、地方分権推進計画及び地方分権改革推進委員会第2次勧告のメルクマールと齟齬を来さないようにしながらも国に一定の権限を留保すること等については、法令上の検討がさらに必要であるとする。</p>
--	--

児童福祉法(昭22法164)に基づく事務・権限のうち、

①養成施設及び講習会の指定及び監督

②指定療育機関の指定及び監督

＜養成施設及び講習会の指定及び監督＞

移譲対象事務・権限			
○ 児童福祉司、児童福祉施設の職員、児童自立支援専門員に係る養成施設及び講習会の指定、指定の取消し、指定内容の変更承認・変更届出、指導・報告（児童福祉法第13条第2項第1号、同法施行規則第6条の8第1項～第4項、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第28条第1号、第38条第2項第1号、第43条第1号、第82条第3号）			
○ 保育士に係る養成施設の指定、指定取消し、指定内容の変更承認・変更届出、指導・報告・検査（児童福祉法第18条の6第1号、第18条の7、同法施行令第5条第1項～第7項、同法施行規則第6条の2第1項～第3項）			
事務量（主な業務指標）			
○児童福祉司養成施設の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	3	3	3
新規指定数	0	0	0
取消数	0	0	0
指定内容の変更承認数	0	0	0
指定内容の変更届出数	0	0	0
指導調査実施数	0	0	0
○児童福祉施設職員養成施設の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	4	4	4
新規指定数	0	0	0
取消数	0	0	0
指定内容の変更承認数	0	0	0
指定内容の変更届出数	1	0	0
指導調査実施数	0	0	0
○児童自立支援施設職員養成施設の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	1	1	1
新規指定数	0	0	0
取消数	0	0	0
指定内容の変更承認数	0	0	0
指定内容の変更届出数	0	0	0
指導調査実施数	0	0	0

【1-2（厚生労働省）】

○指定保育士養成施設の指定及び監督

業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
課程数	583	579	598
新規指定数	13	22	21
取消数	12	14	12
指定内容の変更承認数	572	92	129
指定内容の変更届出数	199	64	115
指導調査実施数	66	35	31

○児童福祉司資格認定講習会の事業報告書の受理数

業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
事業報告書の受理数	1	1	1

各府省の回答（平成 25 年 5 月）

『全国一律・一斉に移譲』

- 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。
 - しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。
 - なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。
- ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。

全国知事会意見（平成 25 年 6 月）

- ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）
- ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。
- ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。

各府省の見解（平成 25 年 8 月）

- ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。
- ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。
- ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。

＜指定療育機関の指定及び監督＞

移譲対象事務・権限			
○ 国の開設した病院等に係る指定療育医療機関の指定、指定の取消し、変更・辞退（児童福祉法第20条、第5項及び第8項、第21条の4並びに第59条の5第1項）			
事務量（主な業務指標）			
○ 児童福祉法に基づく指定療育機関の指定等			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定医療機関数	51	51	51
指定件数（新規）	0	0	0
指定の取消し件数	0	0	0
変更届の受理件数	0	1	0
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 現行の規定では、国が開設した病院等については厚生労働大臣が、そのほかの病院等については都道府県知事が、それぞれ指定等の事務を行うこととされているが、その指定基準等は、病院等の設置主体にかかわらず同一であることから、国が開設した病院等についてのみ指定等の事務を国が行う必要性に乏しいため。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）		
・ 「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）	・ 国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を踏まえながら今後検討していきたい。		
・ 療育医療、養育医療とも、都道府県及び政令市、中核市が実施者となっていることから、移譲先についても実施者として同一とすることについて検討が必要。	・ ご指摘を踏まえ対応を検討したい。		

**あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する
法律（昭22法217）に基づく養成施設の認定及び監督**

移譲対象事務・権限			
○ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に係る養成施設の認定、変更の承認又は届出、報告の徴収及び指示、認定の取消し（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第1項～第3項、同法施行令第1条～第7条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成施設の認定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	182	183	178
新規認定数	4	0	4
取消数	2	6	8
認定内容の変更承認数	59	40	40
認定内容の変更届出数	59	39	41
指導調査実施数	17	10	13
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）		・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。	
・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。		・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。	

【1-3（厚生労働省）】

・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。

・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。

食品衛生法（昭22法233）に基づく事務・権限のうち、

- ①総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認等
- ②養成施設及び講習会の登録及び監督

＜総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認等＞

移譲対象事務・権限			
<p>○ 総合衛生管理製造過程に係る以下の事務・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造、加工の承認（食品衛生法第13条第1項） ・ 変更の承認（同法第13条第4項） ・ 更新の承認（同法第14条第1項） ・ 承認施設に対する報告徴収、臨検検査、収去（同法第28条第1項） 等 			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
総合衛生管理製造過程承認施設数	547	529	522
新規承認件数	10	27	21
変更承認件数	26	28	15
更新承認件数	232	198	79
承認施設の立入調査	487	502	497
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 総合衛生管理製造過程の承認等に係る業務は、次の業務を除き、地方に移譲する。（※1）</p> <p>① 海外施設の承認 輸入に関する事務であるため、国において実施する。</p> <p>② 総合衛生管理製造過程における例外承認（※2） 製造基準を定める際と同程度の内閣府食品安全委員会でのリスク評価等、科学的・技術的な審議が必要であり、これらの的確な執行体制の整備が不可欠であるため、国において実施する。（地域主権戦略大綱 第4の2（3）の（注）④に該当） なお、これらの事務については、高度な専門性を要するため、本省において実施する。</p> <p>○ 総合衛生管理製造過程の承認制度は我が国における食品の衛生管理の向上に加え、国際的な動向を踏まえ、HACCP手法（※3）の普及を政策的に促進する観点から導入されたものである。この趣旨を踏まえ、各自治体はその普及について積極的に促進することが求められる。</p> <p>※1：当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。このため、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p> <p>※2：総合衛生管理製造過程の承認は、国が定める製造基準の例外を承認することが可能。</p> <p>※3：食品の原料の受入から製造・出荷までのすべての行程において危害の発生を防止する</p>			

【1-4（厚生労働省）】

<p>ための重点ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法であり、食品の製造・加工工程における衛生管理のグローバル・スタンダードである。</p>	
<p>全国知事会意見（平成 25 年 6 月）</p>	<p>各府省の見解（平成 25 年 8 月）</p>
<p>・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）</p>	<p>・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</p>
<p>・食品衛生法に基づく営業者の監視等の事務・権限は、都道府県のほか、政令市、中核市及び保健所設置市も所管しており、これらの市への移譲も含めて検討すべき。</p>	<p>・ご指摘を踏まえ適切に対応したい。</p>
<p>全国市長会意見（平成 25 年 6 月）</p>	<p>各府省の見解（平成 25 年 8 月）</p>
<p>・総合衛生管理製造承認制度は、高度で多様な製造・加工及びその管理方法を例外的に承認するものであり、牛乳、清涼飲料水、食肉製品等、広域流通している食品が対象となっているため、その承認等は、国の責任において全国一律の運用による現行制度が必須であるもの。都道府県への移譲は慎重に検討すべき。</p>	<p>・総合衛生管理製造過程の承認等の事務・権限委譲については、平成 22 年 5 月 21 日に開催された公開討議（全国知事会及び全国市長会等が地方側の代表として参加）における、食品の衛生管理に係る事務を都道府県に一元化すべきとの地方側からの指摘を踏まえたものである。</p>

<養成施設及び講習会の登録及び監督>

移譲対象事務・権限			
<p>○ 食品衛生管理者、食品衛生監視員に係る養成施設及び講習会の登録、変更の届出、報告の徴収、登録の取消し等（食品衛生法第 48 条第 6 項第 3 号、第 4 号、第 49 条、同法施行令第 14 条～第 21 条、第 23 条～第 26 条、第 28 条～第 34 条）</p>			
事務量（主な業務指標）			
○養成施設の登録及び監督			
業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
課程数	2 5 6	2 5 7	2 6 1
新規登録数	6	7	1 6
取消数	2	3	1
登録内容の変更承認数	0	0	0
登録内容の変更届出数	1 3 4	1 3 0	1 1 2
指導調査実施数	2 4	1 6	5
○講習会の登録			
業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度

【1-4（厚生労働省）】

登録数	1	1	1
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。</p> <p>○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。</p> <p>○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 		<ul style="list-style-type: none"> ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

理容師法（昭22法234）に基づく養成施設の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 理容師に係る養成施設の指定、指定内容の変更承認・変更届出、報告徴収及び指示、指定の取消し（理容師法第3条第3項、理容師養成施設指定規則第3条、第6条、第8条、第12条、第13条）			
事務量（主な業務指標）			
○養成施設の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	207	189	184
新規指定数	0	1	2
取消数	11	8	2
指定内容の変更承認数	13	9	10
指定内容の変更届出数	163	155	129
指導調査実施数	17	12	13
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）		・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。	
・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。		・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。	
・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国		・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本	

【1-5（厚生労働省）】

か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。

的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。

**栄養士法（昭22法245）に基づく養成施設
（栄養士に係るものに限る。）の指定及び監督**

移譲対象事務・権限			
○ 栄養士に係る養成施設の指定、指定内容の変更承認・変更届出、報告及び指示、指定の取消し（栄養士法第2条第1項、同施行令第9条、第12条～第16条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成施設の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	105	108	172
新規指定数	8	3	3
取消数	4	2	2
指定内容の変更承認数	46	63	45
指定内容の変更届出数	33	21	26
指導調査実施数	15	19	19
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士養成施設と管理栄養士養成施設が併設されている場合や、これらの施設を一の法人が設置している場合があるが、栄養士養成施設の指定及び監督権限が都道府県に移譲された場合、地方厚生局に権限がある管理栄養士養成施設との間で所管が国と都道府県に分かれるため、混乱が生じないような配慮や十分な準備をすべき。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘を踏まえ適切に対応したい。 	

【1-6（厚生労働省）】

<p>・ 指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。</p>	<p>・ 指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。</p>
<p>・ なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。</p>	<p>・ 「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</p>

消費生活協同組合法（昭23法200）に基づく消費生活協同組合（地域又は職域が都道府県の区域を超える組合であって地方厚生局の所管に係るものに限る。）の設立認可及び監督

移譲対象事務・権限			
<p>○ 消費生活協同組合（地域又は職域が都道府県の区域を超える組合であって地方厚生局の所管に係るものに限る。）に関する以下の事務・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組合の設立の申請（消費生活協同組合法第57条） ・ 設立の認可（同法第58条）、解散の認可（同法第62条） ・ 定款・共済事業規約等の変更認可（同法第40条（総会の議決事項）） ・ 員外利用の許可（同法第12条第3項（事業の利用）） ・ 消費生活協同組合に対する報告徴収（同法第93条、第93条の2、第93条の3）、決算関係書類等の提出（同法第92条の2）、検査（同法第94条） ・ 消費生活協同組合の共済事業等に係る監督上の処分（同法第94条の2）、法令等の違反に対する処分（同法第95条） 			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
所管組合数	55	55	55
定款変更の認可件数	10	29	12
規約変更の認可件数	1	2	0
合併認可件数	1	2	1
解散認可件数	1	0	4
契約者割戻準備金積立の承認件数	0	0	0
検査件数	12	2	9
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 事業を複数の都道府県で展開している生協の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可及び指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある生協の許認可等及び指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2以上の都道府県の区域において活動する組合（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。 ・ 「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令上の措置については、ご指摘も踏まえ、今後、具体的に検討する予定。 ・ 国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

保健師助産師看護師法（昭23法203）に基づく養成所の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 保健師、助産師、看護師に係る養成所の指定、変更の承認又は届出、報告徴収及び指示、指定の取消し（保健師助産師看護師法第19条第2号、第20条第2号、第21条第3号、同法施行令第11条～17条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成所の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	764	755	754
新規指定数	16	11	15
取消数	19	14	12
指定内容の変更承認数	376	466	399
指定内容の変更届出数	191	201	218
指導調査実施数	109	104	87
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

歯科衛生士法（昭23法204）に基づく養成所の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 歯科衛生士に係る養成所の指定、変更の承認又は届出、報告の要求又は検査、指示、指定の取消し（歯科衛生士法第12条第2号、同法施行令第2条～8条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成所の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	140	134	136
新規指定数	1	2	6
取消数	6	0	4
指定内容の変更承認数	86	104	111
指定内容の変更届出数	30	41	42
指導調査実施数	18	14	13
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

医療法（昭23法205）に基づく事務・権限のうち、

- ①医療法人（二以上の都道府県の区域において病院等を開設する法人に限る。）の設立認可及び監督
- ②国の開設する病院等の開設承認及び監督

＜医療法人（広域）の設立認可及び監督＞

移譲対象事務・権限			
<p>○ 医療法人（二以上の都道府県の区域において病院等を開設する法人に限る。）に関する以下の事務・権限（医療法第68条の2（同条の規定により読み替えて適用される医療法第42条の2第1項及び第2項等））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法人の設立認可 ・ 医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可 ・ 事業報告書等の届出 ・ 医療法人からの報告聴取、立入検査 ・ 医療法人の法令等の違反に対する措置命令 ・ 社会医療法人の認定等 			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
所管医療法人数	865	893	920
定款変更認可件数	416	451	462
非医師又は非歯科医師の理事長の選任認可件数	1	4	3
特別代理人の認可件数	21	18	20
事業報告書等の受理及び審査件数	840	861	908
役員変更届の受理及び審査件数	758	747	949
登記届の受理及び審査件数	898	983	1,036
特定医療法人が厚労大臣の定める基準を満たす旨の証明件数（医療法人（広域）以外も含む）	422	431	424
報告徴求実施件数	1	0	1
立入検査実施件数	0	0	0
命令件数	0	0	1
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療法人は、医療機関を開設する法人であるため、利用者に悪影響を及ぼさないよう、法人の指導監督は、確実に、適正に行われなければならない。 ○ このため、2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある医療法人の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。 ○ なお、2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の監督を都道府県に移譲する場合には、当該医療法人について、設立の認可や社会医療法人の認定も都道府県が行 			

【1-10（厚生労働省）】

うこととなる。

※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。

全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	各府省の見解（平成 25 年 8 月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 以上の都道府県の区域において活動する法人（広域）の監督について、都道府県が連携して対応している NPO 法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。 ・ 「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令上の措置については、ご指摘も踏まえ、今後、具体的に検討する予定。 ・ 国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。

＜国の開設する病院等の開設承認及び監督＞

移譲対象事務・権限			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の開設する病院等に関する以下の事務・権限（医療法第 6 条（医療法施行令第 1 条の規定により読み替えて適用される医療法第 7 条第 1 項及び第 3 項等）） <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設等の承認・通知 ・ 管理者の管理等の承認 ・ 施設の使用制限 ・ 管理者の変更の申出に関する業務 等 			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
許認可件数	1, 175	1, 279	1, 178
通知	403	442	562
各府省の回答（平成 25 年 5 月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の開設する病院等は、主に地域医療を担う一般の医療機関とは異なり、高度又は先駆的な医療の提供や最先端の医療の研究開発等の政策目的を達成するためのものである。このため、当該政策目的を達成するために、本事務・権限は国の医療政策の一環として行われるのが適当であると考えられる。 ○ しかし、例えば国が精神疾患専門の病院を開設する場合や触法病棟に係る病床の増設、ハンセン病療養所の減床等を行う場合等について、都道府県知事等の承認等が得られず政策医療の提供に支障をきたすことがないよう、あらかじめ国が承認等の基準を定める等何らかの方策を講じることとした上で、都道府県等に移譲することは可能である。 			
<p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>			

【1-10（厚生労働省）】

全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	各府省の見解（平成 25 年 8 月）
<p>・監督だけでなく、国開設病院の開設や病床の増設の承認等についても一体として移譲すべき。</p>	<p>①今回、医療法第 7 条第 1 項から第 4 項まで及び医療法施行令第 1 条に基づく、「国の開設する病院」の開設や病床の増設の承認については、都道府県に移譲することとする。</p> <p>②ただし、「国の開設する病院」の開設や病床の増設の承認に関しては、当該「国の開設する病院」の担うべき政策医療の内容等を考慮して、全国的な見地から総合的かつ医療政策的な観点から判断すべきものであるため、①の「国の開設する病院」の開設や病床の増設の承認の申請の事前に、病院を開設する主務大臣より、厚生労働大臣が協議を受けるものとする。</p> <p>「国の開設する病院」の開設や病床の増設の承認に関しては、高度又は先駆的医療の提供等を行う「国の開設する病院」の役割を損なうことや国益に資する政策医療の提供に支障を来すことがないように、国の関与の内容について、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</p> <p>なお、国開設病院を所管する関係省庁の意見も聞きながら検討する必要がある。</p>
<p>・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）</p>	<p>・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</p>

中小企業等協同組合法（昭24法181）に基づく事業協同組合等（一の都道府県の区域内のみにある地方運輸局の所管に係る組合及び二以上の都道府県の区域にわたる組合であって地方厚生局の所管に係るものに限る。）の設立認可及び監督

<厚生労働省>

移譲対象事務・権限			
<p>○ 事業協同組合等（二以上の都道府県の区域にわたる組合であって地方厚生局の所管に係る組合に限る。）に係る以下の事務・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立の認可（中小企業等協同組合法第27条の2第1項） ・ 決算書類の受理（同法第105条の2第1項） ・ 役員の変更届出書の受理（同法第35条の2） ・ 報告の徴収（同法第105条の3第2項） ・ 立入検査（同法第105条の4第1項） ・ 行政庁の措置（同法第106条）等 			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
設立認可件数	8	4	16
解散届数	5	9	10
定款変更認可件数	422	248	260
立入検査件数	1	0	1
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する認可等の権限については移譲を前提として、詳細について検討。</p> <p>○ 事業を複数の都道府県で活動する中小企業等協同組合等の場合については、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可等の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある中小企業等協同組合等の許認可等の権限を都道府県に移譲することは可能である。（移譲にあたっては、中小企業等協同組合法等の主管官庁である経済産業省との調整が必要である。）</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<p>・ 2以上の都道府県の区域において活動する組合（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。</p>		<p>・ 法令上の措置については、ご指摘も踏まえ、今後具体的に検討する予定。</p>	

<p>・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。 (国で想定している関与の内容の提示を求める。)</p>	<p>・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</p>
--	--

<国土交通省>

<p>移譲対象事務・権限</p>	
<p>○ 事業協同組合等（一の都道府県の区域内のみにある地方運輸局の所管に係る組合に限る。）に係る以下の事務・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立の認可（中小企業等協同組合法第 27 条の 2 第 1 項） ・ 役員の変更届出書の受理（同法第 35 条の 2） ・ 決算書類の受理（同法第 105 条の 2 第 1 項） ・ 報告の徴収（同法第 105 条の 3 第 2 項） ・ 立入検査（同法第 105 条の 4 第 1 項） ・ 行政庁の措置（同法第 106 条） 等 	
<p>事務量（主な業務指標）</p>	
<p>○ 地方運輸局所管組合数（平成 23 年度末時点） 3, 515 件</p> <p>○ 地方運輸局における手続き件数（平成 23 年度） 設立認可、定款変更認可等：674 件 決算報告書等各種報告受理：4, 602 件</p> <p>※ 上記は、中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合等に係る事務量も含む。</p>	
<p>各府省の回答（平成 25 年 5 月）</p>	
<p>『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』</p>	
<p>○ 地方運輸局は、中小企業等協同組合等のうち、国土交通省の所管に属する事業者が組合員の資格として定款に定められる事業又は組合の行う事業となっているものの一部に係る設立認可、報告受領等の事務を行っているが、その地区が都道府県の区域を超えないものについては、希望する都道府県に対する事務・権限移譲の対象とする。</p>	
<p>全国知事会意見（平成 25 年 6 月）</p>	<p>各府省の見解（平成 25 年 8 月）</p>
<p>・ 全国一律に移譲すべき。</p>	<p>・ 適正かつ効率的な手続きの実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方運輸局にある中小企業等協同組合法等の権限を都道府県に移譲することは可能である。移譲にあたっては、都道府県において、的確な業務実施体制が整備されることを前提に、当該自治体の発意に応じて選択的に移譲することが望ましいと考える。</p>

身体障害者福祉法（昭24法283）に基づく養成施設の指定

移譲対象事務・権限	
○ 身体障害者福祉司に係る養成施設の指定（身体障害者福祉法第12条第5号）	
事務量（主な業務指標）	
—	
各府省の回答（平成25年5月）	
『全国一律・一斉に移譲』	
<p>○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。</p> <p>○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。</p> <p>○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。

社会福祉法（昭26法45）に基づく事務・権限のうち、

- ①社会福祉法人（法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたる法人であって地方厚生局の所管に係るものに限る。）の定款認可及び監督
- ②養成機関及び講習会の指定及び監督

<社会福祉法人（広域）の定款認可及び監督>

移譲対象事務・権限			
<p>○ 社会福祉法人（法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたる法人であって地方厚生局の所管に係るものに限る。）に関する以下の事務・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款の認可・変更の認可（社会福祉法第31条、第32条、第43条） ・ 解散の認可（同法第46条） ・ 合併の認可（同法第49条） ・ 社会福祉法人に対する報告徴収及び検査（社会福祉法第56条第1項）、措置命令（同法第56条第2項）、業務停止命令及び役員解職勧告（同法第56条第3項、第5項、第6項、第7項）、解散命令（同法第56条第4項） ・ 社会福祉法人の公益事業・収益事業の停止命令（同法第57条） 			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
所管法人	264	287	322
定款変更認可件数	162	204	233
基本財産処分の承認	31	28	27
基本財産担保提供の承認	12	20	13
指導監査件数	89	47	87
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 事業を複数の都道府県で展開している社会福祉法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可及び指導監査の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在、地方厚生局が所掌している社会福祉法人の認可及び指導監督に係る事務・権限について、当該法人の主たる事務所がある都道府県等に移譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<p>・ 2以上の都道府県の区域において活動する法人（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。</p> <p>・ 「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）</p>		<p>・ 法令上の措置については、ご指摘も踏まえ、今後、具体的に検討する予定。</p> <p>・ 国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</p>	

＜養成機関及び講習会の指定及び監督＞

移譲対象事務・権限			
○ 社会福祉主事に係る養成機関及び講習会の指定、変更の承認又は届出、報告の徴収及び指示、指定の取消し（社会福祉法第19条第1項第2号、社会福祉主事養成機関等指定規則第3条、第4条、第6条～第17条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 社会福祉主事養成機関の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	65	58	52
新規指定数	1	1	0
取消数	7	7	5
指定内容の変更承認数	7	11	7
指定内容の変更届出数	43	41	41
指導調査実施数	7	2	1
○ 社会福祉主事資格認定講習会の事業報告書の受理			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受理件数	5	6	3
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

診療放射線技師法（昭26法226）に基づく養成所の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 診療放射線技師に係る養成所の指定、変更の承認又は届出、報告徴収及び指示、指定の取消し（診療放射線技師法第20条第1号、同法施行令第7～13条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成所の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	18	17	17
新規指定数	1	0	0
取消数	2	0	1
指定内容の変更承認数	13	9	19
指定内容の変更届出数	2	4	2
指導調査実施数	4	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

歯科技工士法（昭30法168）に基づく養成所の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 歯科技工士に係る養成所の指定、変更の承認又は届出、報告の要求又は検査、指示、指定の取消し（歯科技工士法第14条第2号、同法施行令第9条～第16条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成所の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	47	45	44
新規指定数	1	0	1
取消数	1	1	1
指定内容の変更承認数	11	4	2
指定内容の変更届出数	20	8	11
指導調査実施数	7	2	6
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

美容師法（昭32法163）に基づく養成施設の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 美容師に係る養成施設の指定、指定内容の変更承認・変更届出、報告の徴収及び指示、指定の取消し（美容師法第4条第3項、美容師養成施設指定規則第2条、第5条～第9条、第11条、第12条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成施設の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	514	511	509
新規指定数	7	6	9
取消数	13	6	6
指定内容の変更承認数	47	19	32
指定内容の変更届出数	411	413	400
指導調査実施数	41	30	37
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

【1-17（厚生労働省）】

生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律（昭32法164）に基づく生活衛生同業組合振興計画の認定

移譲対象事務・権限			
○ 生活衛生同業組合振興計画の認定（生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律第56条の3）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
振興計画の認定件数	1	2	4
振興計画の変更認定件数	72	84	102
振興計画の実施状況報告受理件数	510	503	502
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』 生活衛生同業組合振興計画の認定については、地域の実情を把握している地方公共団体に移譲することが適当である。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。 （国で想定している関与の内容の提示を求める。		・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。	

臨床検査技師等に関する法律（昭33法76）に基づく 養成所の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 臨床検査技師に係る養成所の指定、変更の承認及び届出、報告の徴収及び指示、指定の取消し（臨床検査技師法第15条第1号、同法施行令第10条～第16条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成所の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	24	24	24
新規指定数	0	1	0
取消数	0	1	0
指定内容の変更承認数	17	14	14
指定内容の変更届出数	6	3	3
指導調査実施数	3	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。</p> <p>○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。</p> <p>○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）		
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 		

調理師法（昭33法147）に基づく養成施設の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 調理師に係る養成施設の指定、内容変更、入所及び卒業の届出、名称等の変更等の届出、報告の徴収及び指示、指定の取消し（調理師法第3条第1項、同法施行令第1条の2～5、同法施行規則第5条、第8条～第11条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成施設の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	424	421	422
新規指定数	7	4	6
取消数	7	4	4
指定内容の変更承認数	19	15	20
指定内容の変更届出数	19	11	8
指導調査実施数	35	29	36
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

知的障害者福祉法（昭35法37）に基づく養成施設の指定

移譲対象事務・権限			
○ 知的障害者福祉司に係る養成施設の指定（知的障害者福祉法第14条第5号）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成施設の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	1	1	1
新規指定数	0	0	0
取消数	0	0	0
指定内容の変更承認数	0	0	0
指定内容の変更届出数	0	0	0
指導調査実施数	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。</p> <p>○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。</p> <p>○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<p>・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）</p>		<p>・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</p>	
<p>・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。</p>		<p>・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。</p>	
<p>・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。</p>		<p>・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</p>	

**戦傷病者特別援護法（昭38法168）に基づく
指定医療機関の指定及び監督**

移譲対象事務・権限			
<p>○ 戦傷病者の先の大戦における公務上の傷病に関し、必要な療養の給付を行うため、療養を行う医療機関の指定等に係る以下の事務・権限。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定医療機関の指定（戦傷病者特別援護法第12条） ・ 指定医療機関が療養を行うについての指導（同法第13条第2項） ・ 指定医療機関に対する報告要求、立入検査、診療報酬の支払いの一時差止め（同法第16条第1項及び第2項） ・ 指定医療機関以外の医療機関に対する報告要求等（同法第17条第3項） 			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定医療機関数	170	171	171
指定件数	0	0	0
指定の取消し件数	0	0	0
変更届の受理件数	15	6	7
指定自体の申出の受理件数	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 戦傷病者特別援護法による療養の給付は、「軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、国家補償の観点に基づき」（同法第1条）行うものであり、これに要する費用についても全額国の負担により行われている。</p> <p>○ 指定医療機関等の指定等の事務は国が適正な水準、内容の医療を確保する義務を負っているが、考え方は既に法令等で定めているため、都道府県がそれに従って当該業務を実施することは可能と考える。</p> <p>○ なお、当該事務を都道府県への移管にすることとした場合、法令上の手当を行うことが必要となる。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令には、指定に係る具体的な基準等の記載がないことから、指定に係る審査基準や、指定後の指導監督等の方法を具体的に示すべき。（法定受託事務） ・ 「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘を踏まえ適切に対応したい。 ・ 国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 		

理学療法士及び作業療法士法（昭40法137）に基づく 養成施設の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 理学療法士、作業療法士に係る養成施設の指定、変更の承認又は届出、報告徴収又は指示、指定の取消し（理学療法士及び作業療法士法第11条第1号、第2号、第12条第1号、第2号、同法施行令第9条～第15条）			
事務量（主な業務指標）			
○養成施設の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	361	347	335
新規指定数	2	2	4
取消数	15	18	12
指定内容の変更承認数	391	414	394
指定内容の変更届出数	73	87	55
指導調査実施数	41	34	19
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）		
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 		

母子保健法（昭40法141）に基づく指定養育医療機関の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 国の開設した病院等に係る指定養育医療機関の指定、指定の取消し、変更・辞退（母子保健法第20条第5項及び第7項（児童福祉法第20条第8項及び第21条の4の準用）並びに第27条第1項）			
事務量（主な業務指標）			
○ 母子保健法に基づく指定養育医療機関の指定等			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定医療機関数	113	113	113
指定件数（新規）	0	1	0
指定の取消し件数	0	0	0
変更届の受理件数	7	2	3
指定の辞退の申出の受理件数	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 現行の規定では、国が開設した病院等については厚生労働大臣が、そのほかの病院等については都道府県知事が、それぞれ指定等の事務を行うこととされているが、その指定基準等は、病院等の設置主体にかかわらず同一であることから、国が開設した病院等についてのみ指定等の事務を国が行う必要性に乏しいため。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・ 療育医療、養育医療とも、都道府県及び政令市、中核市が実施者となっていることから、移譲先についても実施者と同一とすることについて検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を踏まえながら今後検討していきたい。 ・ ご指摘を踏まえ対応を検討したい。 		

製菓衛生師法（昭41法115）に基づく養成施設の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 製菓衛生師に係る養成施設の指定、指定内容の変更承認・変更届出、報告徴収及び指示、指定の取消し（製菓衛生師法第5条第1項、同法施行令第19条、第21条～第24条、同法施行規則第17条、第19条）			
事務量（主な業務指標）			
○養成施設の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	190	193	199
新規指定数	5	6	3
取消数	2	1	5
指定内容の変更承認数	12	12	4
指定内容の変更届出数	62	36	42
指導調査実施数	21	20	25
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）		・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。	
・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。		・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。	
・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。		・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。	

柔道整復師法（昭45法19）に基づく養成施設の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 柔道整復師に係る養成施設の指定、指定の取消し、指定内容の変更承認・変更届出、指導・報告（柔道整復師法第12条第1項、同施行令第2条～第8条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成施設の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	171	167	163
新規指定数	2	0	3
取消数	2	4	5
指定内容の変更承認数	51	37	34
指定内容の変更届出数	52	35	22
指導調査実施数	21	12	14
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

視能訓練士法（昭46法64）に基づく養成所の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 視能訓練士に係る養成所の指定、指定の取消し、指定内容の変更承認・変更届出、指導・報告（視能訓練士法第14条第1号、第2号、同法施行令第10条～第16条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成所の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	23	28	27
新規指定数	4	2	0
取消数	0	2	0
指定内容の変更承認数	20	29	26
指定内容の変更届出数	8	7	7
指導調査実施数	1	4	4
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

社会福祉士及び介護福祉士法（昭 62 法 30）に基づく 養成施設等の指定及び監督、講習会の届出

移譲対象事務・権限			
○ 社会福祉士、介護福祉士に係る養成施設等の指定、指定の取消し、変更の承認又は届出、報告の徴収及び指示、指定の取消し、講習会の届出（社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第 2 号、第 3 号、第 39 条第 1 号～3 号、第 40 条第 2 項第 1 項、第 40 条第 2 項第 5 号（※平成 27 年 4 月 1 日より施行であるが、法施行令附則第 2 条第 2 項の経過措置により指定事務を実施している）、同法施行令第 3 条～第 8 条、同法施行規則第 22 条第 4 項、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第 3 条第 1 号ト（4）、ワ、第 5 条第 6 号、第 9 の 2 号、第 14 号ロ、第 7 条の 2 第 1 号ホ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第 3 条第 1 号ト（4）、ワ、第 5 条 6 号、第 9 の 2 号、第 14 号ロ、第 7 条の 2 第 1 号ホ、社会福祉に関する科目を定める省令第 4 条第 2 号ニ、第 5 条～第 9 条、第 7 号）			
事務量（主な業務指標）			
○社会福祉士に係る養成施設等の指定及び監督			
業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
課程数	7 0	6 9	7 3
新規指定数	2	4	3
取消数	3	0	1
指定内容の変更承認数	1 6	1 5	1 1
指定内容の変更届出数	1 0 4	1 3 1	6 3
指導調査実施数	1 0	5	3
○社会福祉士実習演習担当教員講習会実施届の受理数			
業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
受理件数	0	2	4
○社会福祉士実習指導者講習会実施届けの受理数			
業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
受理件数	6	1 2	3 2
○介護福祉士に係る養成施設等の指定及び監督			
業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
課程数	4 5 1	4 3 3	4 1 5
新規指定数	6	5	4
取消数	2 4	2 3	5
指定内容の変更承認数	4 6	4 4	3 2
指定内容の変更届出数	5 0 8	5 2 9	5 4 6
指導調査実施数	4 9	2 0	2 4
○福祉系高等学校の指定及び監督			
業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度

【1-27（厚生労働省）】

課程数	166	170	171
新規指定数	13	5	0
取消数	0	2	4
指定内容の変更承認数	17	13	13
指定内容の変更届出数	212	215	243
指導調査実施数	19	49	9

○実務者養成施設の指定及び監督

業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	0	1	39
新規指定数	0	7	80
取消数	0	0	0
指定内容の変更承認数	0	0	1
指定内容の変更届出数	0	0	7
指導調査実施数	0	0	0

○介護技術講習会等に係る実施報告の受理数

業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受理件数	1,060	1,130	1,186

○介護教員講習会実施届の受理数

業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受理件数	0	1	2

○介護福祉士実習指導者講習会実施届の受理数

業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受理件数	9	7	7

○介護福祉士における実務者研修教員講習会実施届出の受理数

業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受理件数	0	2	85

○医療的ケア教員講習会実施届出の受理数

業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受理件数	0	6	90

各府省の回答（平成25年5月）

『全国一律・一斉に移譲』

- 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。
- しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。
- なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。

【1-27（厚生労働省）】

※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもないければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。

全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。

臨床工学技士法（昭62法60）に基づく養成所の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 臨床工学技士に係る養成所の指定、指定取消し、指定内容の変更承認・変更届出、指導・報告・検査（臨床工学技士法第14条第1号～第3号、臨床工学技士学校養成所指定規則第2条、第3条、第5条～第8条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成所の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	46	46	45
新規指定数	3	0	1
取消数	3	1	1
指定内容の変更承認数	24	42	35
指定内容の変更届出数	16	12	15
指導調査実施数	2	10	5
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

義肢装具士法（昭62法61）に基づく養成所の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 義肢装具士に係る養成所の指定、指定の取消し、指定内容の変更承認・変更届出（義肢装具士法第14条第1号～第3号、義肢装具士学校養成所指定規則第2条、第3条、第5条～第8条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成所の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	8	7	7
新規指定数	0	0	0
取消数	1	0	0
指定内容の変更承認数	8	3	5
指定内容の変更届出数	4	2	4
指導調査実施数	0	1	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

**食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する
法律（平2法70）に基づく事務・権限のうち、
①養成施設及び講習会の登録及び監督
②指定検査機関の指定及び監督**

<養成施設及び講習会の登録及び監督>

移譲対象事務・権限			
○ 食鳥処理衛生管理者に係る養成施設及び講習会の登録、登録の取消し、変更の届出、報告徴収等（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第3号、第4号、同法施行令第1条～8条、第10条～第13条、第15条～17条、第19条～第21条、同法施行規則第15条、第19条）			
事務量（主な業務指標）			
○食鳥処理衛生管理者資格取得講習会の登録			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
登録数	1	1	1
※食鳥処理衛生管理者養成施設の登録については、過去3年間実績なし。			
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）		
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 		

<指定検査機関の指定及び監督>

移譲対象事務・権限			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定検査機関に係る以下の事務・権限。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 21 条～24 条） ・ 役員等の選任及び解任（同法第 26 条・第 27 条） ・ 業務規程の認可（同法第 28 条） ・ 事業計画等の認可（同法第 29 条） ・ 監督命令（同法第 31 条） ・ 業務の休廃止の許可（同法第 32 条） ・ 指定の取消し及び食鳥検査業務の停止（同法第 33 条・第 34 条） ・ 報告徴収、立入検査（同法第 37 条・第 38 条） 等 			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
指定検査機関数	16	16	15
新規指定件数	0	0	0
事業計画の認可件数	16	16	15
各府省の回答（平成 25 年 5 月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食鳥の指定検査機関は、国内に流通する食鳥の検査を行っている。その指定の基準は全国統一的に定められているため、指定権限を地方に移譲することとする。 ○ この場合、指定検査機関と食鳥処理場の管轄自治体が異なる場合があることに留意が必要であり、指定及び委任の制度の見直しを含め制度上の設計につき検討を要する。 （例：指定検査機関は全国に 15 か所しかない。そのため、指定検査機関を管轄する自治体は、域外の自治体が委任した食鳥処理場の検査についても事務（指定検査機関が検査を適正に行っているかの監督等）に当たる必要がある。） <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。このため、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>			
全国知事会意見（平成 25 年 6 月）		各府省の見解（平成 25 年 8 月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護する観点から指定基準を示す必要がある。 ・ 「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。 （国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・ 都道府県による検査の委託先を指定する制度であることから、指定の効力が全国に通用するのではなく、指定した都道府県にのみ効力を有する仕組みとすることも含め検討するべき。 ・ 政令市、中核市及び保健所設置市においても食鳥検査を実施しており、これらの市についても移譲先とすることについて検討が必要。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘を踏まえ適切に対応したい。 ・ 国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・ ご指摘を踏まえ対応を検討したい。 ・ ご指摘を踏まえ対応を検討したい。 	

救急救命士法（平3法36）に基づく養成所の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 救急救命士に係る養成所の指定、指定の取消し、指定内容の変更承認・変更届出（救急救命士法第34条第1号、第2号、第4号、救急救命士学校養成所指定規則第2条、第3条、第5条～第8条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成所の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	43	44	44
新規指定数	1	0	0
取消数	0	0	0
指定内容の変更承認数	33	25	27
指定内容の変更届出数	9	9	9
指導調査実施数	3	3	1
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

**原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平6法117）に基づく
指定医療機関の指定及び監督**

移譲対象事務・権限			
○ 原爆症認定患者に対する医療給付を行う医療機関の指定、指定の取消し、指定医療機関の報告徴収等（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第1項及び第3項、第16条第1項、第17条第2項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定医療機関数	1, 558	1, 694	1, 813
指定件数	184	170	164
指定の取消件数	0	0	0
変更届等の受理件数	67	32	37
指定辞退の申出の受理件数	16	45	44
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 被爆者対策については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」前文において、国の責任により、被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護施策を講じることとされている。			
○ なかでも、原爆症認定患者に対する医療については、国の責任において、国が医療費全額を負担しており、国が負担者の立場から、当該医療を担当する指定医療機関の指定から監督（指定の取り消しを含む）までを一貫して行っているため、引き続き実施するのが適当であると考えます。			
○ しかし、必ずしも国の機関だけが行うことのできる事務・権限ではなく、的確な執行体制の整備がなされれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考えます。			
○ 一方で、都道府県への権限を移譲することとした際には、人員配置等、都道府県に大きな負担を強いることとなるため、都道府県の理解が不可欠である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）		・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。	

介護保険法（平9法123）に基づく事務・権限のうち、

①介護サービス事業者（介護サービス事業所が二以上の都道府県の区域に所在する事業者であって地方厚生局の所管に係るものに限る。）の業務管理体制の整備に関する監督

②市町村（指定都市及び中核市を除く。）が行う介護サービス事業所の指定及び指導監督等に関する指導等

移譲対象事務・権限

- 市町村（指定都市・中核市を除く。）が行う介護サービス事業所の指定及び指導監督事務並びに保険事務、認定事務等に関する指導（介護保険法第197条第1項、第2項）
- 市町村（指定都市・中核市を除く。）との合同による地域密着型サービス事業者等に対する実地指導（同法第24条第1項、第2項）
- 国民の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認める場合に行う特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設等に対する監査等（同法第203条の3第1項、同法第203条の5）
- 事業所が複数都道府県にまたがって所在する場合の業務管理体制に関する事業者からの届出の受理及び業務管理体制事務に関する指導（同法第115条の33第1項、第4項、第115条の34）
- 市町村が行う業務管理体制事務に関する指導（同法第197条第2項）

事務量（主な業務指標）

業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
介護保険者に対する実地指導件数	98	72	102
介護サービス事業者等に対する実地指導件数	99	74	102

各府省の回答（平成25年5月）

『全国一律・一斉に移譲』

- 地方厚生局が行う介護保険・サービスに関する指導に係る業務については、下記の留意点が確実に担保されるのであれば、地方自治体へ移譲（全国一律・一斉に移譲するもの）とすることは可能である。
- なお、地方自治体には介護サービス事業者に対する監督権限が付与されており、国の権限を移譲しなくても、既に介護サービス事業所に対する指導・監督は自治体が行っているところである。

<留意点>

- 市町村が行う介護サービス事業所の指導監督事務等に対する指導については、適切な制度運営の観点から、都道府県において、市町村に対する適時適切な指導が実施可能となるよう、介護保険制度を熟知した人員体制及び予算を確保すること。
- 事業所が複数都道府県にまたがって所在する場合の業務管理体制に関する事業者からの届出の受理及び検査の実施、都道府県・市町村が行う業務管理体制事務に関する指導については、人員体制を確保するとともに、介護サービス事業所を全国展開している事業者に対して、関係都道府県の役割分担を明確にするなど緊密に連携し、支障なく適正かつ効率的に事務が実施されるようにする必要があること。
- 移譲にあたり各業務について、制度の適正運営及び利用者保護の観点から、緊急時又はコムスンのような全国規模の問題等が生じた場合など、国が必要と認めるときは、業務権限移譲後においても、総合調整等が実施可能となるよう関係法令に規定する必要があること。

【1-33（厚生労働省）】

と。

※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方が負うことを条件とする。さもないと、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。

全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	各府省の見解（平成 25 年 8 月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、国及び都道府県又は市町村合同で行っている事業所への指導について、都道府県又は市町村のみで行うこととなるが、法令上もこれを明確にするべきである。（国の指導権限を廃止） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令上の措置については、ご指摘を踏まえ、今後、具体的に検討する予定。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険事業の運営、サービス全般については、国によって詳細な基準整備がされていることから、指導についても国による統一的な指導基準を整備すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国による統一的な指導については、各都道府県・指定都市・中核市あてに介護保険施設等の指導監督に関して通知している他、実地指導マニュアルも作成し、通知している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 以上の都道府県の区域において活動する事業者（広域）の監督について、都道府県が連携して対応している NPO 法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令上の措置については、ご指摘も踏まえ、今後、具体的に検討する予定。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。

精神保健福祉士法（平9法131）に基づく養成施設等の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 精神保健福祉士に係る養成施設等の指定、指定の取消し、指定内容の変更承認・変更届出、指導・報告・指示（精神保健福祉士法第7条、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第3条、第4条、第7条～第10条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成施設等の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	62	64	62
新規指定数	5	2	0
取消数	3	4	1
指定内容の変更承認数	30	34	4
指定内容の変更届出数	23	49	117
指導調査実施数	12	5	2
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）		
・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）	・ 国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。		
・ 指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。	・ 指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。		
・ なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。	・ 「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。		

言語聴覚士法（平9法132）に基づく養成所の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 言語聴覚士に係る養成所の指定、指定の取消し、指定内容の変更承認・変更届出、報告・指示（言語聴覚士法第33条第1号～第3号、第5号、言語聴覚士学校養成所指定規則第2条、第3条、第5条～第8条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成所の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	53	53	54
新規指定数	1	2	2
取消数	2	1	2
指定内容の変更承認数	77	76	61
指定内容の変更届出数	22	13	16
指導調査実施数	6	1	1
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 		<ul style="list-style-type: none"> ・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。 	

健康増進法（平14法103）に基づく誇大表示の禁止に係る勧告及び命令

移譲対象事務・権限			
○ 食品として販売に供する物に関し、健康の保持増進の効果等について、著しく事実相違又は著しく人を誤認させる広告等の表示を禁止しており（健康増進法第32条の2第1項）、これに違反して表示した者に対する勧告（同法第32条の3第1項）、命令（同法第32条の3第2項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談及び指導件数	201	188	139
立入検査件数	0	0	0
収去件数	0	0	0
勧告件数	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 地方厚生局が行っている当該事務・権限を地方自治体へ移譲することにより、県域レベルの事案について、地方自治体において、より一層効果的に監視・執行を行うことが可能となり、もって、健康食品等の虚偽・誇大広告等の適正化の推進が図られるものと評価されることから、当該事務・権限について、全国一律・一斉に移譲するものとして、地方自治体へ移譲することとする。			
○ 一方で、今回の対象外とされている本府省の事務・権限に関しては、消費者の利益の擁護や国民の健康増進に係る施策について、今後とも、国が責任を持って推進していく必要があり、消費者の利益の擁護等に関して特に必要とあると認められる場合にあっては、国が直接勧告・命令を行うことができるよう、引き続き、本府省（消費者庁長官）の権限・事務を存置する必要があると考える。			
○ また、当該事務・権限の移譲先の実施体制として、都道府県等単位のほか、自治体間連携や広域連合などの仕組みを検討することとされている。実施体制の在り方によって、実効的な監視・執行に大きく影響を与えられることが考えられるため、実施体制の在り方の検討に当たっては、別途、意見照会を行っていただくようお願いする。			
○ 当該事務を廃止することにより国民の健康増進に大きく支障をきたすことは明らかであり、当該事務を廃止することは不可能である。また、行政処分といった公権力の行使を民営化することは全く馴染まない。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・「検査・収去」「相談及び指導」の権限と併せて地方に移譲すべき。		・「検査・収去」の権限は既に地方で有している。また、虚偽誇大広告等の規制に係る相談及び指導についても、既に地方でも実施している。	

【1-36（厚生労働省）】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合に限るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者安全の確保等は、地域毎に異なるべきではなく、全国において等しく確保されるべきものであるため、適時適切に実施することが可能な人員体制が各自治体に整備されるとともに自治体間における広域的な連携体制が整備されない限り、移譲後においても、並行権限の行使を認めるべきである。 また、上記整備がされた後でも、対象となる企業が複数の都道府県にわたって事業展開しているなど、迅速かつ全国一律の法運用を図る観点等から、国が執行する方がより効果的と考えられる場合には並行権限の行使を認めるべきである。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な被害のまん延防止の観点から勧告等の基準を示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準の必要性については認識しており、現在どのようなものを示すことが可能か検討しているところである。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2以上の都道府県の区域において活動する事業者（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人や建設業については活動や営業を行う上で事前の認可が必要である一方、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令の対象は、認可の規制が無いという違いがあることから、例示された法令を参考にするに当たっては検討が必要である。 当該事務の効率的な運用の在り方については地方自治体の担当部局と丁寧に意見交換を行いながら検討していく必要があると考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。 （国で想定している関与の内容の提示を求める。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体が勧告又は命令を発出した際に国に報告を行うこと等を検討している。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の 特別買上償還に関する証明書の発行

移譲対象事務・権限			
<p>○ 特別弔慰金等の特別買上償還が必要である旨の証明書の発行</p> <p>※ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の各法律における法令上の手当てが必要</p>			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
証明書交付件数	604	289	171
各府省の回答（平成 25 年 5 月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等は、戦没者等の遺族に対して、国として弔慰の意を表すために、支給しているものであるが、裁定等の主要な事務は、法定受託事務とし都道府県において行われているものである。</p> <p>○ 今後、特別買上償還に関する証明書の発行事務についても、都道府県への移管を検討してまいりたい。</p> <p>○ なお、当該事務を都道府県への移管にすることとした場合、法令上の手当を行うことが必要となる。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>			
全国知事会意見（平成 25 年 6 月）		各府省の見解（平成 25 年 8 月）	
<p>・ 居住都道府県と裁定都道府県が一致しないため、事務の流れ、広域的連携体制等の整備、証明する基準等を明確化すること。</p> <p>・ 買上償還の対象条件の一つである「生活保護受給者ではないが保護を要する状態に陥るおそれがある者」については、国が明確な基準を定めること。（法定受託事務）</p> <p>・ 「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）</p>		<p>・ ご指摘を踏まえ対応を検討したい。</p> <p>・ 受給者の様々な事情等に鑑み、「生活保護受給者ではないが保護を要する状態に陥るおそれがある者」と示しているところであり、今後も、現在と同様に個別の状況を踏まえ各福祉事務所が判断することとさせていただきたい。</p> <p>・ 国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</p>	

農産物検査法（昭26法144）に基づく登録検査機関（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）の登録及び監督

移譲対象事務・権限		
<p>○ 事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関に関する登録等の業務 : 登録検査機関の登録、登録の更新、変更登録、農産物検査結果報告の受理、業務規定の届出の受理及び変更命令（農産物検査法第17～19条、20条第3項、21条）</p> <p>○ 事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関及び都道府県域内の関係業者等に対する農産物検査の適正な実施を確保するための監視業務 : 適合命令、改善命令、登録の取消し等、報告の徴収、調査、聴聞の特例（同法第22～24条、30～32条） 不正受検に対する処置、大臣申出の受理及び措置（同法第16条、33条）</p>		
事務量（主な業務指標）		
業務指標	平成23年度	平成24年度
登録検査機関数(うち県域)	1,496(1,330)	1,536(1,372)
改善命令等数(うち県域)	5(5)	6(6)
立入調査数	3,544	2,833
注：登録検査機関数には、広域の登録検査機関における従たる事務所数を含んでいる。		
各府省の回答（平成25年5月）		
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。 一方、事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関の登録や指導・監督、都道府県域内の関係業者等に対する立入検査等の業務については、都道府県に移譲をすることが可能と考えられる。</p> <p>○ 具体的には、 (1) 登録検査機関に対する登録、指導・監督等の業務 農産物検査に関する業務のうち、事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関に対する登録、指導・監督等の業務は、一都道府県内において概ね完結するものであり、都道府県への移譲が可能。 一方、仮に、事務所が複数の都道府県に存在する広域の登録検査機関に対する登録、指導・監督等の業務を都道府県に移譲することとした場合には、 ① 主たる事務所を管轄する都道府県は、登録・指導等の業務を行うに当たって、従たる事務所を管轄する複数の都道府県との間で恒常的な調整が必要となり、迅速な対応が困難となる② 主たる事務所と従たる事務所の区域を管轄する都道府県の指導の内容が異なった場合、当該登録検査機関に無用の混乱を来すことが想定されるため、複数の都道府県域に事務所を有する登録検査機関に対する登録、指導・監督等の業務は、国が実施することが適当。</p>		

【1-38（農林水産省）】

(2) 都道府県域内の関係業者等に対する立入調査等

農産物検査の適正な実施を確保するため、農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者等に対して立入調査等を行う必要があり、都道府県域内の関係業者等に対するこれらの業務については、都道府県に移譲することが可能。

ただし、全国広範囲に流通する農産物の実態から、都道府県域を越えて販売・在庫を確認し、必要に応じて流通指導や検査証明の抹消等を行うなど、問題となる不正事案に迅速・柔軟に対応する必要があることから、国がこれらの者への権限を行使することを妨げないこととすることが適当。

全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	各府省の見解（平成 25 年 8 月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係業者に対する立入検査権と併せて、法第16条の不正受検に対する処置についても移譲すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 16 条の不正受検に対する処置に係る権限は、地方へ移譲することとする。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 権限移譲後の国による並行権限の行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合に限るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権限移譲後の国による並行権限の行使については、法目的の達成のために特に必要と認められる場合に限ることとする。

中小企業団体の組織に関する法律（昭32法185）に基づく協業組合等（一の都道府県の区域内のみにある経済産業局及び地方運輸局の所管に係る組合並びに二以上の都道府県の区域にわたる組合であって地方厚生局の所管に係るものに限る。）の設立認可及び監督

<経済産業省>

移譲対象事務・権限

- 協業組合等（一の都道府県の区域内のみにある経済産業局の所管に係る組合に限る。）に係る以下の事務・権限
- ・協業組合の事業転換の認可（中小企業団体会法（以下、団体会法）第5条の7第2項）
 - ・協業組合の設立の認可（団体会法第5条の17第1項）
 - ・公正取引委員会の請求（団体会法第5条の22）
 - ・協業組合の組合員による臨時総会の招集の承認（中小企業等協同組合法（以下、中協法）第48条 団体会法第5条の23第3項において準用）
 - ・協業組合の定款の変更の認可（中協法第51条第2項 団体会法第5条の23第3項において準用）
 - ・協業組合の余裕金運用の制限の緩和の認可（中協法第57条の5 団体会法第5条の23第3項において準用）
 - ・協業組合の役員の変更届出（中協法第35条の2 団体会法第5条の23第3項において準用）
 - ・協業組合の合併の認可（中協法第66条第1項 団体会法第5条の23第4項において準用）
 - ・協業組合の解散の届出（中協法第62条第2項 団体会法第5条の23第4項において準用）
 - ・協業組合の解散を命じたとき、解散の登記を嘱託しなければならないこと（中協法第96条第5項 団体会法第5条の23第5項において準用）
 - ・協業組合の不服の申出に対する措置（中協法第104条 団体会法第5条の23第6項において準用）
 - ・請求に基づく会計状況の検査（中協法第105条の4第1項 団体会法第5条の23第6項において準用）
 - ・協業組合の決算関係書類の提出（中協法第105条の2第1項 団体会法第5条の23第6項において準用）
 - ・協業組合の法令等の違反に対する処分（中協法第106条第1項～3項 団体会法第5条の23第6項において準用）
 - ・商工組合の特別の地区の承認（団体会法第9条）
 - ・商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可（団体会法第17条の2第1項）
 - ・商工組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特別認可（団体会法第33条）
 - ・商工組合及び商工組合連合会の設立の認可（団体会法第42条第1項）
 - ・商工組合の組合員による臨時総会の招集の承認（中協法第48条 団体会法第47条第2項において準用）
 - ・商工組合の定款の変更の認可（中協法第51条第2項 団体会法第47条第2項において準用）
 - ・商工組合の余裕金運用の制限の緩和の許可（中協法第57条第5項 団体会法第47条第2項において準用）
 - ・商工組合の役員変更の届出（中協法第35条の2 団体会法第47条第2項において準用）
 - ・商工組合の解散登記の嘱託（中協法第96条第5項 団体会法第54条において準用）
 - ・商工組合及び商工組合連合会の合併の認可（中協法第66条第1項 団体会法第47条第3

【1-39（経済産業省・厚生労働省・国土交通省）】

項において準用)

- ・ 商工組合及び商工組合連合会の解散の届出（中協法第 62 条第 2 項 団体法第 47 条第 3 項において準用）
- ・ 商工組合等の法令等の違反に対する処分（中協法第 106 条第 3 項～4 項 団体法第 69 条第 4 項において準用）
- ・ 商工組合等の不服の申出に対する措置（中協法第 104 条 団体法第 71 条において準用）
- ・ 請求に基づく会計状況の検査（中協法第 105 条の 4 第 1 項 団体法第 71 条において準用）
- ・ 商工組合等の決算関係書類の提出（中協法第 105 条の 2 第 1 項 団体法第 71 条において準用）
- ・ 主務大臣の命令（団体法第 67 条）
- ・ 商工組合等に対する解散命令（団体法第 69 条第 1 項～3 項）
- ・ 商工組合等からの報告の徴収（団体法第 92 条）
- ・ 商工組合等に対する立入検査（団体法第 93 条第 1 項）
- ・ 商工組合等に対する解散命令（団体法第 96 条第 4 項）
- ・ 協業組合への組織変更の認可（団体法第 95 条第 4 項）
- ・ 事業協同組合への組織変更の認可（団体法第 96 条第 8 項）
- ・ 商工組合への組織変更の認可（団体法第 97 条第 2 項）
- ・ 報告の徴収（団体法第 92 条）
- ・ 立入検査（団体法第 93 条）
- ・ 組織変更の届出（団体法第 100 条の 11）

事務量（主な業務指標）

業務指標	平成 24 年度
決算関係書類の受理	1 5 6
役員の変更届出の受理	8 3
定款変更の認可	2 6

各府省の回答（平成 25 年 5 月）

『全国一律・一斉に移譲』

- 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する認可等の権限については移譲を前提として、詳細について検討。
- 都道府県の区域を越える組合に関する事務については、現行の地方自治法における「広域的实施体制」では組織の永続性が担保されず、広域的实施体制の地区が変更されることにより、許認可の主体が変わる等、制度の安定的実施に著しい支障を来すため、そうした諸条件が担保されない限り、引き続き経済産業局が実施することとする。

全国知事会意見（平成 25 年 6 月）

各府省の見解（平成 25 年 8 月）

--	--

<厚生労働省>

移譲対象事務・権限

- 協業組合等(二以上の都道府県の区域にわたる組合であって地方厚生局の所管に係る組合に限る。)に係る以下の事務・権限
 - ・協業組合の事業転換の認可（中小企業団体法第5条の7第2項）
 - ・協業組合の設立の認可（同法第5条の17第1項）
 - ・協業組合の組合員による臨時総会の招集の承認（同法第5条の23第3項）
 - ・協業組合の定款の変更の認可（同法第5条の23第3項）
 - ・協業組合の合併の認可（同法第5条の23第4項）
 - ・商工組合の特別の地区の承認（同法第9条）
 - ・商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可（同法第17条の2第1項）
 - ・商工組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特別認可（同法第33条）
 - ・商工組合及び商工組合連合会の設立の認可（同法第42条第1項）
 - ・商工組合の組合員による臨時総会の招集の承認（同法第47条第2項）
 - ・定款の変更の認可（同法第47条第2項）
 - ・商工組合及び商工組合連合会の合併の認可（同法第47条第3項）
 - ・協業組合への組織変更の認可（同法第95条第4項）
 - ・事業協同組合への組織変更の認可（同法第96条第5項）
 - ・商工組合への組織変更の認可（同法第97条第2項）
 - ・報告の徴収（同法第92条）
 - ・立入検査（同法第93条）
 - ・組織変更の届出（同法第100条の11） 等

事務量（主な業務指標）

業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
定款変更認可件数	2	0	2
立入検査件数	0	0	0

各府省の回答（平成25年5月）

『全国一律・一斉に移譲』

- 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する認可等の権限については移譲を前提として、詳細について検討。
- 事業を複数の都道府県で活動する中小企業等協同組合等の場合については、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可等の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある中小企業等協同組合等の許認可等の権限を都道府県に移譲することは可能である。（移譲にあたっては、中小企業等協同組合法等の主管官庁である経済産業省との調整が必要である。）

※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。

全国知事会意見（平成25年6月）

各府省の見解（平成25年8月）

【1-39（経済産業省・厚生労働省・国土交通省）】

<p>・ 2以上の都道府県の区域において活動する組合（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。</p>	<p>・ 法令上の措置については、ご指摘も踏まえ、今後具体的に検討する予定。</p>
<p>・ 国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）</p>	<p>・ 国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</p>

<国土交通省>

移譲対象事務・権限

- 協業組合等（一の都道府県の区域内のみにある地方運輸局の所管に係る組合に限る。）に係る以下の事務・権限
- ・ 協業組合の事業転換の認可（中小企業団体系法第5条の7第2項）
 - ・ 協業組合の設立の認可（同法第5条の17第1項）
 - ・ 協業組合の組合員による臨時総会の招集の承認（同法第5条の23第3項）
 - ・ 協業組合の定款の変更の認可（同法第5条の23第3項）
 - ・ 協業組合の合併の認可（同法第5条の23第4項）
 - ・ 商工組合の特別の地区の承認（同法第9条）
 - ・ 商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可（同法第17条の2第1項）
 - ・ 商工組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特別認可（同法第33条）
 - ・ 商工組合及び商工組合連合会の設立の認可（同法第42条第1項）
 - ・ 商工組合の組合員による臨時総会の招集の承認（同法第47条第2項）
 - ・ 商工組合及び商工組合連合会の定款の変更の認可（同法第47条第2項）
 - ・ 商工組合及び商工組合連合会の合併の認可（同法第47条第3項）
 - ・ 報告の徴収（同法第92条）
 - ・ 立入検査（同法第93条）
 - ・ 協業組合への組織変更の認可（同法第95条第4項）
 - ・ 商工組合への組織変更の認可（同法第97条第2項）
 - ・ 組織変更の届出（同法第100条の11） 等

事務量（主な業務指標）

- 地方運輸局所管組合数（平成23年度末時点）
3,515件
- 地方運輸局における手続き件数（平成23年度）
設立認可、定款変更認可等：674件
決算報告書等各種報告受理：4,602件
- ※ 上記は、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等に係る事務量も含む。

各府省の回答（平成25年5月）

『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』

- 地方運輸局は、中小企業等協同組合等のうち、国土交通省の所管に属する事業者が組合員の資格として定款に定められる事業又は組合の行う事業となっているものの一部に係る設立認可、報告受領等の事務を行っているが、その地区が都道府県の区域を超えないもの

【1-39（経済産業省・厚生労働省・国土交通省）】

<p>については、希望する都道府県に対する事務・権限移譲の対象とする。</p>	
<p>全国知事会意見（平成25年6月）</p>	<p>各府省の見解（平成25年8月）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・全国一律に移譲すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正かつ効率的な手続きの実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方運輸局にある中小企業等協同組合法等の権限を都道府県に移譲することは可能である。移譲にあたっては、都道府県において、的確な業務実施体制が整備されることを前提に、当該自治体の発意に応じて選択的に移譲することが望ましいと考える。

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平11法18）に基づく課税の特例に係る特定新規中小企業者の確認

移譲対象事務・権限			
○ 特定新規中小企業者の要件に該当する者に対する「確認書（大臣名）」の発行。（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第7条、第8条、同法施行規則第4条、第4条の2、第5条、第5条の2）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
エンジェル税制確認書発行件数 （申請企業単位）	68件	99件	64件
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 当該事務は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律をはじめ租税特別措置法などの各種法令やマニュアルの理解などの高い専門性が求められ、また、審査能力等のノウハウの蓄積が必要となることから、専任の職員や部局の設置がなされた持続性のある十分な実施体制が必要である。また、当該事務は国税の特例措置等を適用するための前提となるものであることから、国税関連の解釈等に関して全国統一的に遂行される必要がある。このため、税関連解釈等に関して国との連携及び関係省庁との制度のあり方についての調整を前提に、的確な執行体制が確保され次第、移譲する。			
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）		
・事務が大都市に集中していることから、取扱の少ない地域に配慮しマニュアル等を示すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・権限が移譲された際に、円滑に事務が行えるよう、各都道府県に運用マニュアル等を示すことについては了解。 ・本事務は国税の特例措置等を適用するための前提となることから、国税関連の解釈等に関して国の指導等に沿って全国統一的に事務を遂行していただくために、本確認事務を、地方自治法に規定される「法定受託事務」とし、助言、勧告、資料の提出の要求、指示、代執行、協議、同意、許可・認可・承認等に関して、国の関与が認められるものとする必要がある。 ・また、課税の公平性が確保されるよう、専門部局の配置ができ、持続性のある組織体制が構築され、国税に関する確認事務が適正に実施される体制を構築する必要がある。 ・これらの点において、財務省・税務当局との調整ができ次第、移譲を行う方針である。 		

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平 20 法 33）に基づく支援措置に係る認定

移譲対象事務・権限			
<p>○ 会社である中小企業者が受ける「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例（事業承継税制）」又は「中小企業信用保険法の特例や株式会社日本政策金融公庫の特例（金融支援）」の適用の前提となる経済産業大臣の認定事務等</p> <p>【事業承継税制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大臣認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項） ・認定の申請（通知）（同法施行規則第 7 条第 4 項） ・認定の取消し（同法施行規則第 9 条第 2 項、第 3 項、第 6 項） ・指導及び助言に係る経済産業大臣の確認（同法施行規則第 16 条第 3 項） ・切替確認等（同法施行規則第 13 条第 3 項、第 4 項、第 5 項） ・変更の確認（同法施行規則第 17 条第 4 項） ・確認の取消等（同法施行規則第 18 条） <p>【金融支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大臣認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項） ・認定の申請（通知）（同法施行規則第 7 条第 4 項） ・認定の取消し（同法施行規則第 9 条第 1 項） 			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
相続税認定	1 3 2	6 3	6 7
贈与税認定	6 7	7 3	6 9
金融認定	1 6	1 7	1 8
各府省の回答（平成 25 年 5 月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 当該事務は、経営承継円滑化法をはじめ租税特別措置法や会社法などの各種法令やマニュアルの理解などの高い専門性が求められ、また、審査能力等のノウハウの蓄積が必要となることから、専任の職員や部局の設置がなされた永続性のある十分な実施体制が必要である。また、当該事務は国税の特例措置等を適用するための前提となるものであることから、国税関連の解釈等に関して全国統一的に遂行される必要がある。このため、税関連解釈等に関して国との連携及び関係省庁との制度のあり方についての調整を前提に、的確な執行体制が確保され次第、移譲する。</p>			
全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	各府省の見解（平成 25 年 8 月）		
<p>・税関連の解釈等について国と都道府県との十分な連携を図るべき。</p>	<p>・当該事務は、国税の特例措置等を適用するための前提となるものであり、税関連解釈等に関しての国との連携及び財務省等関係省庁との制度の在り方についての調整を前提に、的確な執行体制が確保され次第、移譲する。</p>		

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平13法57）に基づく
自動車運転代行業の認定等に係る同意及び監督

移譲対象事務・権限	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車運転代行業の認定、認定取消、営業の停止・廃止命令について、都道府県公安委員会から協議を受け、同意（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第4項、同法第7条第2項、同法第23条3項、同法第24条第2項） ○ 申請書記載事項の変更、認定証の返納等に関する届出の受理（都道府県公安委員会を經由する。）（同法第8条第2項、同法第9条第3項） ○ 自動車運転代行業者による自動車運転代行業約款の届出に係る受理（同法第13条第3項） ○ 自動車運転代行業を営む者に対する報告・立入検査、指示（同法第21条第2項、同法第22条第1項・第2項） ○ 都道府県公安委員会に対する営業停止命令の要請（同法第23条第2項） 	
事務量（主な業務指標）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定等に係る同意の事務件数： 1, 105件（平成20～23年度の平均） ○ 届出の受理等の事務件数： 18, 997件（平成20～23年度の平均） ○ 自動車運転代行業者数： 8, 838者（平成24年） ○ 随伴用自動車数： 28, 874台（平成24年） 	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車運転代行業については、都道府県公安委員会が事業者の認定を行い、地方運輸局は利用者保護の観点から認定に際して保険加入等を確認するために協議を受けること等とされているが、自動車運転代行業に関する事務を都道府県が自主的かつ総合的に実施できるようにするため、自動車運転代行業に係る地方運輸局の権限については、都道府県に移譲する方向で検討する。 	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車運転代行業について、全国一律に都道府県へ移譲すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車運転代行業については、都道府県公安委員会が事業者の認定を行い、地方運輸局は利用者保護の観点から認定に際して保険加入等を確認するために協議を受けること等とされているが、自動車運転代行業に関する事務を都道府県が自主的かつ総合的に実施できるようにするため、自動車運転代行業に係る地方運輸局の権限については、都道府県に移譲する方向で検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援や広域的に対応する事務等について円滑な業務移譲のための措置を講ずるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務・権限の移譲に係る具体的な方法については、適切かつ確実な事務の実施を確保する観点から、今後検討して参りたい。

土壤汚染対策法（平14法53）に基づく指定調査機関（一の都道府県内で調査業務を行うものに限る。）の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 一の都道府県内で調査を行う指定調査機関に係る以下の事務・権限 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定（土壤汚染対策法第3条第1項） ・ 変更の届出（同法第35条） ・ 改善命令（同法第36条第3項） ・ 業務規程の届出（同法第37条第1項） ・ 適合命令（同法第39条） ・ 業務の廃止の届出（同法第40条） ・ 指定の取消し（同法第42条） ・ 公示（同法第43条） ・ 報告徴収・立入検査（同法第54条第5項） 			
事務量（主な業務指標）			
○ 指定調査機関数（全国770事業所（本省分100程度）、うち一都道府県域内51事業所）			
○ 指定調査機関の新規登録、登録情報の変更及び廃止の事務処理件数			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
事務件数	1,471	1,376	1,260
※事務件数の半分程度は、登録情報の変更に係るもの			
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 複数の都道府県内で広域的に調査業務を行う指定調査機関の場合、その指定・監督を都道府県が行うとすると、事業者は調査を行うすべての都道府県から指定・監督を受けることとなる。指定調査機関が一の都道府県において、土壤汚染対策法第42条の取消要件に該当することとなった場合、当然に他の都道府県でも指定の取消を行う必要があるが、そういった情報に関し、都道府県間及び都道府県と国との間の連絡調整に時間を要することになり、迅速かつ効率的な監督処分をすることが困難になることが予想され、例えば、他県において取消処分を受けた事業者が別の都道府県では指定を受け続けるような事態が生じてしまう可能性がある。また、事業者が各都道府県に指定の申請をすることとなると事業者に対して著しい負担を強いることとなる。 従って、一の都道府県内で調査業務を行う場合は、地方公共団体に事務を移管。 ○ 複数の都道府県内で調査業務を行う場合には、環境省において事務を行うこととする。 			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 一の都道府県内のみで調査を行う指定調査機関の指定等について、国は地方公共団体に対し、事後報告を求めることを想定している。 	

【1-43（環境省）】

・ 土壌汚染状況調査は、土壌汚染の未然防止や除去対策を実施する上で最も基本的かつ最重要の調査であることから、土壌汚染状況調査の遂行能力の有無を的確に判断する専門知識や技術を習得するための研修を行うこと。

・ 必要な対応を行ってまいりたい。

道路運送法（昭26法183）に基づく事務・権限のうち、

①自家用有償旅客運送の登録・監査等

②自動車道事業（一の都道府県の区域内のみで完結するものに限る。）
に係る供用約款の認可等

＜自家用有償旅客運送の登録・監査等＞

移譲対象事務・権限	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自家用有償旅客運送に係る新規登録・更新登録・変更登録（道路運送法第79条、同法第79条の6、同法79条の7） ○ 報告徴収、監査等（同法第94条） ○ 輸送の安全又は旅客の利便の確保のための是正措置命令（同法第79条の9第2項） ○ 事故報告に係る届出、業務の廃止に係る届出の受理（同法第79条の10、同法第79条の11） ○ 業務の停止命令及び登録の取消（同法第79条の12） ○ 有効期間の満了、業務の廃止届出又は登録の取消による登録の抹消（同法第79条の13） 	
事務量（主な業務指標）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務処理件数：3,252件（平成20～23年度の平均） ○ 団体数：3,036団体（平成25年3月時点） ○ 輸送人員：2,684万人（平成23年度推計値） ○ 運営協議会の設置数：1,301団体（平成25年3月時点） 	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』</p> <p>過疎地域の移動手段、介護等福祉を支える輸送といった地域住民の生活維持に必要な自家用有償旅客運送に関する事務・権限については、地域で判断できる裁量を拡大するため、希望する市町村に移譲する。（今後具体的な方法等につき検討）</p>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客自動車運送事業、自家用有償旅客運送、自動車運転代行業、自動車道事業について、全国一律に都道府県へ移譲すべき。このうち、自家用有償旅客運送については、さらに希望する市町村に移譲する仕組みを設けることとすべき。 ・ 移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援や広域的に対応する事務等について円滑な業務移譲のための措置を講ずるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地域の移動手段、介護等福祉を支える輸送といった地域住民の生活維持に必要な自家用有償旅客運送に関する事務・権限については、地域で判断できる裁量を拡大するため、希望する市町村に移譲する。 ・ 事務・権限の移譲に係る具体的な方法については、適切かつ確実な事務の実施を確保する観点から、今後検討して参りたい。
全国市長会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 希望する市町村に移譲する方向で検討されたい。 ・ ただし、地域における裁量を拡大することが前提。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用有償旅客運送の事務・権限については、当該運送が市町村単位のエリアで住民等の生活を支えるために行われる運送であること、また、地域住民の居住や各種活動に関する情報を一元的に持ち、地域交通のニーズ

	<p>を最も正確かつ詳細に把握・理解しているのは市町村であり、したがって、地域交通に関する地域や住民の要望に直接的に責任を持って対応すべき立場にあるのも市町村であることを踏まえ、希望する市町村に対して移譲することが適当である。</p> <p>また、事務・権限の移譲にあわせて、地域の裁量を可能な限り拡大する観点から、制度の見直しを検討して参りたい。</p>
<p>・また、地方運輸局等による相談体制を確保されたい。</p>	<p>・市町村への事務・権限の移譲に際しては、国と地方の連携により輸送の安全確保が確実に担保されるよう、運輸局・運輸支局が市町村に知見やノウハウ等を提供するなど、全面的に協力する必要があると考えている。</p> <p>なお、自家用有償旅客運送に関する事務・権限の移譲に係る具体的方策については、現在、地方分権改革有識者会議地域交通部会で検討されているところ。</p>

＜自動車道事業（一の都道府県の区域内のみで完結するものに限る。）に係る供用約款の認可等＞

<p>移譲対象事務・権限</p>
<p>○ 自動車道事業（一の都道府県の区域内のみで完結するものに限る。）に係る以下の事務・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事施行の認可申請期間の伸長（道路運送法第50条第3項） ・ 工事の完成の期間の伸長（同法第56条第2項により準用する同法第50条第3項） ・ 工事方法の変更（同法第54条第1項）及び構造又は設備の変更（同法第67条により準用する同法第54条第1項）であって次に掲げるもの（事業計画の変更に伴うものを除く。）の認可 <ul style="list-style-type: none"> ①路面及び路床の構造の変更、②直線部の横断こうばいの変更、③盛土及び切土の斜面のこうばいの変更、④橋（径間20m以上のものを除く。）、開きよ及び暗きよの構造の変更、⑤排水設備の構造の変更、⑥防護設備の設置場所及び構造の変更、⑦信号、通信及び照明の設備の位置及び構造の変更 ・ 軽微な工事方法の変更（同法第54条第3項）及び構造又は設備の変更（同法第67条により準用する同法第54条第3項）に係る届出の受理 ・ 供用約款の設定又は変更の認可（同法第62条第1項） ・ 事業計画の変更に係る届出の受理（同法第66条第3項） ・ 公衆の利便を阻害する行為の停止又は変更命令（同法第72条により準用する同法第30条第4項） ・ 事業の休止の許可（同法第70条の3第1項） ・ 事業改善命令（国土交通大臣の認可を要する事項に関するものを除く。）（同法第70条） ・ 報告徴収、監査等（同法第94条）

【1-44（国土交通省）】

事務量（主な業務指標）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務処理件数：32件（平成20～23年度の平均） ○ 供用路線数：33路線（総延長321.4キロメートル） <ul style="list-style-type: none"> ※ うち、一の都道府県内で完結するものは29路線、平成25年4月1日現在 ○ 事業者数：28事業者 <ul style="list-style-type: none"> ※平成25年4月1日現在 	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』</p> <p>自動車道事業については、観光道路など地域に密着した輸送サービスとして利用されていることから、一の都道府県内で完結する自動車道事業に係る地方運輸局の権限については、希望する都道府県に移譲する方向で検討する。</p>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・旅客自動車運送事業、自家用有償旅客運送、自動車運転代行業、自動車道事業について、全国一律に都道府県へ移譲すべき。このうち、自家用有償旅客運送については、さらに希望する市町村に移譲する仕組みを設けることとすべき。 ・移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援や広域的に対応する事務等について円滑な業務移譲のための措置を講ずるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車道事業については、観光道路など地域に密着した輸送サービスとして利用されていることから、一の都道府県内で完結する自動車道事業に係る地方運輸局の権限については、希望する都道府県に移譲する方向で検討する。 ・事務・権限の移譲に係る具体的な方法については、適切かつ確実な事務の実施を確保する観点から、今後検討して参りたい。

<別紙 2>

関連する事務・権限の移譲の可否等の
検討・調整を要する事務・権限

(各府省が移譲を検討中の事務・権限であって、
地方がその関連する事務・権限の移譲等を求めているもの)

【2-1（法務省）】

人権擁護に関する諸事務のうち、人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務

移譲対象事務・権限	
○ 人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務	
事務量（主な業務指標）	
業務指標	平成25年度
地方委託費予算額（百万円）	651
各府省の回答（平成25年5月）	
『全国一律・一斉に移譲』	
○ 人権啓発活動地方委託事業は、全国的に一定水準の啓発活動を確保しつつも、各地域における実情を反映させ、より国民の共感を得られる効果的な啓発活動を行うための仕組みである。この人権啓発活動地方委託事業は、ネットワーク事業と非ネットワーク事業に大別されるが、ネットワーク事業については、国が全国的に一定水準の啓発活動を展開するに当たって、国と地方自治体とが、協力・連携関係のもと、より効果的・効率的な人権啓発活動を行うために非常に有効なものであり、引き続き、国の事業として行っていくべきものと考えられる。	
○ これに対して、非ネットワーク事業は、地方自治体がそれぞれの地域の実情に応じて企画を行い、全国的な一定水準の確保という観点から法務局が査定を行った上、各地方自治体に実施を申し入れているものであるが、地域の実情や特性に合わせた効果的な啓発活動が何であるかは各地方自治体が最も良く知るところであって、各地方自治体はその判断と責任において事業を行うことが地方分権の趣旨に沿うものであることからすれば、人権啓発活動地方委託事業のうち非ネットワーク事業については、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲する事務と整理した。	
○ ただし、非ネットワーク事業についても、一定水準の啓発活動が行われるよう国が地方自治体に委託して実施しているものであり、地方自治体に移譲したものの、何らの人権啓発活動がなされないというような事態は避けなければならない、人権啓発活動を確保するための何らかの方策と併せて検討する必要がある。	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
・ 地方が自主的に判断して事業実施できるよう、自由度の高い交付金によって必要な財源措置を行うことを条件とすべき。	・ 基本的人権尊重の理念を普及させることは、憲法上の要請であると同時に、国際的要請でもある。
全国市長会意見（平成25年6月）	地方委託事業は、全国において一定水準の啓発活動が行われるよう国が地方自治体に委託して実施しているものであるから、地方自治体に財源を移譲したものの、その財源が人権啓発活動に使用されないというような事態は避けなければならない、何らかの形で国が関与する必要がある。 そもそも、地方自治体に本事業を移譲するに当たっては、財源の移譲方法（補助金とするのか、地方交付税にするのか、又はその他の方法とするのか等）を法務省単独で検討す
・ 財源措置や、国としてどのように活動を展開していくのか不明。	

【2-1 (法務省)】

	<p>ることができない上、財源の移譲については、その方法だけでなく、現在の委託の仕組み（地方自治体から事業計画の提出を受けて審査した上で委託を行い、人権啓発活動実施後も報告を受けて確認している。）に替わる人権啓発活動の確保のための方策及び予算の要求とも併せて検討する必要がある。</p> <p>また、地方自治体においても移譲の方法いかにによる受入体制の整備が必要と承知していることに加え、各地方自治体間において必ずしも意思統一が図られていないように見受けられることから、各地方自治体の混乱を招くことのないよう慎重に検討してまいりたい。</p>
--	---

医療法（昭23法205）に基づく特定機能病院に対する
報告徴収、立入検査及び緊急時における医療監視

移譲対象事務・権限			
○ 特定機能病院に対する報告徴収、立入検査等（特定機能病院の立入検査業務実施要領に基づく年1回の立入検査の実施。緊急時の報告徴収、立入検査等）（医療法第25条第3項・第4項及び第71条の3）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特定機能病院数	83	84	85
立入検査実施件数	83	83	84
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 特定機能病院に対する指導監督については、特定機能病院の特殊性にかんがみ、			
① 指導監督の実施基準は国が策定すること			
② 都道府県が実施した特定機能病院に対する指導監督に係る情報については、国に対して報告を行うこと			
③ 国は、必要があると認めるときは、都道府県に対して、特定機能病院に指導監督を行うことを指示することができること			
等により、特定機能病院に対する適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある特定機能病院の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。			
○ 緊急時における病院等に対する立入検査等については、そもそも都道府県に病院等に対する立入検査等の権限がある中で、緊急時には国も立入検査等を行うことができることとするものであるが、			
① 国は、国民の健康を守るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県に対して、病院等に立入検査等を行うことを指示することができること			
② 国の指示により都道府県が実施した病院等に対する立入検査等に係る情報については、国に対して報告を行うこと			
等により、緊急時において、病院等に対する適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある緊急時における病院等の立入検査等の権限を都道府県に移譲することは可能である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・報告徴収及び立入検査権限だけではなく、特定機能病院を称することの承認、改善命令等の権限も一体として移譲すべき。		①特定機能病院は、地域における医療提供体制を担う役割に加え、日本全体を対象とした「高度の医療の提供」、「高度の医療技術の開発及び評価」及び「高度の医療に関する研修」の3つの役割を担う医療機関であることか	

【2-2 (厚生労働省)】

	<p>ら、医療機関の中でも全国的に見て高い専門性等を有する医療機関である必要があるため、全国の医療機関に関する情報を把握している厚生労働大臣が広域的見知から承認、取り消し等を行うことが適切である。</p> <p>②なお、地方厚生局は、特定機能病院の立入検査業務実施要領に基づき、立入検査実施後、不適切な事項のあった特定機能病院に対し、改善結果又は改善計画等について報告を求めるものとされており、当該権限を立入検査権限とともに、一体的に行うことを可能とする予定。</p>
<p>・ 特定機能病院が医療機能評価機構に対して報告する事故情報を、医療機能評価機構から速やかに都道府県へ情報提供する仕組み等を設けるべき。</p>	<p>①医療機能評価機構は、医療法施行規則に定められている事故等分析事業を行う登録分析機関として、医療機関からの医療事故情報及びヒヤリ・ハット事例の収集等を行っている。</p> <p>②この登録分析機関は、「医療に係る事故事例情報の取扱いに関する検討部会」のとりまとめで「行政や直接の関係者から独立し、国民や医療関係者からも信頼される中立の第三者機関により実施することが最も適切である」と提言されたことを踏まえ、行政機関から独立した中立の第三者機関になっており、医療機関が医療機能評価機構に報告した事故情報は行政機関に報告できないことになっている。</p>
<p>・ 「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。 (国で想定している関与の内容の提示を求める。)</p>	<p>・ 国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</p>

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭25法123）に基づく
精神保健指定医に係る指定医証の交付等

移譲対象事務・権限			
<p>○ 精神保健指定医の指定に係る以下の事務・権限（精神保健福祉法施行令第2条の2～第2条の2の5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規・更新申請の受付 ・指定医証の交付 ・指定医証の紛失、氏名の変更等の場合の再発行 ・死亡届、辞退届の受理 等 			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定医の証の発行（新規）	520	575	472
指定医の証の発行（更新等）	2, 213	2, 280	2, 867
指定医の証の再発行	77	87	95
指定医の取消	0	1	2
指定不適合者への通知	75	68	84
死亡届・辞退届の受理	33	36	36
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 指定医証の交付事務等、現在地方厚生局において実施している指定権限に直接的に関わらない事務については、指定医証の取扱いについて一定の基準を定める等の対応により、地方自治体で事務を行うことも可能であると考えられるため、移譲することとする。</p> <p>○ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<p>・指定医証の交付等の事務だけではなく、精神保健指定医の指定、職務停止命令等の権限も一体として移譲すべき。</p>		<p>・精神保健指定医に関しては、一定レベル以上の質を全国的に確保する必要があるが、精神障害者本人の意志によらない入院や行動制限等の判定を行う等、精神障害者の人権に関わる行政処分を行うのに必要な知識及び技能を有しているかどうかの判断に格差が生じないよう、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律上、精神保健指定医を指定するときは、医道審議会の意見を聴くこととされており、指定等の権限を移譲した場合、このような手続きを経ることが困難となり、指定医の質が確保できなくなるおそれがあるため、権限の移譲は困難である。</p>	

【2-3（厚生労働省）】

<ul style="list-style-type: none">・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）	<ul style="list-style-type: none">・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。
<ul style="list-style-type: none">・指定医証にかかる各種届出義務を規定するなど法改正等の対策を講じること。	<ul style="list-style-type: none">・ご指摘を踏まえ対応を検討したい。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114)に基づく特定感染症指定医療機関に対する報告徴収、立入検査

移譲対象事務・権限			
○ 特定感染症指定医療機関に対する報告徴収、診療録その他帳簿書類の検査（費用の負担を適正なものとするため必要があると認めるとき）（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第43条第1項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定医療機関数	3	3	3
病床数	8	8	8
報告の受理件数	0	0	0
※関東信越厚生局、近畿厚生局のみ			
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 特定感染症指定医療機関は、重篤で未知の感染症であり、そのまん延が広範囲にわたり、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新感染症の患者を受け入れる機関であることから、国が当該指定医療機関の指定を行っている。また、その指定を行った医療機関の適正な運営確保の観点から、国が地方厚生局に委任して、報告徴収を行っている。			
○ しかし、必ずしも国の機関だけが行うことのできる事務・権限ではなく、法律上も都道府県知事が実施できることとされているため、的確な執行体制や法体系の整備等がなされれば、例えば、地方が法定受託事務の形で行うことも可能である。			
○ また、都道府県に権限を移譲することとした場合には、特定感染症指定医療機関の指定は国が行っていることから、都道府県の理解が不可欠である。			
○ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・ 報告徴収及び立入検査権限だけではなく、許認可権限や命令権限も一体として移譲すべき。		①新感染症は、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症であることから、当該新感染症の所見がある者の入院を担当する特定感染症指定医療機関は、感染症指定医療機関の中でも全国的に見て高い専門性等を有する医療機関である必要があるため、全国の医療機関に関する情報を把握している厚生労働大臣が広域的見知から指定することが適切である。	
		②特定感染症指定医療機関に対する報告徴収	

【2-4 (厚生労働省)】

	<p>及び立入検査権限については、現在、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うこととされているが、権限移譲を行う場合には、都道府県知事のみ権限とする予定。</p> <p>③なお、現在でも、特定感染症指定医療機関が、正当な理由がなく報告徴収に応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査の同意を拒んだときは、都道府県知事が、診療報酬の差し止めに係る指示をすることができることとなっている。</p>
<p>・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。 (国で想定している関与の内容の提示を求める。)</p>	<p>・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</p>

医師等の臨床研修施設等の指導監督

移譲対象事務・権限			
<p>○ 医師等の臨床研修施設等の指導監督に係る事務（法令に基づかない任意の検査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに臨床研修施設として臨床研修を行う施設の実地調査 ・既に臨床研修施設として指定されている施設の定期的な実地調査 ・各種手続き（年次報告等）の事務処理等 			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実地調査実施数	6 5	4 7	4 8
臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数	5	9	1 1
臨床研修プログラムの変更審査件数	4 4 2	4 2 4	4 9 0
臨床研修を修了した旨の医籍への登録件数	7, 7 8 2	7, 8 6 1	7, 6 4 4
各府省の回答（平成 25 年 5 月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 臨床研修は、医師法及び歯科医師法に基づく基本的な診療能力の修得等を目的とした医師及び歯科医師養成課程の総仕上げ段階の研修事業であり、臨床研修の質が全国的に均一に確保されるよう、引き続き、全国一律の基準により、研修内容に応じてきめ細かく指導監督する必要がある。</p> <p>○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国一律の基準により研修内容に応じたきめ細かい指導監督を行うことが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p> <p>○ 都道府県へ権限を移譲することとした際には、臨床研修施設を指導するに足る医学的知見を持った者が業務を行うよう地方機関に確保してもらう必要があるため、都道府県の理解が不可欠である。また、病院より報告のあった情報は、厚生労働省で管理して一般に公開している「臨床研修プログラム検索サイト」に反映させることも行っており、各都道府県が報告書の受理等により検認した情報を当サイトに反映させるためのシステム改修を行う必要があり、移譲に当たっては一定の期間が必要である。</p>			
全国知事会意見（平成 25 年 6 月）		各府省の見解（平成 25 年 8 月）	
<p>・指導監督の権限とともに施設指定等の権限を併せて地方に移譲するべき。</p>		<p>・臨床研修病院の指定については、研修医の募集定員増に影響するものであり、全国的な研修医の適正配置を誘導する観点からも、厚生労働大臣が行うことが適切である。また、一定レベル以上の研修の質を全国的に確保する必要があるが、研修プログラムが、医療人として必要な基本姿勢、態度を身につけ、多様な経験を醸成できる内容であるかどうか等の判断に格差が生じないように、医師法</p>	

【2-5（厚生労働省）】

	<p>上、臨床研修病院を指定するときは、日本医師会等の役員や、学識経験を有する委員などから構成される医道審議会（医師等の処分等に関する唯一の国の審議会として厚生労働省設置法第6条に規定された審議会）の意見を聴くこととされており、指定等の権限を移譲した場合、このような手続を経ることが困難となり、研修の質が確保できなくなるおそれがあるため、権限の委譲は困難である。</p>
<p>・当該指導監督は根拠法令がない任意の実地検査等であることから、「指導監督」の位置づけや意味を整理すべき。</p>	<p>・臨床研修病院に対する実地検査については、指定基準等の遵守状況の確認等のため、任意で実施しているが、今後は、臨床研修に関する省令の施行通知における都道府県の役割の主旨を踏まえ、地域における研修医の確保、臨床研修の質の向上を図る等の観点より行っていただくことを想定している。</p>
<p>・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）</p>	<p>・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</p>

**食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平12法116）に基づく
食品関連事業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する
報告徴収、立入検査**

＜農林水産省＞

移譲対象事務・権限			
○ 食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第24条）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成21年度	平成22年度	平成23年度
報告徴収件数	0	0	0
立入検査件数	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 食品リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査について、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与（並行権限）することとし、国との連携体制の確保等を検討。ただし、国においても引き続き事務・権限を実施する。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・報告徴収・立入検査の権限と併せて、指導・勧告・措置命令等の権限についても地方に移譲すべき。		・地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。	
・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。		・当該事務は法定受託事務と考える。そのため、国による指示、基準の設定を認めるべきである。なお、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」（平成24年11月15日閣議決定）においては、当該事務は法定受託事務とされている。	

＜経済産業省＞

移譲対象事務・権限			
○ 食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第24条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成21年度	平成22年度	平成23年度
報告徴収件数	0	0	0
立入検査件数	0	0	0

【2-6（農林水産省、経済産業省、環境省）】

各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>（事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。）</p> <p>○ 対象となる事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>○ ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（並行権限）することを検討。（主管省庁である、農林水産省との調整が必要。）</p>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<p>・報告徴収・立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。</p> <p>・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。</p>	<p>・地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。</p> <p>・当該事務は法定受託事務と考える。そのため、国による指示、基準の設定を認めるべきである。なお、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」（平成24年11月15日閣議決定）においては、当該事務は法定受託事務とされている。</p>

<環境省>

移譲対象事務・権限
<p>○ 食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第24条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項）</p>
事務量（主な業務指標）
—
各府省の回答（平成25年5月）
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>（国との並行権限の付与）</p> <p>○ 全国に事業所を持つ事業者等が個別リサイクル法に反する行為を行った場合や、対応の遅滞によって環境への著しい影響が懸念されるような行為を事業者等が行った場合には、都道府県ごとの対応の差異や行政による対応の遅滞によって、国民の財産の保護や法益の</p>

【2-6（農林水産省、経済産業省、環境省）】

確保に著しい支障が生じることから、個別リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査は、引き続き国が実施することが必要である。

- ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収及び立入検査については、都道府県に並行権限を付与することを検討。

全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	各府省の見解（平成 25 年 8 月）
<ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収・立入検査の権限と併せて、指導・勧告・措置命令等の権限についても地方に移譲すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事務は法定受託事務と考える。そのため、国による指示、基準の設定を認めるべきである。なお、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」（平成 24 年 11 月 15 日閣議決定）においては、当該事務は法定受託事務とされている。

【2-7（経済産業省）】

工業標準化法（昭24法185）に基づく認証製造業者等、認証加工業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査

移譲対象事務・権限	
○ 認証製造業者等、認証加工業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査（工業標準化法第21条第1項、第2項）	
事務量（主な業務指標）	
○ 認証製造業者等に対する立入検査 約130件（平成21～23年度の平均）	
各府省の回答（平成25年5月）	
『全国一律・一斉に移譲』	
○ 認証製造業者等には全国規模で事業展開しているところも多く、立入検査等で不適合が見つかった場合、国による全国的に均一かつ迅速な対応が必要。自治体間で認証製造業者等への対応の違いが生じれば、全国的に均一な対応が出来なくなり、対応の不十分な地域に不適合業者が集中する、自治体を跨がる問題が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が生じ、均一・公平な対応が取れなくなる。	
○ 各局とも少人数の担当で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率な運用になるとともに、技術継承や人材育成のコストも発生する。なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
・ 報告徴収、立入検査の権限のほか、認証製造業者等への措置命令権限についても包括的に移譲すべき。	・ 地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。
・ 権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。	・ 地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。

商工会議所法（昭28法143）に基づく商工会議所の定款変更等

移譲対象事務・権限			
<p>○ 商工会議所の定款変更等（商工会議所法第46条第2項（第25条第5号、第9号から第11号まで、第16号、第17号、第19号、第20号の事項及びその他任意に定款に記載された事項を除く））</p> <p>※ 併せて所要の規制緩和（届出制への変更等）を検討</p>			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年	平成23年	平成24年
定款変更等の処理件数	64	20	26
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県への移譲を検討。</p> <p>（理由）</p> <p>○ 商工会議所は世界各国に存在し、輸出品の原産地証明、海外取引の斡旋など国境を越えた事業への支援活動を行っており、既に発給された証明書も含め、こうした活動に関する国際的な信用を維持するためには、引き続き、国が商工会議所の指導・監督について一定の権限を保持しなければ著しい支障が生じる。</p> <p>○ 業務の執行に当たっては、地方の商工業の状況の実態を的確に把握することが必要であること、また、許認可対象者の利便性も考慮すると経済産業局にて実施するのが適切。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<p>・ 定款変更等に係る国の権限を包括的に移譲することはもとより、設立認可、不利益処分、監督権限等についても併せて移譲すべき。</p>		<p>・ 定款変更等に係る権限については、地域に根ざしている部分については都道府県に移譲し、商工会議所の総合性、国際性の観点から必要な部分については国が保持するという基本的な考え方の下、商工会議所サイドの意見を参考にしつつ、規制緩和・権限移譲の内容について、現在、検討しているところ。</p>	

ガス事業法（昭29法51）に基づくガス用品の製造・輸入業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査等

移譲対象事務・権限			
○ ガス用品の製造・輸入業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収（ガス事業法第46条第1項）、立入検査（同法第47条第1項）、製品提出命令（同法第47条の2第1項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
届出の受理等	156	138	147
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ ガス事業法の執行を都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、 （イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、 （ロ）同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、 といった事態が増加。一部の都道府県における安全水準が下がり、消費者の生命や財産の被害を伴う製品事故が生じる可能性があり、国全体での均一・公平な安全対策が図れなくなる。このため、製品安全に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。			
○ ガス用品の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。製品事故が生じた場合、事故が発生した場所と製造・輸入事業者の事務所・事業所等の所在地が同じである可能性も低い。例えば、ガス燃焼機器は北日本で多く使われるが、製造工場の多くは中部地方等、必ずしも主たる消費地区ではない範囲に位置している。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（違反事業者への改善命令や技術基準不適合品に係る表示禁止命令、及びそれらに伴う事実検証や改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。			
○ また、ガス事業法の執行にあたっては、同法の規制スキームに加え、ガストーブやふろがま等の規制対象製品の技術基準等に深い知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。なお、各局とも少人数の習熟した担当者で対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を育成し、それぞれ配置することが必要であり、非効率である。			
○ なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（並行権限）することを検討。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・ 報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、届出、改善命令等の権限を移譲すべき。		・ 規制をより機動的に執行するために、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を	

【2-9（経済産業省）】

	<p>管轄する都道府県にも付与することを検討するが、全国的に均一な規制を行い、国全体での均一・公平な安全対策を図る必要があるため、届出・改善命令等の権限については移譲しない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・販売事業者に対する事務については、現行法令では報告徴収、立入検査の権限にとどまっているが、改善命令等の処分権限を移譲すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に均一な規制を行い、国全体での均一・公平な安全対策を図る必要があるため、改善命令等の権限については移譲しない。
<ul style="list-style-type: none"> ・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準不適合品の販売等が判明した場合、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応を迅速に行い、全国一律に消費者への危害を防止することが必要であるため、全国一律の法の運用を図る観点から必要な場合には並行権限を行使する。
<ul style="list-style-type: none"> ・市においても販売事業者等の報告徴収、立入検査を実施していることから、当該市についても移譲先とすることを検討することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収、立入検査については、検討中。届出、改善命令等については、全国的に均一な規制を行い、国全体での均一・公平な安全対策を図る必要があるため、届出・改善命令等の権限については移譲しない。

割賦販売法（昭36法159）に基づく包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査

移譲対象事務・権限			
○ 包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者（一の都道府県の区域内のみに事業所等があるものに限る。）に対する報告徴収（割賦販売法第40条第1項、第3項、第7項、第8項、第9項）、立入検査（同法第41条第1項、第3項、第4項、第5項、第7項、第8項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
包括信用購入あっせん業者の登録件数	268	5	3
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	32	34	44
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	27	92	158
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者の登録件数	131	6	4
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	30	48	71
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	19	39	66
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	1	2	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応が異なれば、全国均一の規制ができなくなり、違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、都道府県を跨る消費者事故が生じた場合に迅速・適切な対応ができない等の事態が生じ、均一かつ公平な消費者保護が図られない。さらに、こうした事態が続けば、割賦販売システムに対する国民の信頼の低下を招き、簡便な決済手段として商品の流通等の円滑化に資する当該システムに悪影響を与えることとなる。このため、割賦販売法の規制は国内で統一的に運用される必要がある。			
○ 都道府県へ事務を移譲した上で、なお規制の一律性を確保するための方策としては、事務処理等の統一基準を定め、国の指示等を認めることも一般的には考えられる。しかしながら、仮に一の都道府県内にのみ事業所がある事業者であったとしても、顧客は当該都道府県外にも存在するため、単一都道府県が全国で発生している被害実態を的確に把握し、適切な処分を行うことは困難である。また、各都道府県内において、職員に求められる割賦販売法や他の消費者保護関係法に係る高度な知見や十分な経験を有する職員を一定数育成し、それぞれ配置することが必要であるが、各都道府県における事業者分布に偏り（後述）があることから、事業者の少ない都道府県においても職員を配置することは非効率であり、また十分な職員を配置できない場合には基準通りの規制を実施することは困難とな			

る。

- 割賦販売法に基づく規制の対象としては、①商品の引渡し又は役務の提供に先立って代金又は対価を受領する前払式割賦販売及び前払式特定取引、②商品の引渡し又は役務の提供後に代金を受領する信用購入あっせんの2類型がある。①については、例えば前払式割賦販売業者又は前払式特定取引業者が破綻した際には、現在、国において前払積立金を還付する必要があるところ、還付手続きに当たっては、債権者の特定や清算手続き等の専門的かつ膨大な業務量が生じる。このため、これら事務を処理する人員を迅速かつ大量に動員できる体制を備える必要が生じ、負担が大きい。したがって、十分な体制整備の確保が担保されない限り、前払式割賦販売及び前払式特定取引に係る国の事務を都道府県に事務移譲することは困難である。
 なお、一の都道府県内にのみ事業所等がある前払式割賦販売業者又は前払式特定取引業者に対する報告徴収及び立入検査に関する事務については、既に当該事業所等の所在地を管轄する都道府県にも権限を付与（並行権限）している。
- また、②の信用購入あっせん業については、例えばクレジットカードは事業者の所在地に関係なく全国どこでも使える等、事業者の所在地と当該事業者の契約者（消費者）の所在地との間の関連性が極めて薄い。このため、仮に一の都道府県内にのみ事業所等がある事業者であったとしても、当該事業者に係る消費者被害は全国的に発生している状況が想定されるほか、例えば、ある都道府県が域内の包括信用あっせん購入業者の登録取消処分を行った場合には、全国で当該事業者の発行するクレジットカードが使えなくなる等、ある都道府県が行った処分が他の都道府県にまで及ぶこととなり、消費者の利便性を含めて多大な影響を及ぼすため、国において実施することが必要である。加えて、事業者の分布を見ると、都道府県毎に大きくばらついており、域内に数社しか事業者がいない都道府県もある。このため、事業者の少ない都道府県においても、割賦販売法に係る規制の実施に必要な高度な知見や十分な経験を有する職員を配置し、規制実施体制を構築することは非効率である。
- 他方、一の都道府県内にのみ事業所等がある信用購入あっせん業者に対する事務のうち、報告徴収・立入検査に関する事務については、割賦販売法に基づく登録や処分と異なり、主に消費者被害に係る情報を当該事業者から収集することが目的と考えられるため、前述の全国均一な規制の実施に対する影響や、他の都道府県の消費者に対する影響が少ないと考えられる。また、都道府県に権限を付与することで、より機動的に情報収集を行うことが期待できる。このため、当該事業所等の所在地を管轄する都道府県にも権限を付与（並行権限）することを検討する。

全国知事会意見（平成25年6月）

・報告徴収、立入検査に加えて、登録、改善命令、業務停止命令等の権限を移譲すべき。

各府省の見解（平成25年8月）

・信用購入あっせん業者、前払式割賦販売業者及び前払式特定取引業者に対する許可、登録、改善命令、業務停止命令等に係る権限（以下「処分権限」という。）については、下記の理由により、都道府県への移譲に適さないと考える。

・前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者に対する事務については、現行法令では報告徴収、立入検査の権限にとどまっているが、許可、改善命令、業務停止命令等の権限を移譲すべき。

まず、都道府県間で事業者への対応が異なれば、全国均一の規制ができなくなり、違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、都道府県を跨る消費者被害が生じた場合に迅速・適切な対応ができない等の事態が生じ、均一かつ公平な消費者保護が図られない。さらに、こうした事態が続けば、割賦販売システムに対する国民の信頼の低下を招き、簡便な決済手段として商品の流通等の円滑化に資する当該システムに悪影響を与える。このため、処分権限は国内で統一的に運用されなければならない、そのためには国が一括して執行することが必要である。

また、一の都道府県内にのみ事業所等がある事業者（以下「単県事業者」という。）であったとしても、その顧客は当該都道府県内に留まらない。例えば、クレジットカードは事業者の所在地に関係なく全国どこでも使えるなど、事業者の所在地と当該事業者の契約者（消費者）の所在地との間の関連性が極めて薄い。このように、単県事業者であったとしても、当該事業者に係る消費者被害は全国に及ぶことが頻繁に生じうる。また仮に処分を実施した場合、その影響は当該都道府県にとどまらず、全国の消費者に対して多大な影響を及ぼすこととなる。例えば、ある都道府県が域内の包括信用あっせん購入業者の登録取消処分を行った場合には、全国で当該事業者の発行するクレジットカードが使えなくなる等の影響が生じる。こうした事態に対し、都道府県が全国の被害実態を的確に把握した上で、全国の消費者への影響が大きい処分を適切に行うことは困難である。

さらに、割賦販売法に基づく処分の実施のためには、同法や他の消費者保護関係法に係る高度な知見や十分な経験を有する職員を一定教育成し、それぞれ配置することが必要である。しかしながら、域内に数社しか事業者の存在しない都道府県も多くあることを踏まえれば、各都道府県に専門の職員を配置することは非効率である。

【2-10（経済産業省）】

・ 権限移譲後の国による並行権限行使については、二以上の都道府県の区域にわたり消費者の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があったときに限るべき。

・ 上欄の理由により、国が責任をもって処分を実施することとする以上、国が独自に情報収集を行える体制は必須であるため、国が権限を行使できる場面を限定することは適切ではない。

なお、既に都道府県へ権限を移譲している前払式割賦販売業者及び前払式特定取引業者に対する立入検査及び報告徴収についても、「経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない」とされており、国による執行について、特段の制限は課されていない。

電気用品安全法（昭36法234）に基づく電気用品の製造・輸入業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査等

移譲対象事務・権限			
○ 電気用品の製造・輸入業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収（電気用品安全法第45条第1項）、立入検査（同法第46条第1項）、製品提出命令（同法第46条の2第1項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
届出の受理等	4, 769	5, 321	6, 161
報告徴収・立入検査・製品提出命令	65	68	57
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 電気用品安全法の執行を都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、 （イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、 （ロ）同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、 といった事態が増加。一部の都道府県における安全水準が下がり、消費者の生命や財産の被害を伴う製品事故が生じる可能性があり、国全体での均一・公平な安全対策が図れなくなる。このため、製品安全に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。			
○ 電気用品の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。製品事故が生じた場合、事故が発生した場所と製造・輸入事業者の事務所・事業所等の所在地が同じである可能性も低い。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（違反事業者への改善命令や技術基準不適合品に係る表示禁止命令、及びそれらに伴う事実検証や改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。			
○ また、電気用品安全法の執行に当たっては、同法の規制スキームに加え、特定電気用品及び特定以外の電気用品を合わせ500近い規制対象製品の技術基準等に深い知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。なお、各局とも少人数の習熟した担当者で対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を配置することが必要であり、非効率である。			
○ なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（並行権限）することを検討。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、届出、改善命令等の権限を移譲すべき。		・規制をより機動的に執行するために、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与することを検討するが、全国的に均一な規制を行い、国全体	

【2-11（経済産業省）】

	<p>での均一・公平な安全対策を図る必要があるため、届出・改善命令等の権限については移譲しない。</p>
<p>・販売事業者に対する事務については、現行法令では報告徴収、立入検査の権限にとどまっているが、改善命令等の処分権限を移譲すべき。</p>	<p>・全国的に均一な規制を行い、国全体での均一・公平な安全対策を図る必要があるため、改善命令等の権限については移譲しない。</p>
<p>・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。</p>	<p>・技術基準不適合品の販売等が判明した場合、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応を迅速に行い、全国一律に消費者への危害を防止することが必要であるため、全国一律の法の運用を図る観点から必要な場合には並行権限を行使する。</p>
<p>・市においても販売事業者等の報告徴収、立入検査を実施していることから、当該市についても移譲先とすることを検討することが必要。</p>	<p>・報告徴収、立入検査については、検討中。届出、改善命令等については、全国的に均一な規制を行い、国全体での均一・公平な安全対策を図る必要があるため、届出・改善命令等の権限については移譲しない。</p>

家庭用品品質表示法（昭37法104）に基づく家庭用品の製造業者・販売業者（卸売業者に限る。）・表示業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査

移譲対象事務・権限			
○ 家庭用品の製造業者・販売業者（卸売業者に限る。）・表示業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査（家庭用品品質表示法第19条第1項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指示、公表	0	1	0
申出受理、調査	0	0	0
報告徴収・立入検査	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 家庭用品品質表示法の執行を都道府県の事務にすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、 （イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、 （ロ）同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、 といった事態が増加。一部の都道府県における品質表示が適切に行われなくなることで、家庭用品の表示に混乱が生じ、国全体での均一・公平な品質表示が図れなくなる。このため、家庭用品の品質表示に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。			
○ 家庭用品の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、品質に関する表示の不正が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（製造・販売（卸売業者）に対する報告徴収・立入検査・指示等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。			
○ また、家庭用品品質表示法の執行に当たっては、同法の規制スキームに加え、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品といった多様な規制対象製品の表示項目について詳細な知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。各局とも少人数の習熟した担当者で対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を育成し、それぞれ配置することが必要であり、非効率である。			
○ なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・表示業者・販売業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（並行権限）することを検討。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・ 報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、指示、公表等の処分権限を移譲すべき。		【経済産業省】 ・ 指示については検討中である。なお、公表については内閣総理大臣の権限であるため、当省で判断できるものではない。	

	<p>【消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法執行の観点から、「公表」は、「指示」に従わない違反業者について行うものであり、迅速性及び実効性が求められる。したがって、今回「指示」の権限が移譲される場合においては、対象表示業者に対する「公表」の権限移譲の必要性は認められる。
<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者を除く販売業者に対する事務については、現行法令で報告徴収、立入検査、指示、公表といった権限が都道府県知事に認められているが、卸売業者に対する事務についても同様に移譲すべき。 	<p>【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示については検討中である。なお、公表については内閣総理大臣の権限であるため、当省で判断できるものではない。 <p>【消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法執行の観点から、「公表」は、「指示」に従わない違反業者について行うものであり、迅速性及び実効性が求められる。したがって、今回「指示」の権限が移譲される場合においては、対象表示業者に対する「公表」の権限移譲の必要性は認められる。
<ul style="list-style-type: none"> ・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。 	<p>【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示の標準に不適合な製品の販売等が判明した場合、国内のすべての消費者の生命や財産に喫外を与えないようにするには、違反对応を迅速に行い、全国一律に消費者への危害を防止することが必要であるため、全国一律の法の運用を図る観点から必要な場合には並行権限を行使する。 <p>【消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全の確保等は、地域毎に異なるべきではなく、全国において等しく確保されるべきものであるため、適時適切に実施することが可能な人員体制が各自治体に整備されるとともに自治体間における広域的な連携体制が整備されない限り、移譲後においても、並行権限の行使を認めるべきである。 また、上記整備がされた後でも、対象となる企業が複数の都道府県にわたって事業展開しているなど、迅速かつ全国一律の法運用を図る観点等から、国が執行する方がより効果的と考えられる場合には並行権限の行使を認めるべきである。
<ul style="list-style-type: none"> ・市においても販売事業者等の報告徴収、立入検査を実施していることから、当該市についても移譲先とすることを検討することが必要。 	<p>【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収、立入検査については、検討中。表示に関する命令については、内閣総理大臣の権限であるため、当省で判断できるもので

【2-12（経済産業省）】

	はない。
--	------

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149)に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査等

移譲対象事務・権限			
○ 液化石油ガス器具等の製造・輸入業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第82条第1項）、立入検査（同法第83条第1項）、製品提出命令（同法第83条の2第1項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
届出の受理等	243	229	242
報告徴収・立入検査・製品提出命令	1	0	0
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の執行を都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、 （イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、 （ロ）同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加。一部の都道府県における安全水準が下がり、消費者の生命や財産の被害を伴う製品事故が生じる可能性があり、国全体での均一・公平な安全対策が図れなくなる。このため、製品安全に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。			
○ 液化石油ガス器具等の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。製品事故が生じた場合、事故が発生した場所と製造・輸入事業者の事務所・事業所等の所在地が同じである可能性も低い。例えば、液化石油ガス燃焼機器は北日本で多く使われるが、製造工場の多くは中部地方等、必ずしも主たる消費地区ではない範囲に位置している。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（違反事業者への改善命令や技術基準不適合品に係る表示禁止命令、及びそれらに伴う事実検証や改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。			
○ また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の執行に当たっては、同法の規制スキームに加え、液化石油ガスに係る燃焼機器から供給機器まで、規制対象製品の技術基準等に深い知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。各局とも少人数の担当者で対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を配置することが必要であり、非効率である。			
○ なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（並行権限）することを検討。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、届出、改善命令等の権限を移譲すべき。		・規制をより機動的に執行するために、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在す	

【2-13（経済産業省）】

	<p>る製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与することを検討するが、全国的に均一な規制を行い、国全体での均一・公平な安全対策を図る必要があるため、届出・改善命令等の権限については移譲しない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 液化石油ガス器具等販売事業者に対する事務については、現行法令では報告徴収、立入検査の権限にとどまっているが、改善命令等の処分権限を移譲すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的に均一な規制を行い、国全体での均一・公平な安全対策を図る必要があるため、改善命令等の権限については移譲しない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術基準不適合品の販売等が判明した場合、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応を迅速に行い、全国一律に消費者への危害を防止することが必要であるため、全国一律の法の運用を図る観点から必要な場合には並行権限を行使する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市においても販売事業者等の報告徴収、立入検査を実施していることから、当該市についても移譲先とすることを検討することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告徴収、立入検査については、検討中。届出、改善命令等については、全国的に均一な規制を行い、国全体での均一・公平な安全対策を図る必要があるため、届出・改善命令等の権限については移譲しない。

消費生活用製品安全法（昭48法31）に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査等

移譲対象事務・権限			
○ 消費生活用製品の製造・輸入業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収（消費生活用製品安全法第40条第1項）、立入検査（同法第41条第1項）、製品提出命令（同法第42条第1項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
届出の受理等	383	406	351
報告徴収・立入検査・製品提出命令	9	3	4
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 消費生活用製品安全法の執行を都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、 （イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、 （ロ）同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、 といった事態が増加。一部の都道府県における安全水準が下がり、消費者の生命や財産の被害を伴う製品事故が生じる可能性があり、国全体での均一・公平な安全対策が図れなくなる。このため、製品安全に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。			
○ 消費生活用製品の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。製品事故が生じた場合、事故が発生した場所と製造・輸入事業者の事務所・事業所等の所在地が同じである可能性も低い。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（違反事業者への改善命令や技術基準不適合品に係る表示禁止命令、及びそれらに伴う事実検証や改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。			
○ また、消費生活用製品安全法の執行にあたっては、同法の規制スキームに加え、石油燃焼機器、浴室用温水循環器、ライター等、多様な規制対象製品の技術基準等に深い知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。各局とも少人数の習熟した担当者で対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を育成し、それぞれ配置することが必要であり、非効率である。			
○ なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（並行権限）することを検討。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、届出、改善命令等の権限を移譲すべき。		・規制をより機動的に執行するために、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与することを検討	

【2-14（経済産業省）】

	<p>するが、全国的に均一な規制を行い、国全体での均一・公平な安全対策を図る必要があるため、届出・改善命令等の権限については移譲しない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・販売事業者に対する事務については、現行法令では報告徴収、立入検査の権限にとどまっているが、改善命令等の処分権限を移譲すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に均一な規制を行い、国全体での均一・公平な安全対策を図る必要があるため、改善命令等の権限については移譲しない。
<ul style="list-style-type: none"> ・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準不適合品の販売等が判明した場合、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応を迅速に行い、全国一律に消費者への危害を防止することが必要であるため、全国一律の法の運用を図る観点から必要な場合には並行権限を行使する。
<ul style="list-style-type: none"> ・市においても販売事業者等の報告徴収、立入検査を実施していることから、当該市についても移譲先とすることを検討することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収、立入検査については、検討中。届出、改善命令等については、全国的に均一な規制を行い、国全体での均一・公平な安全対策を図る必要があるため、届出・改善命令等の権限については移譲しない。

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭51法88）に基づく揮発油販売業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査

移譲対象事務・権限			
○ 揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査（揮発油等の品質の確保等に関する法律第20条第1項、第2項、第4項、第5項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受付業務件数	27,315	16,784	24,274
立入検査件数	547	324	232
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 揮発油等に異物が混入した場合、被害が都道府県を越えて全国的に広がることから、全国の販売所等に対する統一的な緊急措置としての指示等が必要となるが、都道府県のみが行う場合、全国的に緊急的な指示等の実施に著しい支障が生じる。また、原因の究明においても、同様に輸入された港から事業所までの広範囲に渡る調査を早急に行う必要があることから、揮発油の品質確保に係る業務は引き続き国が行わなければ、迅速な対応に著しい支障が生じる。			
○ ただし、例えば、経済産業局と都道府県との間で報告等を行う仕組みとするなど、並行権限とすることにより事業者の追加的負担が生じることのないよう制度的に担保することを前提に、給油所等事業所が一の都道府県にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収・立入検査権限（指示等の処分は除く）については、当該給油所等事業所が所在する都道府県に付与することを検討する。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・ 揮発油販売業者については、報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、登録、指示、公表等の権限を移譲すべき。		・ 石油製品の品質確保は、場合によって火災や事故といった重大な事態を引き起こす恐れがあることから、国民の生命・安全を守る観点からも適正な法執行を進めていく必要がある。 特に近年、県域をまたいだ複数のSSを経営する広域販売業者の増加しているなか、例えば、同一のタンクローリーが、同一県内のみで経営するSSと複数県域をまたいで経営するSSの両者に配送することもあるが、品質に問題が認められた場合には、両事業者に対して同時に販売停止の指示等の処分を行う必要があるとともに、全国的な流通経路を遡った実態調査も踏まえて、統一的かつ広域的に迅速に処分を実施しないと、仮に、灯油引火点が低く、すぐにでも発火事故が懸念	

	<p>される製品が複数の都道府県の複数のSSに同時配送された事態が発生した場合には、甚大な影響が生じかねず、迅速な対応が極めて重要になる。</p> <p>こうした一刻を争うような事態が発生した場合、各都道府県が個々に対応しては統一的対応がとれず、結果として緊急時対応が遅れ、被害を拡大させてしまうことが懸念されることから、国の権限の下で、統一的対応の中で迅速に販売業者への指示、公表といった対応にあたる必要がある。</p> <p>また、こうした広域的な事案に迅速に対応していくためには、SSの情報管理を各都道府県で個別に管理するのではなく、国が一元的に集約管理することが必要であり、効率性の観点からも一元的な管理が必要不可欠。したがって、登録、指示、公表等といった権限を移譲することは不可能。</p>
<p>・ 軽油販売業者及び灯油販売業者については報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、指示、公表等の処分権限を移譲すべき。</p>	<p>・ 石油製品の品質確保は、場合によっては火災や事故といった重大な事態を引き起こす恐れがあることから、国民の生命・安全を守る観点からも適正な法執行を進めていく必要がある。</p> <p>特に近年、県域をまたいだ複数のSSを経営する広域販売業者の増加しているなか、例えば、同一のタンクローリーが、同一県内のみで経営するSSと複数県域をまたいで経営するSSの両者に配送することもあるが、品質に問題が認められた場合には、両事業者に対して同時に販売停止の指示等の処分を行う必要があるとともに、全国的な流通経路を遡った実態調査も踏まえて、統一的かつ広域的に迅速に処分を実施しないと、仮に、灯油引火点が低く、すぐにでも発火事故が懸念される製品が複数の都道府県の複数のSSに同時配送された事態が発生した場合には、甚大な影響が生じかねず、迅速な対応が極めて重要になる。</p> <p>こうした一刻を争うような事態が発生した場合、各都道府県が個々に対応しては統一的対応がとれず、結果として緊急時対応が遅れ、被害を拡大させてしまうことが懸念されることから、国の権限の下で、統一的対応の中で迅速に販売業者への指示、公表といった対応にあたる必要があるため、指示、公表等といった権限を移譲することは不可能。</p>

【 2 - 1 5 (経済産業省)】

・ 権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。

・ 県域をまたいだ複数のSSを経営する広域販売業者が、近年増加している状況において、違油種が混ざってしまう、いわゆるコンタミ事故といった火災に繋がる恐れのある品確法違反事案を広域販売業者が引き起こした場合、国民の生命・安全にも関わるため、県域を越えた統一かつ迅速な対応が必要不可欠。一方で、全国知事会からは「給油所等事業者が一つの都道府県にとどまらず存在する事業者に対する事務・権限の移譲は求めている。」との意向が示されているところ、こうした事故等への対応については、一の都道府県のみに着眼して対応すれば良いものではなく、国として全国的な対応状況も踏まえた適正な対応が必要。

また、立入検査等の権限の行使については、むやみに行使されるものではなく、法の趣旨に照らして、必要な範囲において行使されるべきものであることから、特段の制限をかけるべきではないと考える。

よって、県が役割や責任をどこまで果たしていくのか不明な状況において、国としては、並行権限行使について「～に限るべき」といった限定をかけることについて承諾することはできない。引き続き、全国知事会の考えを聞きながら、必要に応じて検討をしてまいりたい。

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭54法49）に基づく特定事業者、特定荷主等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する指導・助言、報告徴収、立入検査

<経済産業省>

移譲対象事務・権限			
○ 特定事業者、特定連鎖化事業者、特定荷主（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する指導及び助言（エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第60条）、報告及び立入検査（同法第87条第3項、第9項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指導・助言、報告徴収・立入検査	66	114	66
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ エネルギーの使用合理化に関する事務については、以下に述べるとおり、情報の一元的管理及び当該情報に基づく全体的視点からの対応の必要性、また事業者の利便性の観点から、都道府県や広域的实施体制のみでは対応出来ず、国による執行が必要である。			
○ ただし、省エネ法に基づく特定事業者等への措置（指導・助言、報告徴収・立入検査）については、一の都道府県にのみ事業所等を設置する事業者が対象である場合に限り、近接性の観点から、都道府県が当該措置を実施することとし、その詳細を検討する。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・ 指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべき。		・ 省エネ法の目的は燃料資源の有効な利用の確保であることから、燃料資源の乏しい我が国にとっては、全国的な観点から法執行を進める必要がある。すなわち、法に基づく基本方針の策定、さらには、業種別ベンチマークの目指すべき水準の設定等に際し、全ての事業者に関する定期報告書や中長期計画書等の情報を把握し、集計・分析を行い、全体像を把握したり、ベンチマーク水準を設定したりすることが必要である。また、特定事業者等の指定等に係る情報は全ての事務の根幹となるものであり、国で一括して特定事業者等の指定や報告書等の受理を行い、情報を一元的に管理することが必要かつ効率的である。 合理化計画の作成の指示及び指示に従わない場合の命令等の権限は、均一・公平性を担	

【2-16（経済産業省、農林水産省）】

<ul style="list-style-type: none"> 自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。 	<p>保する観点から、移譲の対象とはしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 省エネ法の目的は燃料資源の有効な利用の確保であることから、燃料資源の乏しい我が国にとっては、全国的な観点から法執行を進める必要があり、また、移譲する事務・権限のみでは法目的を達成し得ないことから、地方分権推進計画の法定受託事務のメルクマール(7)に該当し、法定受託事務として整理される。
<ul style="list-style-type: none"> 省エネ法の目的を勘案すると、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合に該当するケースが想定し難いことから国の並行権限を付与すべきでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ法の目的は燃料資源の有効な利用の確保であることから、燃料資源の乏しい我が国にとっては、全国的な観点から法執行を進めることが必要不可欠であり、国の並行権限は必須である。

<農林水産省>

移譲対象事務・権限			
<p>○ 特定事業者、特定連鎖化事業者、特定荷主（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する指導及び助言（エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第60条）、報告徴収及び立入検査（同法第87条第3項、第9項）</p>			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成21年度	平成22年度	平成23年度
指導件数（工場）	46	12	12
指導件数（荷主）	14	0	1
報告徴収件数（工場）	46	15	22
報告徴収件数（荷主）	14	5	0
立入検査件数（工場）	16	0	0
立入検査件数（荷主）	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 省エネ法に基づく報告徴収、立入検査等について、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与（並行権限）することとし、国との連携体制の確保等を検討。ただし、国においても引き続き事務・権限を実施する。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）		
<ul style="list-style-type: none"> 報告徴収・立入検査の権限と併せて、指導・勧告・措置命令等の権限についても地方に移譲すべき。また、省エネ法については特定事 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ法の目的は燃料資源の有効な利用の確保であることから、燃料資源の乏しい我が国にとっては、全国的な観点から法執行を進 		

【2-16（経済産業省、農林水産省）】

<p>業者等の指定、定期報告書や中長期計画書の受理等の権限も含め、包括的に移譲すべき。</p>	<p>める必要がある。すなわち、法に基づく基本方針の策定、さらには、業種別ベンチマークの目指すべき水準の設定等に際し、全ての事業者に関する定期報告書や中長期計画書等の情報を把握し、集計・分析を行い、全体像を把握したり、ベンチマーク水準を設定したりすることが必要である。また、特定事業者等の指定等に係る情報は全ての事務の根幹となるものであり、国で一括して特定事業者等の指定や報告書等の受理を行い、情報を一元的に管理することが必要かつ効率的である。</p> <p>合理化計画の作成の指示及び指示に従わない場合の命令等の権限は、均一・公平性を担保する観点から、移譲の対象とはしない。</p>
<p>・引き続き国が並行して権限を行使することが可能とされているが、省エネ法については、国に留保される権限がないことから、国の並行権限を付与すべきではない。</p>	<p>・省エネ法の目的は燃料資源の有効な利用の確保であることから、燃料資源の乏しい我が国にとっては、全国的な観点から法執行を進めることが必要不可欠であり、国の並行権限は必須である。</p>
<p>・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。</p>	<p>・省エネ法の目的は燃料資源の有効な利用の確保であることから、燃料資源の乏しい我が国にとっては、全国的な観点から法執行を進める必要があること、また、移譲する事務・権限のみでは法目的を達成し得ないことから、地方分権推進計画の法定受託事務のメルクマール(7)に該当し、法定受託事務として整理される。</p>

資源の有効な利用の促進に関する法律（平3法48）に基づく指定表示事業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査

移譲対象事務・権限			
○ 指定表示事業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査（資源の有効な利用の促進に関する法律第37条第2項、第6項、第7項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
報告徴収	0	0	0
立入検査	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>（事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。）</p> <p>○ 対象となる指定表示事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、全国統一的な識別表示及び分別回収の促進による資源の有効利用、廃棄物の発生抑制といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>○ ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（並行権限）することを検討。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<p>・報告徴収・立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。</p> <p>・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。</p>		<p>・地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。</p> <p>・当該事務は法定受託事務と考える。そのため、国による指示、基準の設定を認めるべきである。なお、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」（平成24年11月15日閣議決定）においては、当該事務は法定受託事務とされている。</p>	

特定家庭用機器再商品化法（平10法97）に基づく小売業者及び製造業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査

<経済産業省>

移譲対象事務・権限			
○ 小売業者及び製造業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査（特定家庭用機器再商品化法第52条、第53条第1項、第2項、第3項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
報告徴収件数	185	183	184
立入検査件数	491	471	446
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>（事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。）</p> <p>○ 都道府県域を超えて活動する小売業者及び製造業者等の全国の店舗・事務所等における取扱いの把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、国民の財産の回復（支払ったリサイクル料金の返還等）や法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>○ ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<p>・報告徴収・立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。</p> <p>・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。</p>		<p>・地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。</p> <p>・当該事務は法定受託事務と考える。そのため、国による指示、基準の設定を認めるべきである。なお、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」（平成24年11月15日閣議決定）においては、当該事務は法定受託事務とされている。</p>	

<環境省>

移譲対象事務・権限
○ 小売業者及び製造業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査（特定家庭用機器再商品化法第52条、第53条第1項、第2項、第3項）

【2-18（経済産業省、環境省）】

事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
報告徴收件数	185	183	184
立入検査件数	505	367	383
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>（国との並行権限の付与）</p> <p>○ 全国に事業所を持つ事業者等が個別リサイクル法に反する行為を行った場合や、対応の遅滞によって環境への著しい影響が懸念されるような行為を事業者等が行った場合には、都道府県ごとの対応の差異や行政による対応の遅滞によって、国民の財産の保護や法益の確保に著しい支障が生じることから、個別リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査は、引き続き国が実施することが必要である。</p> <p>○ また、個別リサイクル法に基づくリサイクル制度は、国民や事業者等から全国一律のリサイクル料金を徴収して運用しており、当該料金に対するサービスの質を厳格かつ一律に維持する上で、国の責任ある対応が求められることから、引き続き国による実施が必要である。</p> <p>○ ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収及び立入検査については、都道府県に並行権限を付与することを検討。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<p>・報告徴収・立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。</p> <p>・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。</p>		<p>・地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。</p> <p>・当該事務は法定受託事務と考える。そのため、国による指示、基準の設定を認めるべきである。なお、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」（平成24年11月15日閣議決定）においては、当該事務は法定受託事務とされている。</p>	

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平 24 法 57）に基づく認定事業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査

＜環境省＞

移譲対象事務・権限	
○ 認定事業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第 16 条）、立入検査（同法第 17 条第 1 項、第 2 項、第 3 項）	
事務量（主な業務指標）	
—	
各府省の回答（平成 25 年 5 月）	
『全国一律・一斉に移譲』 （国との並行権限の付与）	
○ 全国に事業所を持つ事業者等が個別リサイクル法に反する行為を行った場合や、対応の遅滞によって環境への著しい影響が懸念されるような行為を事業者等が行った場合には、都道府県ごとの対応の差異や行政による対応の遅滞によって、国民の財産の保護や法益の確保に著しい支障が生じることから、個別リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査は、引き続き国が実施することが必要である。	
○ ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県（※）にある場合の報告徴収及び立入検査については、都道府県に並行権限を付与することを検討。	
※ 小型家電リサイクル法においては、再商品化事業計画の認定の基準の一つとして事業者等が収集を行う区域が原則 3 都府県以上となることを定めており、例外として、北海道又は沖縄県については単一道県での事業計画認定をしようとしている。従って、小型家電リサイクル法において、「事業所が一の都道府県にある場合」が想定されるのは、北海道又は沖縄県のみである。	
全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	各府省の見解（平成 25 年 8 月）
・報告徴収・立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。	・地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。
・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき	・当該事務は法定受託事務と考える。そのため、国による指示、基準の設定を認めるべきである。なお、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」（平成 24 年 11 月 15 日閣議決定）における各種リサイクル法における整理に鑑みれば、当該事務は法定受託事務と考えられる。

<経済産業省>

移譲対象事務・権限	
○ 認定事業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第16条）、立入検査（同法第17条第1項、第2項、第3項）	
事務量（主な業務指標）	
実績なし	
各府省の回答（平成25年5月）	
『全国一律・一斉に移譲』 （事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。）	
○ 対象となる認定事業者は、基本的には複数都道府県で活動するため、こうした事業者の広域の取組の把握が担保されず、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	
○ ただし、近接性の観点から、認定事業者の業務の範囲が一道県にとどまる場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（並行権限）することを検討。	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
・報告徴収・立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。	・地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。
・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき	・当該事務は法定受託事務と考える。そのため、国による指示、基準の設定を認めるべきである。なお、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」（平成24年11月15日閣議決定）における各種リサイクル法における整理に鑑みれば、当該事務は法定受託事務とされている。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)に基づく特定容器利用事業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査

<環境省>

移譲対象事務・権限	
○ 特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律第39条、第40条第1項、第2項、第3項）	
事務量（主な業務指標）	
—	
各府省の回答（平成25年5月）	
『全国一律・一斉に移譲』 （国との並行権限を付与）	
○ 全国に事業所を持つ事業者等が個別リサイクル法に反する行為を行った場合や、対応の遅滞によって環境への著しい影響が懸念されるような行為を事業者等が行った場合には、都道府県ごとの対応の差異や行政による対応の遅滞によって、国民の財産の保護や法益の確保に著しい支障が生じることから、個別リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査は、引き続き国が実施することが必要である。	
○ また、個別リサイクル法に基づくリサイクル制度は、国民や事業者等から全国一律のリサイクル料金を徴収して運用しており、当該料金に対するサービスの質を厳格かつ一律に維持する上で、国の責任ある対応が求められることから、引き続き国による実施が必要である。	
○ ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収及び立入検査については、都道府県に並行権限を付与することを検討。	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
・報告徴収・立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。	・地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。
・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。	・当該事務は法定受託事務と考える。そのため、国による指示、基準の設定を認めるべきである。なお、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」（平成24年11月15日閣議決定）においては、当該事務は法定受託事務とされている。

<農林水産省>

移譲対象事務・権限			
○ 特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律第39条、第40条第1項、第2項、第3項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成21年度	平成22年度	平成23年度
報告徴収件数	0	0	39
立入検査件数	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 容器包装リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査について、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与（並行権限）することとし、国との連携体制の確保等を検討。ただし、国においても引き続き事務・権限を実施する。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収・立入検査の権限と併せて、指導・勧告・措置命令等の権限についても地方に移譲すべき。 ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。 		<ul style="list-style-type: none"> ・地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。 ・当該事務は法定受託事務と考える。そのため、国による指示、基準の設定を認めるべきである。なお、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」（平成24年11月15日閣議決定）においては、当該事務は法定受託事務とされている。 	

<経済産業省>

移譲対象事務・権限			
○ 特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律第39条、第40条第1項、第2項、第3項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
報告徴収	0	6	0
立入検査	0	0	0

各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>（事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象となる特定事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。 ○ また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 ○ ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。 	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収・立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。 ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。 ・当該事務は法定受託事務と考える。そのため、国による指示、基準の設定を認めるべきである。なお、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」（平成24年11月15日閣議決定）においては、当該事務は法定受託事務とされている。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平14法87）に基づく自動車製造業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査

移譲対象事務・権限			
○ 自動車製造業者等又はその委託を受けた者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収（使用済自動車の再資源化に関する法律第130条第3項）、立入検査（同法第131条第2項、第3項、第4項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
立入検査数	325	305	269
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>（国との並行権限の付与）</p> <p>○ 全国に事業所を持つ事業者等が個別リサイクル法に反する行為を行った場合や、対応の遅滞によって環境への著しい影響が懸念されるような行為を事業者等が行った場合には、都道府県ごとの対応の差異や行政による対応の遅滞によって、国民の財産の保護や法益の確保に著しい支障が生じることから、個別リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査は、引き続き国が実施することが必要である。</p> <p>○ また、個別リサイクル法に基づくリサイクル制度は、国民や事業者等から全国一律のリサイクル料金を徴収して運用しており、当該料金に対するサービスの質を厳格かつ一律に維持する上で、国の責任ある対応が求められることから、引き続き国による実施が必要である。</p> <p>○ ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収及び立入検査については、都道府県に並行権限を付与することを検討。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<p>・報告徴収・立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。</p> <p>・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。</p>		<p>・地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。</p> <p>・当該事務は法定受託事務と考える。そのため、国による指示、基準の設定を認めるべきである。なお、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」（平成24年11月15日閣議決定）における各種リサイクル法における整理に鑑みれば、当該事務は法定受託事務と考えられる。</p>	

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平 17 法 51）に基づく特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令、指導・助言、報告徴収、立入検査

<環境省>

移譲対象事務・権限			
○ 特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第 18 条）、指導・助言（同法第 28 条第 2 項）、報告徴収及び立入検査（同法第 29 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
報告徴収・立入検査件数	8	0	1
各府省の回答（平成 25 年 5 月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査に関する権限については、地方環境事務所の事務から外し、地方公共団体に移管する。			
○ 本省の事務である製造業者等への規制（法第 13 条の改善命令等）のために、使用者に対する報告徴収及び立入検査が必要な場合には、本省において行うものとする。			
全国知事会意見（平成 25 年 6 月）		各府省の見解（平成 25 年 8 月）	
・ 事務の実施にあたっては、特定特殊自動車及びその構造に係る専門知識や測定に必要な機器も必要とされるため、人材の育成、検査技術の習得、測定機器の整備等に対し、十分な支援を求める。		・ 必要な支援については行ってまいりたい。	
・ 共管である他省庁の権限も併せて移譲すべき。		—	

<経済産業省>

移譲対象事務・権限
○ 特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第 18 条）、指導・助言（同法第 28 条第 2 項）、報告徴収及び立入検査（同法第 29 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項）
事務量（主な業務指標）
実績なし
各府省の回答（平成 25 年 5 月）
『全国一律・一斉に移譲』

【2-22（環境省、経済産業省）】

- 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく使用者への技術基準適合命令、指導・助言並びに特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収・立入検査については、地方経済産業局の事務から外し、地方公共団体に移管する。
- 本省の事務である製造業者等への規制（法第13条の改善命令等）のために、使用者に対する報告徴収及び立入検査が必要な場合には、本省において行うものとする。
- 管内の一部の行政区域のみに移管した場合、残る区域の対応のため引き続き経済産業局においても体制が必要となるため、全国一律・一斉の事業移管が必要。

全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・事務の実施にあたっては、特定特殊自動車及びその構造に係る専門知識や測定に必要な機器も必要とされるため、人材の育成、検査技術の習得、測定機器の整備等に対し、十分な支援を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省として、特定特殊自動車の構造に係る知見の情報提供等、必要に応じて対応してまいりたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・共管である他省庁の権限も併せて移譲すべき。 	<p style="text-align: center;">—</p>

民間事業者による信書の送達に関する法律（平14法99）に基づく
 特定信書便事業の事業許可、信書便約款の認可、報告徴収、立入検査等

移譲対象事務・権限			
○ 特定信書便事業の事業許可、信書便約款・管理規程の認可、報告徴収、立入検査等（二以上の総合通信局・沖縄総合通信事務所の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を提供するものを除く。）（民間事業者による信書の送達に関する法律第29～33条、第36条）			
事務量（主な業務指標）			
（総務省本省）許認可については、総合通信局・沖縄総合通信事務所の経由事務あり			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
許認可件数	38	28	45
検査実施件数	0	0	0
（総合通信局・沖縄総合通信事務所）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
許認可件数	136	107	106
検査実施件数	64	64	76
各府省の回答（平成25年5月）			
『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』			
○ 信書便事業は、国が確保すべき責務を負う郵便のユニバーサルサービスの提供を確保しつつ、憲法に規定する「信書の秘密」を保障し、信書送達分野に民間事業者を参入させるものであることから、その監督に係る制度設計は、郵便のユニバーサルサービスの提供確保と一体的に国が行うことが妥当であり、その業務は引き続き本省指揮の下、国による一様の規律を要する事務である。			
○ しかしながら、地域密着型の事業展開（例えば、バイクや自転車のみを送達手段として3時間役務で展開する、地元自治体の公文書集配業務の受託のみを行う）の事業者に対する「信書便事業の許認可等」の事務の一部については、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、国による統一的な判断基準を策定する等して、地方自治体に監督権限を委ねられるのではないかと考える。			
大型信書便役務や高付加価値役務を提供する者にとっては、提供区域に法的な規制を設けていないことから、顧客のニーズに対応すべく、送達手段の追加や他の信書便事業者や運送事業者との事業協定・業務委託を通じて柔軟に広域・全国規模の配送網を構築することが可能である。したがって、都道府県単位での監督が容易ではないことと、信書便物の紛失・き損・誤配等の重大事故への迅速な対応のためには、信書の秘密の確保と郵便のユニバーサルサービス確保を一体的に国が行うという責務があることから、国が関与した方が合理的な場合があり得ることに留意する必要がある。このため、地方分権と齟齬を来さないようにしながらも、国に一定の権限を留保すること等について、法令上の検討がさらに必要であると考えます。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・ 全国一律に移譲すべき。		・ 特定信書便事業の中で、地域密着型の事業展開（例えば、バイクや自転車のみを送達手段として3時間役務で展開する、地元自治体の公文書集配業務の受託のみを行う）の事業	

	<p>者に対する「信書便事業の許認可等」の事務の一部については、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、国による統一的な判断基準を策定するなどして、個々の地方自治体の発意に応じ選択的に監督権限を移譲することが可能ではないかと考える。しかし大型信書便役務や高付加価値役務を提供する者にあつては、提供区域に法的な規制を設けておらず、他の信書便事業者との業務委託や運送事業者との業務委託を通じて広域・全国規模の配送網を構築することが可能であることから、都道府県単位での監督が容易ではないこと、信書便物の紛失・き損・誤配等の重大事故への迅速な対応のためには、信書の秘密の確保と郵便のユニバーサルサービス確保を一体的に国が行うという責務があることから、国が関与した方が合理的であると考え。</p>
<p>・ 事業計画の遵守命令、事業改善の命令、許可の取消・停止命令を併せて移譲すべき。</p>	<p>・ 審議会の諮問事項となっていない事業計画の遵守命令、事業停止命令については国による統一的な判断基準を策定する等して、地方自治体に監督権限を委ねられるのではないかと考える。他方、事業許可の取消及び事業改善の命令については、行政の適正性・公正性を担保する必要があることから、信書便法において審議会への諮問事項として規定されている。さらに事業改善命令を発出する場合は事前に国交省との協議が必要となる。よってこれらの権限を地方自治体に権限を移譲することは困難であると考え。</p>
<p>・ 移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援を講ずるべき。</p>	<p>・ 人的支援策としては、例えば講習会の開催や業務マニュアルの共有等が考えられるが、移譲される業務の具体的内容に照らし検討・対応すべきであると考え。</p>
<p>・ 国の関与及び義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画及び地方分権改革推進委員会第2次勧告のメルクマールの範囲内であるべき。</p>	<p>・ 上記見解のとおり、特定信書便事業の中で、3時間役務といった地域密着型の事業展開の事業者に対する「信書便事業の許認可等」の事務の一部について、国による統一的な判断基準を策定するなどして、地方自治体に監督権限を委ねるとした場合には、地方分権推進計画及び地方分権改革推進委員会第2次勧告のメルクマールと齟齬を来さないようにしながらも、国に一定の権限を留保すること等については、法令上の検討がさらに必要であると考え。</p>

情報通信技術（ICT）に関する産学官連携（民間に対する助成）、研究開発（国の委託研究）、地域振興等（地方公共団体に対する助成）

<産学官連携（民間に対する助成）>

移譲対象事務・権限	
<p>○ 民間に対する助成は現在行っていないことから、情報通信技術の産学官連携に関する事務のうち、助成に関する具体的事務は現在実施していない。</p> <p>○ 地域の課題解決を目指し、地域における情報通信分野の研究テーマの発掘や研究開発、地元の大学、企業等が参画する実験プロジェクトや連携体制の強化の取組を実施。</p> <p>（1）調査の実施 地域における最先端の情報通信技術に対する固有ニーズ、技術開発のシーズ等についての現状調査 等</p> <p>（2）検討会の開催 ・ 地域におけるニーズとシーズのマッチング ・ 地域内研究開発連携の在り方 ・ 実証実験プロジェクトの実施体制 等を検討</p> <p>（3）成果の周知 最先端の情報通信技術の活用方策等についてセミナーなどで周知</p>	
事務量（主な業務指標）	
—	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』</p> <p>○ 地域における情報通信技術の振興強化を図るためには、地域の大学、企業、自治体等からなる産学官の体制により、最先端の情報通信技術の研究開発や活用方策等の検討を行うとともに、その成果を広く展開する取組が有効と考えられる。</p> <p>○ 総合通信局・沖縄総合通信事務所では、これまでも地域における最先端技術に対する固有のニーズや技術開発のシーズ等についての把握や、連携のための関係者間との連絡調整、地域の実情に適した研究開発テーマや情報通信技術の活用方策等のほか、セミナー等を通じた周知などにも取り組んでいる。</p> <p>○ しかし、地域の課題解決を目指し、地域における情報通信分野の研究テーマの発掘や研究開発、地元の大学、企業等が参画する実験プロジェクトや連携体制の強化の取組については、地域におけるニーズやシーズを踏まえ、地方自治体で実施することでその成果・効果が高まることも考えられるため、地域内での産学官連携推進の取組について、個々の地方自治体の発意があれば、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、移譲することが可能と考えられる。</p> <p>○ なお、情報通信技術の産学官連携に関する事務のうち、民間に対する助成事務は現在実施していない。</p>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年7月）
<p>・ 本件については、地域振興にも関するものであることから、都道府県を実施主体とすべき。</p>	<p>・ そもそも、総合通信局等においては、情報通信技術（ICT）に関する産学官連携に関する事務として、「民間に対する助成」に関する事務を、現在は実施していない。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信技術（ICT）に関する産学官連携に関する事務として、総合通信局等において現在取り組んでいるのは、①地域における最先端の情報通信技術に対する固有ニーズ、技術開発のシーズ等について把握するための調査の実施、②地域におけるニーズとシーズのマッチングや地域内研究開発連携に向けた検討会の開催・関係者間の連絡調整、③情報通信技術の活用方策等についてのセミナー等を通じた周知といった特段の予算措置を伴わない活動である。このような地域で“汗をかく”業務を、都道府県がその発意により実施することは、現在においても何ら妨げられるものではないと認識している。また、都道府県が自らの発意により、このような地域における産学官連携の促進に関する事務を行うにあたり、総合通信局等に蓄積されたノウハウ等の支援を必要とする場合には、当該支援を実施する人員等について更なる検討は必要であるが、前向きに対応可能と考えられる。（下欄参照） ・ なお、都道府県がその発意により、地域における産学官連携に関する業務を行う場合でも、例えば地域をまたぐ広域連携等、国として取り組むことが必要な産学官連携に関する業務は引き続き総合通信局等において行う必要があると考える。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援を講ずるとともに、最新技術に関する情報を提供すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援策としては、例えば講習会の開催や業務マニュアルの共有等が考えられるが、移譲する際に具体的に検討をして参りたい。

<研究開発（国の委託研究）>

移譲対象事務・権限				
<p>○ 総務省での研究開発課題採択の決定に基づき、以下の庶務的事務を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の企業・大学等からの提案受付・相談事務 ・地域の企業・大学等との契約書類（研究計画を含む）・相談事務 ・委託契約に係る経理検査事務（会計検査院対応を含む） ・公募説明会・成果発表会の開催に係る事務等 				
事務量（主な業務指標）				
	業務指標	平成22年	平成23年	平成24年
	提案書類件数	630件程度	560件程度	620件程度
	委託契約件数	250件程度	225件程度	280件程度
	委託契約に係る実地検査件数	60件程度	50件程度	50件程度
	公募説明会の開催件数	35件程度	35件程度	35件程度
各府省の回答（平成25年5月）				
<p>『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』</p> <p>○ 本委託研究は、情報通信技術分野の戦略的な研究開発テーマに関し、国際競争力の強化や国民の安心・安全の確保、若手研究者の育成などへの貢献が期待される独創性、新規性の高い研究開発のうち、特に、地域固有の課題解決や地場産業の振興・創出など地域活性化のために、地域に密着した大学や、地域の中小・中堅企業等の研究開発を支援するものである。</p> <p>○ 委託研究テーマは、全国各地の企業・大学等からの研究開発提案を外部有識者の意見も参照しつつ、国として実施すべきICT分野の基盤となる技術を確立するために必要な研究開発課題として選定される。その際、総合通信局・沖縄総合通信事務所においては、地域の企業・大学等の利便性を確保するとともに、研究開発執行業務の効率化を図るため、本省が行う研究開発課題の採択結果に従い、委託先となる大学、民間企業等との委託契約や窓口業務に関し、庶務的事務のみを実施している。</p> <p>○ なお、契約等にあたっての庶務的業務においては、委託契約にあたっての研究計画の確認や経理検査時における研究実施内容と経費支出の整合性の確認等の際、最先端のICT分野の技術に精通した専門知識を有する職員の配置が不可欠である。</p> <p>○ こうした専門的知識を有する職員が自治体に配置されることを前提に、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、これら庶務的業務について自治体の発意に応じて移譲することが可能である。</p>				
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）		
<p>・本件委託研究費については、地域振興にも関するものであることから、都道府県に交付すべき。</p>		<p>・情報通信技術（ICT）に関する研究開発（国の委託研究）に関する事務のうち、国として行うべき委託研究テーマの提案を募集・評価し、研究開発課題を選定し、委託先を決定するといった業務については、（総合通信局等で契約・支出しているものについても）総務省本省において一元的に実施しており、総合通信局等においては実施していない。</p>		

【2-24 (総務省)】

	<ul style="list-style-type: none">・ 情報通信技術 (ICT) に関する研究開発 (国の委託研究) に関する事務のうち、総合通信局等において実施しているのは、本省が行った研究開発課題の採択結果に従い、所要の金額を本省から総合通信局等へ予算を移し替えした上で行う契約手続きや、委託先として決定された地域の大学や民間企業等との窓口としての相談等の庶務的業務のみであり、都道府県に委譲できる「委託研究費」は財源として有していない。・ このような国が契約主体となる委託契約に関する庶務的業務について、都道府県がその発意により実施することを希望する場合には、委譲することが可能と考える。ただし、委託契約にあたっての研究計画の確認や経理検査時における研究実施内容と経費支出の整合性の確認等、最先端の ICT 技術に精通した専門知識を有する職員の配置が不可欠であり、都道府県においてそのような体制が整備されることが前提となる。・ なお、都道府県が庶務的業務の実施にあたり、総合通信局等に蓄積されたノウハウ等の支援を必要とする場合には、必要な人員等について更なる検討は必要であるが、前向きに対応可能と考えられる。(下欄参照)
<ul style="list-style-type: none">・ 移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援を講ずるとともに、最新技術に関する情報を提供すべき。	<ul style="list-style-type: none">・ 支援策としては、例えば講習会の開催や業務マニュアルの共有等が考えられるが、移譲する際に具体的に検討をして参りたい。

<地域振興等（地方公共団体に対する助成）>

移譲対象事務・権限
<p>① 情報通信基盤の整備及び公共分野における ICT 利活用の促進の実施に際しての申請書類の受付・形式審査（例：申請書の受理、形式審査（記載内容の不備の確認、積算金額の確認、添付書類の確認等）、本省進達）</p> <p>② 複数の市町村域・県域にまたがる ICT 利活用を推進するための、ICT 導入の標準仕様策定に向けた支援事務（事業主体に対する効果検証・分析調査に必要な基礎データ収集、学識者、ICT 関係事業者等との連絡調整・協議）</p> <p>③ これまでの事業主体に対する会計検査院の現地検査対応（現地での立ち会い、現地検査のための各事業主体の事業進捗状況の把握や取得財産処分に係る相談・質問対応）</p>
事務量（主な業務指標）
<p>（平成 22 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域 ICT 利活用広域連携事業（契約数） 97 件 ・地域雇用創造 ICT 絆プロジェクト（採択数） 72 件（平成 22 年度予備費） <p>（平成 23 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域 ICT 利活用広域連携事業（契約数） 26 件 ・情報通信利用環境整備推進事業（採択数） 6 件 <p>（平成 24 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信利用環境整備推進事業（採択数） 8 件
各府省の回答（平成 25 年 5 月）
<p>『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』</p> <p>○ 移譲対象事務・権限①及び②の事務に係る助成事業は、いずれも本省の予算により実施しており、かつ①の事務に係る助成のうち情報通信基盤の整備は平成 21 年度予算に係る事業をもって廃止された。</p> <p>○ 他方、知事会 P T からは「情報通信による地域振興等（地方自治体に対する助成）」については、廃止・民営化すべきとの要望がなされており、その要望内容を具体的に精査する必要があるものの、出先機関が担っている事務を整理すると次のとおりである。</p> <p>（総論）</p> <p>○ ブロードバンド整備とその利活用の促進は、他の主要国と同様、国において推進すべきものである。</p> <p>○ また、広域における ICT 利活用標準仕様等の全国普及を図るに当たっては、活用可能な事業者のネットワークや電波事情等を熟知しつつ、ICT を通じた地域の課題解決の在り方とともに全国の ICT 利活用事例を把握している国が関与することが適当。</p> <p>（個別事務に関する補足）</p> <p>① 情報通信基盤の整備及び公共分野における ICT 利活用の促進の実施に際しての申請書類の受付・形式審査</p> <p>本事務は、国が先進的 ICT の導入・利活用に係る委託事業等を実施するにあたって、国と事業主体の間での委託契約を締結等する際の申請・提案書類等の窓口での受付や書類具備・金額計算の確認といった形式審査の事務であり、事務内容は定型的で、かつ事務量が微少である。</p> <p>また、本事務の内容は定型的なものであるが、形式審査のために必要な要綱を本省において策定しており、審査事務に当たる担当者は、要綱の内容を網羅的に把握しておくことが必要となる。</p>

【2-24（総務省）】

したがって、当該事務への対応のために、各地方自治体それぞれに所要の執行体制を整備することは、行政効率が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。

② 複数の市町村域・県域にまたがる ICT 利活用を推進するための、ICT 導入の標準仕様策定に向けた支援事務

本事務は、国が効果的・効率的な ICT 利活用の普及拡大の観点から、複数の市町村域・県域にまたがった広域連携による ICT 導入に係る標準仕様（有効性・安全性を含めた最適な ICT 関連機器・システムの導入手法等）を策定するにあたって必要となる、事業主体への効果検証・分析調査に係る基礎的データの収集事務、学識者、ICT 関係事業者等幅広い主体から ICT 技術面・人材面での意見・アドバイス等を聴取する際の連絡事務である。事務内容は定型的で、かつ事務量が微少であるため、当該事務への対応のために、各地方それぞれに所要の執行体制を整備することは、行政効率が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。

③ これまでの事業主体に対する会計検査院の現地検査対応

本事務は、これまでの国の事業に係る会計検査の対応であり、場合によっては補助金の返還（行政処分）や委託金の減額にも及ぶ可能性もあることから、事業主体に対して、ICT 機器・システムの調達方法、財産管理・処分方法など、補助金適正化法やこれまでの会計検査院の指摘事項などを踏まえた専門的なアドバイス・フォローが必要となる。

また、先進的 ICT の導入に係る事業が検査対象となる場合、会計検査院の質問も専門領域に及ぶことが考えられ、これに対応するためには、ICT 専門家・事業者等と迅速かつ適切な情報共有・相談などを行える、ICT 機器・システムの機能・特性を熟知した専門人材が不可欠である。

○ 以上のことから、当該会計検査に備えて、各地方自治体それぞれに所要の執行体制を整備することは行政効率が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。

全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	各府省の見解（平成 25 年 7 月）
<ul style="list-style-type: none"> ・本件補助金については、地域振興にも関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、ICT を活用した助成事業は情報通信利用環境整備推進交付金以外の事業は実施していない。今後、新たに助成事業を実施する場合、地方自治体のニーズも踏まえて制度設計等を行なって参りたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援を講ずるとともに、最新技術に関する情報を提供すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援策としては、例えば講習会の開催や業務マニュアルの共有等が考えられるが、移譲する際に具体的に検討をして参りたい。

土地改良法（昭24法195）に基づく国営土地改良事業により造成された施設のうち、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の維持・管理・更新（財産権、水利権等を含む。）に関する事務（国、都道府県及び施設管理者による三者協議が整ったものに限る。）

＜農林水産省＞

移譲対象事務・権限	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地改良事業に係る以下の事務・権限 <ul style="list-style-type: none"> ・管内の土地・水資源及び国営造成施設の状況把握と事業実施に必要な基礎的調査の実施 ・国営土地改良事業計画案（営農計画、水利計画、施設計画等）の作成 ・土地改良法に基づく開始手続き ・事業計画に基づく事業の実施 ・農業水利権の取得及び更新に係る協議調整 ・期中評価や事後評価等の実施 ・国営土地改良財産の管理 等 	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『移譲以外の見直し』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国営土地改良事業については、土地改良長期計画、東日本大震災の復旧・復興における国の役割、地方からの意見等を踏まえつつ、引き続き、地方公共団体からの要望があれば、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の財産権、水利権等を含む施設の維持・管理・更新に係る事務について移譲するための個別協議を試行的に行い、その状況を踏まえて移譲の可否について判断する。さらに、広域的な実施体制の進行に応じて、財産権等の追加的な移譲の課題を議論する。 	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・広域的かつ大規模で真に国が責任を負うべきものを除き、希望する都道府県へ移譲すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国営土地改良事業については、土地改良長期計画、東日本大震災の復旧・復興における国の役割、地方からの意見等を踏まえつつ、引き続き、地方公共団体からの要望があれば、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の財産権、水利権等を含む施設の維持・管理・更新に係る事務について移譲するための個別協議（国、都道府県、施設管理者を含めた三者協議）を試行的に行い、その状況を踏まえて移譲の可否について判断する。
<ul style="list-style-type: none"> ・整備等に必要な財源措置について、国から財源フレームを提示すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務・権限の移管に伴う財源のあり方については、政府全体として十分に議論頂くことが必要。

<国土交通省>

移譲対象事務・権限	
<p>○ 土地改良事業に係る以下の事務・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管内の土地・水資源及び国営造成施設の状況把握と事業実施に必要な基礎的調査の実施 ・国営土地改良事業計画案（営農計画、水利計画、施設計画等）の作成 ・土地改良法に基づく開始手続き ・事業計画に基づく事業の実施 ・農業水利権の取得及び更新に係る協議調整 ・期中評価や事後評価等の実施 ・国営土地改良財産の管理 等 	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『移譲以外の見直し』</p> <p>○ 国営土地改良事業については、土地改良長期計画、大規模災害復旧における国の役割、地方からの意見等を踏まえつつ、引き続き、地方公共団体からの要望があれば、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の財産権、水利権等を含む施設の維持・管理・更新に係る事務について移譲するための個別協議を試行的に行い、その状況を踏まえて移譲の可否について判断する。さらに、広域的な実施体制の進行に応じて、財産権等の追加的な移譲の課題を議論する。</p>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・広域的かつ大規模で真に国が責任を負うべきものを除き、希望する都道府県へ移譲すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国営土地改良事業については、土地改良長期計画、東日本大震災の復旧・復興における国の役割、地方からの意見等を踏まえつつ、引き続き、地方公共団体からの要望があれば、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の財産権、水利権等を含む施設の維持・管理・更新に係る事務について移譲するための個別協議（国、都道府県、施設管理者を含めた三者協議）を試行的に行い、その状況を踏まえて移譲の可否について判断する。
<ul style="list-style-type: none"> ・整備等に必要な財源措置について、国から財源フレームを提示すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務・権限の移管に伴う財源のあり方については、政府全体として十分に議論頂くことが必要。

**流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平17法85）に基づく
総合効率化計画の認定等**

移譲対象事務・権限			
○ 総合効率化計画の認定（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項、第3項、第5項）、計画変更の認定（同法第5条第1項）、認定の取消し（同法第5条第2項）、特定流通業務施設の確認（同法第7条第1項、第2項）、認定総合効率化事業者に対する報告徴収（同法第21条）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
認定件数	13	15	19
うち経済産業省の認定件数	2	2	2
（参考） ・ 経済産業省認定事案はすべて国土交通省との共同認定事案			
各府省の回答（平成25年5月）			
『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』			
○ 当該事務に関して、本法律が施行された平成17年から経産省の認定件数は11件（共管3省で188件）であり、その内訳も関東局9件、中部・近畿局1件と申請に偏りがあるため、各都道府県への執行体制の構築や担当者配置は非効率である。 このため、当該地方自治体等の発意に応じて選択的に移譲することが望ましい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・ 他省庁との共管事務であり、経済産業局所管分を移譲しても非効率であることから、他省庁所管分も含め移譲すべき。		・ 当省の見解は従前のおり。他省庁（国土交通省、農林水産省）所掌分については各省の判断によるため、当省で判断できるものではない。	

国営公園（イ号公園のうち、一の都道府県で完結する整備が概成した公園に限る。）の管理に関する事務（占有・行為許可等を含む。）

移譲対象事務・権限			
○ 国の設置に係る都市公園（イ号公園のうち、一の都道府県で完結する整備が概成した公園に限る。）に関する維持管理（植物管理、建物・工作物管理、巡視・警備、清掃、入園料徴収等）及び許認可（公園管理者以外の者による公園施設の設置許可、工作物の設置等に係る占有許可、竹林伐採等の禁止、物品販売・競技会開催等の許可等）（都市公園法2条の2～19条、27条～28条）			
事務量（主な業務指標）			
（全国 ※イ号公園のみ）※地方整備局の管内を含む。			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開園面積	2, 309ha	2, 396ha	2, 680ha
入園者数	2, 155万人	2, 099万人	2, 239万人
執行額	16,303百万円	13,989百万円	未確定
各府省の回答（平成25年5月）			
『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』			
○ 都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、個別の都道府県の意向の確認を行った上で、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> 希望する都道府県への移譲とする。 		<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、個別の都道府県の意向の確認を行った上で、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 管理等に必要な財源措置について、国から財源フレームを提示すること。 		<ul style="list-style-type: none"> 国営公園の管理に関する事務・権限の移譲に当たっての「職員の処遇のあり方や、事務・権限の移管に伴う財源のあり方」に関する政府全体の議論については、内閣府が主導して進めていくことが必要。 	

【2-28（国土交通省）】

- ・直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施
- ・直轄河川の管理に関する許認可等

移譲対象事務・権限
<p>○ 河川等に係る以下の事務・権限</p> <ul style="list-style-type: none">・河川整備計画に関すること。・直轄河川事業等に関する工事の調査に関すること。・直轄河川事業等に関する工事の実施の調整に関すること。・直轄河川事業等に関する工事の実施設計、施工及び検査その他の工事管理に関すること。・指定区間外の一級河川における河川管理施設（多目的ダムを含む。）の操作規則に関すること。・国土交通大臣の管理に係る河川の維持及び修繕に関すること。・一級河川の利用、保全その他の管理に関する事務のうち、河川区域その他の区域の指定、水利使用の許可その他の規制に関すること。
事務量（主な業務指標）
<p>一級水系 109 水系 直轄管理区間延長 10,588 km ※北海道開発局の管内を含む。</p>
各府省の回答（平成 25 年 5 月）
<p>『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』</p> <p>『国に残すもの』</p> <p>○ 国土保全上・国民経済上重要な水系である一級水系に係る一級河川については、国が水系一貫の観点から、上下流、左右岸のバランスを図りつつ、管理を行っている。特にこのような重要な河川については、その管理に万全を期す必要があることから、全国レベルで集積した技術・経験を活用し、かつ時々刻々と変化する現場の状況を把握しつつ、自ら迅速かつ的確な対応をとっていくことが不可欠である。地方移譲した場合は、各自治体の財政事情、組織体制等によって対応の相違等が生じ、上下流、左右岸の治水安全度の整合性等を損なう場合がある。また、緊急時を想定し、事前に河川管理施設の操作方法等の基準を定めたとしても、あらゆる事態を想定できるわけではなく、不測の事態が生じる可能性があると同時に、国の指示等を認めたとしても、国が管理を行う場合と同レベルの迅速・的確な対応を確保することは難しく、国民の生命・財産に重大な被害が生じる可能性がある。</p> <p>○ また、日々の管理や大規模災害対応を通じて全国レベルで技術、経験を集積し、管理を行っていく仕組みを保持することが必要であり、国が唯一その役割を担っており、都道府県等に対しても、技術的支援を行っている。大規模な水害等に対して迅速かつ的確な対応をするためには、応急対応や復旧・復興に関する技術や経験を有する相当規模の人員が必要であるが、個別の地域では、大規模な水害等は稀にしか発生せず、技術や経験を蓄積するには限界がある。</p> <p>○ さらに、河川管理は、平常時においては、上下流、左右岸等で堤防の高さや整備の優先</p>

【2-28（国土交通省）】

順位、地域や各利水者間で水利使用等をめぐり利害が対立することが多く、また、災害発生時等においては、排水機場や堰の操作等をめぐり、一刻を争う緊迫した局面での利害対立が生じる場合がある。このような場合に、一級河川について、国家的見地から調整・判断を行い、迅速に対応する必要がある。

- このような特徴を有する一級河川についての事務・権限の見直しにあたっては、道州制や基礎自治体との関係、事務・権限の移管に伴う財源のあり方、職員の処遇のあり方など、政府全体として十分に議論頂くことが必要である。
- こうした中においても、一つの都道府県で完結する一級河川については、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、できる限り都道府県に移管するとの考え方に基づき、平成20年10月より、都道府県への移管に係る個別協議を実施してきたところである。今後、東日本大震災や紀伊半島豪雨災害の教訓、社会資本の老朽化問題の顕在化、地方公共団体からの直轄編入の要望等の直近の状況変化を踏まえつつ、都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、協議・調整を行っていく。

全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 希望する都道府県への移譲とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「一つの都道府県で完結する一級河川については、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、できる限り都道府県に移管する」との考え方に基づき、平成20年10月より、都道府県への移管に係る個別協議を実施してきたところである。 今後、東日本大震災や紀伊半島豪雨災害の教訓、社会資本の老朽化問題の顕在化、地方公共団体からの直轄編入の要望等の直近の状況変化を踏まえつつ、都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、協議・調整を行っていく。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備等に必要な財源措置について、平成23年11月に本会が提出した「直轄道路・直轄河川の移管に係る財源フレーム案」を検討の上、国から財源フレームを提示すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一級河川に係る事務・権限の移譲に当たっての「事務・権限の移管に伴う財源のあり方や、職員の処遇のあり方」に関する政府全体の議論については、内閣府が主導して進めていくことが必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議にあたっては、北海道特例などの北海道開発の基本的な枠組みが堅持されることが前提。（北海道開発局関係事務のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道知事、市町村長の意見を伺いながら協議・調整を行っていく。
全国市長会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の財政状況や組織体制等により、治水の安全度、大規模災害時の緊急対応に対する懸念意見があることから、当該河川 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「一つの都道府県で完結する一級河川については、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、できる限り都道府県に移管する」と

【2-28 (国土交通省)】

<p>の都道府県の移譲について検討する場合には、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの河川ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。</p>	<p>の考え方にに基づき、平成20年10月より、都道府県への移管に係る個別協議を実施してきたところである。</p> <p>今後、東日本大震災や紀伊半島豪雨災害の教訓、社会資本の老朽化問題の顕在化、地方公共団体からの直轄編入の要望等の直近の状況変化を踏まえつつ、都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、協議・調整を行っていく。</p>
<p>・また、一の指定都市で完結する河川については、必要な財源すべてを税源移譲等により措置することを前提に、指定都市に移譲する方向で検討されたい。</p>	<p>河川法では、第9条第5項に基づき、指定都市の区域内に存する指定区間内の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については、同法施行令第2条第1項各号に定めるものを除き、当該一級河川の部分の存する指定都市の長が事務を行うことができることとしている。</p> <p>実際に、この制度を活用し、指定都市の9市において、指定都市の区域内に存する指定区間内の一級河川の管理に係る事務の一部を当該指定都市の長が行っているところ。</p> <p>なお、一級河川に係る事務・権限の移譲に当たっての「事務・権限の移管に伴う財源のあり方」等に関する政府全体の議論については、内閣府が主導して進めていくことが必要。</p>

【2-29（国土交通省）】

- ・直轄国道に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施
- ・直轄国道の管理に関する許認可等

移譲対象事務・権限

- 直轄国道に係る以下の事務・権限
 - ・直轄国道に係る道路の整備及び保全（除雪を含む。）に関する計画に関すること。
 - ・直轄国道に関する工事の実施設計、施工及び検査その他の工事管理に関すること。
 - ・直轄国道に係る環境対策及び交通安全対策に関すること。
 - ・直轄国道の保全（除雪を含む。）に関すること。
 - ・直轄国道の整備及び保全以外の管理に関すること。

事務量（主な業務指標）

※北海道開発局の管内を含む。

- 事業箇所数（全国（H25））
 - ・事業評価対象事業：471箇所
 - ・事業評価対象外事業：1,081箇所
- 管理の実施状況（H25）

一般国道及び高速自動車国道のうち直轄管理区間（174路線、管理延長約22,640km）を対象に、以下を実施。

 - ・通行止め発生割合 平均2.3回/100km（H23）
1回あたりの通行止め時間 平均13.8時間（H23）
 - ・巡回：2日に1回等、路面清掃：年間12回（三大都市圏）等、
除草：通行の安全確保や視認性の確保等を目的に実施、
剪定：3年に1回程度（高木・中低木）等
 - ・道路構造物の点検・修繕：5年以内に1回の橋梁定期点検、2～5年に1回のトンネル点検、
点検結果等に基づく修繕等
- 許認可等の実施状況（全国（H22-H24平均））
 - ・特殊車両通行許可件数：約23万件
 - ・道路占用許可件数：約6万5千件

各府省の回答（平成25年5月）

『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』

『国に残すもの』

- 直轄国道は、高速自動車国道と一体となって、経済・社会活動を支える全国的な大動脈としての役割を果たしており、我が国の国際物流の太宗を担っている。
- こうした役割を果たすためには、国際貨物の通行機能や災害時においても通行を確保できる機能、広域的な連携機能などの高い機能や、事故・災害に備えた24時間管理や被災した場合の迅速な応急復旧などの高い管理水準が必要である。
- このような高い機能や管理水準を保つためには、国による広域的な道路管理が効率的であり、例えば、現在においても、道路情報の集中管理と広域的な情報発信等を実施すると

【2-29（国土交通省）】

ともに、広域的な管理体制を活かし、国際貨物などの車両通行の許可に対する連携、災害時の自治体への広域的な支援などを実施しているところである。

- このような特徴を有する直轄国道についての事務・権限の見直しに当たっては、道州制や基礎自治体との関係、事務・権限の移管に伴う財源のあり方、職員の処遇のあり方など、政府全体として十分に議論頂くことが必要である。
- こうした中においても、主に地域内交通を分担する道路については、できる限り地方に移管するとの考え方に基づき、平成20年10月より、都道府県・政令市への移管に係る個別協議を実施してきたところである。今後、東日本大震災の教訓、社会資本の老朽化問題の顕在化、地方公共団体からの直轄編入の要望等の直近の状況変化を踏まえつつ、都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、協議・調整を行っていく。

全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・希望する都道府県への移譲とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主に地域内交通を分担する道路については、できる限り地方に移管するとの考え方に基づき、平成20年10月より、都道府県・政令市への移管に係る個別協議を実施してきたところである。 今後、東日本大震災の教訓、社会資本の老朽化問題の顕在化、地方公共団体からの直轄編入の要望等の直近の状況変化を踏まえつつ、都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、協議・調整を行っていく。
<ul style="list-style-type: none"> ・整備等に必要な財源措置について、平成23年11月に本会が提出した「直轄道路・直轄河川の移管に係る財源フレーム案」を検討の上、国から財源フレームを提示すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直轄国道に係る事務・権限の移譲に当たっての「事務・権限の移管に伴う財源のあり方や、職員の処遇のあり方」に関する政府全体の議論については、内閣府が主導して進めていくことが必要。 なお、バイパス整備後の現道区間については、従来、移管に伴う特別の財源措置等を実施してきてはならず、今後も従来通りの手続きで移管を進めることが妥当と考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・協議にあたっては、北海道特例などの北海道開発の基本的な枠組みが堅持されることが前提。（北海道開発局関係事務のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道知事、市町村長の意見を伺いながら協議・調整を行っていく。
全国市長会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県における財源や人材、資機材の確保や、災害時の迅速な対応、継続的な道路改良・維持修繕等に対する懸念意見があること 	<ul style="list-style-type: none"> ・主に地域内交通を分担する道路については、できる限り地方に移管するとの考え方に基づき、平成20年10月より、都道府県・政令

【2-29（国土交通省）】

<p>から、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの国道ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。</p>	<p>市への移管に係る個別協議を実施してきたところである。</p> <ul style="list-style-type: none">・今後、東日本大震災の教訓、社会資本の老朽化問題の顕在化、地方公共団体からの直轄編入の要望等の直近の状況変化を踏まえつつ、都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、協議・調整を行っていく。
<ul style="list-style-type: none">・また、指定都市に対しても、必要な財源すべてを税源移譲等により措置することを前提に移譲する方向で検討されたい。	<ul style="list-style-type: none">・直轄国道に係る事務・権限の移譲に当たったの「事務・権限の移管に伴う財源のあり方や、職員の処遇のあり方」に関する政府全体の議論については、内閣府が主導して進めていくことが必要。 <p>なお、バイパス整備後の現道区間については、従来、移管に伴う特別の財源措置等を実施してきてはならず、今後も従来通りの手続きで移管を進めることが妥当と考えている。</p>

<別紙 3>

〔 移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限 〕

【3-1（厚生労働省）】

・職業安定法（昭22法141）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭60法88）に基づく国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督

・職業安定法（昭22法141）に基づく地方公共団体が行う無料職業紹介事業の監督及び公共職業安定所が行う無料職業紹介事業

事務・権限の概要

- 職業紹介事業、労働者派遣事業の開始許可（職業安定法第30条、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条）
- 事業者に対する指導監督等（職業安定法第48条の2、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第48条）
- 地方公共団体が行う無料職業紹介事業に関する指導監督（職業安定法第33条の4、第48条の2）
- 公共職業安定所（ハローワーク）が行う求職者・求人者に対する無料職業紹介事業（職業安定法第5条第3項、第8条）

各府省の回答（平成25年5月）

『移譲以外の見直し』

- 地域の実情に合った雇用対策を進めていくためには、最低限のセーフティネットとして全国ネットワークの職業紹介を行うハローワークと、住民福祉等を担う地方自治体が行う各種雇用対策（無料職業紹介を含む）との一層の連携強化が必要である。

このため、

- ① 一体的実施については、平成23年度中に24自治体、平成24年度中に55自治体が開始しており、平成25年度も9自治体が開始し、これ以外にも多くの地方自治体で開始に向けて調整中である。特に、生活保護受給者等を支援対象とする一体的実施については、25年度中にさらに拡充するべく調整中である。ハローワーク特区については、埼玉県及び佐賀県からの提案に基づき、平成24年8月に埼玉県知事、佐賀県知事と厚生労働大臣が協定を締結し、平成24年10月から事業を開始したところである。
- ② 生活困窮者自立支援法案において、生活困窮者の雇用の機会の確保に対する国及び地方自治体の役割を明確化するとともに、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方自治体に対し、オンラインでの情報提供を義務付ける規定を設けている。
- ③ 生活困窮者以外の場合についても、無料職業紹介事業を行う地方自治体等が希望する場合に、ハローワークの求人情報ネットワークからオンラインで求人情報を提供できる仕組みを創設し、ハローワークが全国ネットワークを活かして開拓した求人情報を活用した、多様なサービスの提供を可能とする。（これにより、地方自治体が、ハローワークによるナショナルミニマムとしてのセーフティネットへの上乗せとして、独自の雇用対策を行うための環境が整備され、各地域における雇用対策が一層充実する。）

これらの取組を通じ、地域に密着した支援を実施する地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。

- なお、国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣

【3-1（厚生労働省）】

事業の監督に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。

理由は以下のとおり。

国以外の者が行う職業紹介事業等に対する監督については、事業展開が広域化し、二重派遣など複雑な事案が発生するなど、監督業務においても都道府県域を越えた連携や高度な専門性が日常的に必要となっている。具体的には、全国展開を行う事業主の複数の都道府県の支店において同様の違反が生じた場合への対応や、一の派遣先に対して複数の都道府県の派遣元事業主から派遣労働者が派遣されている場合、さらにそれらの派遣元事業主が、別の派遣元から受け入れた労働者を派遣している場合といった複雑な違反事案への対応等、都道府県域を越えた監督業務や複雑な違法事案への対応を行うことが常態化している。

仮に、許可等及び監督の業務を都道府県に移管した場合、こういった複雑な事案に対し、都道府県域を越えた監督を効果的・効率的に実施することが難しくなり、派遣労働者の迅速・的確な保護に欠ける恐れがあることから、許可等及び監督の業務は引き続き国が職業安定行政の一環として全国統一かつ機動的に行うことが適切である。

- 地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督に係る業務についても、引き続き国が実施することが適切である。

理由は以下のとおり。

地方自治体の行う職業紹介に係る監督においても、職業安定法に基づく適正な運営を確保することが必要であり、民間職業紹介事業者等と守るべきルールは同じであることから、その民間職業紹介事業者等や他の地方公共団体において、同様の違法があったときの指導等について差異が生じないように、国において全国統一かつ機動的に行うことが適切である。

仮に、民間の職業紹介事業者の監督業務は地方自治体が行い、地方自治体が行う無料職業紹介の監督業務は国が行うこととすると、国が両者について全国統一的に監督に係る業務を行う場合に比べ、行政効率が非効率となる。

- また、ハローワークの全国ネットワークによる無料職業紹介に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。

地方移管が不適切な理由は以下のとおり。

① 雇用保険の財政責任と運営主体の不一致

雇用保険業務を地方自治体に移管した場合、財政責任を負わずに地方自治体が失業認定事務を実施することになり、失業給付の濫給、国民負担の増大（保険料の引き上げ、給付カット）につながる恐れがある。

② 職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる

求職者・求人者は、都道府県を越えて求職・募集活動を行う。ハローワークを地方移管すると、都道府県間の求人が分断され、広域的な職業紹介ができなくなるため、就職の減少、失業者の増大につながる恐れがある。

(例) 東京のハローワークで受理した求人への就職の約4割は東京都外の求職者（平成23年度実績）

③ 全国一斉の雇用対策が講じられなくなる

【3-1（厚生労働省）】

<p>国は都道府県に対し、雇用対策に関する指揮命令はできない。このため、ハローワークを地方移管すると、全国一斉・機動的な雇用対策ができなくなる。</p> <p>（例）リーマンショック後の急激な雇用情勢悪化への対応のため、雇用調整助成金の迅速な要件緩和、厚生労働本省の指示による労働局・ハローワークが総力を挙げた求人開拓（平成21年度は183.4万人の求人を開拓）を実施。</p> <p>④ ILO条約を守ることができなくなる</p> <p>ILO第88号条約第2条「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。」を遵守することができなくなる。</p> <p>※ ハローワークの地方移管については、利用者である労使も反対している（前述の労働政策審議会意見書（21.2.5、22.4.1）を参照）。</p>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料職業紹介事業と密接な関係を有することから、当該事業の地方移管に併せて、一体的に移譲すべき。 ・ 全国規模で事業展開している事業者に対する監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。 ・ 安倍内閣が重点課題としている経済再生において、ハローワークの開放を検討していることを踏まえ、現在埼玉県及び佐賀県で実施している「ハローワーク特区」における効果等について、直ちに検証を行い、無料職業紹介事業を移譲すべき。 ・ 地方自治体が行う無料職業紹介事業の法的位置づけを明確化するとともに、国のシステム・端末を地域の雇用施策の充実強化のため、希望する全ての地方公共団体が低コストで利用できるようにすべき。 ・ 職業紹介の端末情報を地方・民間に提供することが検討されているが、公的性格を有する地方には国と同内容の情報提供がなされるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワークが行う無料職業紹介事業等については、地方分権改革有識者会議の下の専門部会で議論することとされており、当該専門部会の結論を尊重して対応する。 ・ 専門部会でも議論された「ハローワークの求人情報のオンライン提供」の実施方法については、専門部会における議論を踏まえ、平成26年度中の出来るだけ早期の開始に向け、地方自治体と実務的な調整を進めている。 ・ なお、厚生労働省としては、労働局・ハローワークの事務・権限等の地方移管は困難であると考えており、その理由は本年5月に提出した「事務・権限移譲等検討シート」に記載したとおり。

雇用保険法（昭49法116）に基づく雇用保険の適用、認定、給付等

事務・権限の概要
○ 事業主が労働者を雇用した時や離職した時の届出の受理（雇用保険法第7条） ○ 公共職業安定所（ハローワーク）における失業者に対する雇用保険の適用・認定・給付等（同法第15条）
各府省の回答（平成25年5月）
『移譲以外の見直し』
○ 一体的実施事業（希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う福祉等の業務を一体的に実施するもの）において、利用者から十分なニーズが見込める場合には、国と地方自治体が一体的実施を行う施設において、雇用保険関係業務を行うことは可能である。 なお、雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。 理由は以下のとおり。 ① 雇用保険業務を都道府県に移管した場合、雇用失業情勢が地域等により大きく異なり、保険料収納額と保険給付額に地域差があることから、都道府県によっては財政状況に不均衡が生じ（※）、雇用保険料の大幅な上昇を招く恐れがある。このため、できる限り多数の労働者を被保険者とし、保険集団をできる限り大きくしてリスク分散を図るとともに、制度の全国的運営により、地域間における保険料収納額と保険給付額との不均衡を是正し、給付に要する資金を安定的に確保する必要があることから、政府管掌保険として運営する必要がある。 ※ 都道府県別の雇用保険の収支差の格差は大きく、例えば、平成18年度の実績を単純に置き換えると、青森県は全国平均の3倍以上、東京都の7倍以上の保険料が必要となる。 ② また、雇用保険の適用・認定・給付等については、公平・適正な業務運営を行う観点から、全国統一した基準に基づき一元的な管理を保険者である国が行う必要があり、仮にそれらの事務のみを都道府県に移管することは、保険財政の責任を負わない自治体が認定等を実施することとなり、失業給付の濫給の恐れがあることから不適切である。 ※ 英・米・独・仏等、先進諸国では、財政責任と運営責任の分離はない。 ③ さらに、雇用保険は、仕事を探す人に対する保険制度であり、過去にイギリスにおいて職業紹介と雇用保険の分離をしたことで雇用保険の濫給が発生したが、サッチャー政権下で1986年に両者を統合した結果、失業給付受給者が1/3減少したことから、失業認定は職業紹介と組み合わせる実施することが先進国の国際標準である。 ④ 雇用保険の各種手続き等については、職業紹介、求人受理、雇用対策に係る助成金の申請手続き等を扱うハローワークで行うことが、利用者である求職者や事業主にとって利便性が高い。

【3-2（厚生労働省）】

全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料職業紹介事業と密接な関係を有することから、当該事業の地方移管に併せて、一体的に移譲すべき。 ・ 全国統一的な基準（失業保険の認定基準、労働条件に関する基準、労働災害保険の認定基準、保険料等）の設定は国に残すが、それ以外の雇用保険に係る書類の受付、認定・給付等の事務を地方が一体的に行うことで事務の効率化が図られ、利用者にとって利便性が向上することから、包括的に移譲すべき。 ・ なお、国は雇用保険の適切な運用ができなくなるのではないかとの指摘をするが、雇用保険をこれまでどおり全国単位で維持することを想定しているため地域格差は生じない。また、職業紹介と雇用保険の認定・給付の一体的な事務移管を求めており、両者の分離による濫給も発生しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワークが行う無料職業紹介事業等については、地方分権改革有識者会議の下の専門部会で議論することとされており、当該専門部会の結論を尊重して対応する。 ・ 専門部会でも議論された「ハローワークの求人情報のオンライン提供」の実施方法については、専門部会における議論を踏まえ、平成26年度中の出来るだけ早期の開始に向け、地方自治体と実務的な調整を進めている。 ・ なお、厚生労働省としては、労働局・ハローワークの事務・権限等の地方移管は困難であると考えており、その理由は本年5月に提出した「事務・権限移譲等検討シート」に記載したとおり。

石綿による健康被害の救済に関する法律（平18法4）
に基づく認定申請の受付及び経由

事務・権限の概要	
○ 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく認定の申請の受付及び経由の事務	
各府省の回答（平成25年5月）	
『移譲以外の見直し』	
○ 石綿健康被害救済法に基づく認定の申請については、同法施行規則第25条の規定に基づき、地方環境事務所を経由して、また、独立行政法人環境再生保全機構第10条の2第1項及び石綿健康被害救済法施行規則第26条第2項の規定に基づき環境大臣が指定する者（各自治体の意向を聞き取り、各地の保健所の他、一部都道府県や政令市等を指定している）を経由して、環境再生保全機構に提出することができることとされている。	
○ このうち、地方環境事務所の行う認定申請の受付・経由の事務については、	
・ 石綿健康被害救済法は、国の責務で、行政的な石綿健康被害者の救済措置を講ずることとしたものであることから、その認定の申請の受け付けについても、まずは国の責務として行うべきであること。	
・ 申請者が迅速に救済（認定の可否の判断）を受けられるよう、申請者の便宜を第一義に考え、国・地方自治体を問わず、可能な限り幅広い行政窓口で認定申請を受け付けることが適切であること。	
から、引き続き、維持することが適当である。	
○ 地方環境事務所が認定申請を受け付けて経由するという制度を維持することを前提として、	
・ 独立行政法人環境再生保全機構第10条の2第1項及び石綿健康被害救済法施行規則第26条第2項の規定に基づき環境大臣が指定する者として、より広く地方自治体や関係機関を指定することとするについては、積極的に協力させていただきたい。	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）

<別紙 4>

引き続き検討・調整を要する事務・権限

(各府省が引き続き実施するなどとしている事務・権限であって、
地方が移譲等を求めているもの)

沖縄振興特別措置法（平 14 法 14）に基づく沖縄振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務、並びに二級河川の改良工事、維持又は修繕及び特定多目的ダムの管理の実施

事務・権限の概要

- 総務部（沖縄振興特別措置法第 3 条の 2、第 4 条、第 5 条）
 - ・沖縄振興審議会の現地開催時の庶務、本府との連絡調整
 - ・沖縄振興推進調査の実施
 - ・沖縄総合事務局観光振興推進本部の運営、関連調査の実施
 - ・その他経済動向等の調査、資料収集等
- 財務部（同法第 109 条、同法施行令第 36 条）
 - ・内閣総理大臣が指定する小中学校等敷地の用に供するための国有地の無償譲渡、減額売払又は貸付け
- 農林水産部（同法第 60 条～第 62 条、第 105 条）
 - ・地域特性を生かした農林水産業の振興
 - ・土地改良事業等の実施
- 経済産業部（同法第 28 条～第 40 条、第 42 条～第 52 条、第 63 条～第 72 条）
 - ・情報通信産業の振興に関する事務
 - ：表彰、関連セミナー、海外調査等、中小企業の情報化の推進（普及・啓発事業）等
 - ・産業の高度化（沖縄地域経済産業ビジョンの推進等）
 - ・貿易振興等、海外展開の推進
 - ・電気の安定供給の確保（電源立地地域対策交付金等）
 - ・中小企業の振興（経営基盤の強化支援等）
- 開発建設部（同法第 105 条、第 106 条、第 107 条、108 条）
 - ・道路、港湾、空港の整備
 - ・県道・市町村道の直轄による工事实施
 - ・地方港湾の直轄による工事实施
 - ・二級河川の改良工事、維持又は修繕、国直轄建設 8 ダムの維持・管理及び当該ダムに係る河川管理、現在建設中の 1 ダムに係る事務
- 運輸部（同法第 6 条～第 27 条）
 - ・観光の振興に関する事務
 - ・交通の確保等に関する事務

各府省の回答（平成 25 年 5 月）

『措置済み』

- 沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。
- 沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法（平成 24 年 4 月施行。平成 34 年 3 月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。
- また、沖縄振興特別措置法第 107 条は、河川法に基づき、沖縄県知事が管理等を行うとの規定を踏まえた上で、県知事の申請があった場合には、国が二級河川の改良工事や特定多目的ダムの管理等を行うことができると規定したものであり、県の主体性は確保されて

【4-1（内閣府）】

いる。このことは、今回の法改正の、県の主体性をより尊重するとの観点に、本来的に沿っているものであり、今後も県の意向も踏まえながら対応していくこととする。

《参考》

- 沖縄振興計画の策定主体を国から県へ変更したことにより、国は、基本方針（平成24年5月内閣総理大臣決定）において振興の意義あるいは基本的な方向性を定め、県は、沖縄振興計画（平成24年5月沖縄県決定）において振興に係る個別具体の事業を定めている。
- その結果、県の主体性の更なる発揮と地元のニーズに合ったきめ細やかな施策展開が可能となったもの。
- なお、今後、沖縄振興計画の中間年である5年後を目途に、計画全体の評価を実施することとなっている。

全国知事会意見（平成25年6月）

- ・ 沖縄振興計画の策定主体を沖縄県としたことや、沖縄振興交付金制度の創設などは、沖縄振興に分権的視点を持って取り組まれたことの表れであり、評価されるべきと考える。
- ・ しかしながら、沖縄総合事務局は、沖縄県との業務の重複が見られ、国と沖縄県の役割分担を見直す必要性が残っている。
- ・ 沖縄の特殊事情に基づいて国の責務とすべき一部の事務・権限を除き、ガバナンスの確保の観点から、沖縄総合事務局の事務・権限を沖縄県に移譲することを要望する。

各府省の見解（平成25年8月）

- ・ 沖縄は、歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、政府は、国の責務として沖縄の振興を図っているものであり、沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。
- ・ 沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法（平成24年4月施行。平成34年3月までの時限立法）において、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。
- ・ なお、沖縄総合事務局では、今回検討の対象となった振興開発計画の作成及び推進等に関する沖縄総合事務局固有の事務（左に掲げる事務）以外にも、関係省の出先機関としての事務を行っており、関係省の出先機関としての事務については、当該関係省の事務・権限の見直しを踏まえて検討してまいりたい。

【4-2（厚生労働省）】

・職業安定法（昭22法141）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭60法88）に基づく国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督

・職業安定法（昭22法141）に基づく地方公共団体が行う無料職業紹介事業の監督及び公共職業安定所が行う無料職業紹介事業

事務・権限の概要

- 職業紹介事業、労働者派遣事業の開始許可（職業安定法第30条、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条）
- 事業者に対する指導監督等（職業安定法第48条の2、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第48条）
- 地方公共団体が行う無料職業紹介事業に関する指導監督（職業安定法第33条の4、第48条の2）
- 公共職業安定所（ハローワーク）が行う求職者・求人者に対する無料職業紹介事業（職業安定法第5条第3項、第8条）

各府省の回答（平成25年5月）

『移譲以外の見直し』

- 地域の実情に合った雇用対策を進めていくためには、最低限のセーフティネットとして全国ネットワークの職業紹介を行うハローワークと、住民福祉等を担う地方自治体が行う各種雇用対策（無料職業紹介を含む）との一層の連携強化が必要である。

このため、

- ① 一体的実施については、平成23年度中に24自治体、平成24年度中に55自治体が開始しており、平成25年度も9自治体が開始し、これ以外にも多くの地方自治体で開始に向けて調整中である。特に、生活保護受給者等を支援対象とする一体的実施については、25年度中にさらに拡充するべく調整中である。ハローワーク特区については、埼玉県及び佐賀県からの提案に基づき、平成24年8月に埼玉県知事、佐賀県知事と厚生労働大臣が協定を締結し、平成24年10月から事業を開始したところである。
- ② 生活困窮者自立支援法案において、生活困窮者の雇用の機会の確保に対する国及び地方自治体の役割を明確化するとともに、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方自治体に対し、オンラインでの情報提供を義務付ける規定を設けている。
- ③ 生活困窮者以外の場合についても、無料職業紹介事業を行う地方自治体等が希望する場合に、ハローワークの求人情報ネットワークからオンラインで求人情報を提供できる仕組みを創設し、ハローワークが全国ネットワークを活かして開拓した求人情報を活用した、多様なサービスの提供を可能とする。（これにより、地方自治体が、ハローワークによるナショナルミニマムとしてのセーフティネットへの上乗せとして、独自の雇用対策を行うための環境が整備され、各地域における雇用対策が一層充実する。）

これらの取組を通じ、地域に密着した支援を実施する地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。

- なお、国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣

【4-2（厚生労働省）】

事業の監督に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。

理由は以下のとおり。

国以外の者が行う職業紹介事業等に対する監督については、事業展開が広域化し、二重派遣など複雑な事案が発生するなど、監督業務においても都道府県域を越えた連携や高度な専門性が日常的に必要となっている。具体的には、全国展開を行う事業主の複数の都道府県の支店において同様の違反が生じた場合への対応や、一の派遣先に対して複数の都道府県の派遣元事業主から派遣労働者が派遣されている場合、さらにそれらの派遣元事業主が、別の派遣元から受け入れた労働者を派遣している場合といった複雑な違反事案への対応等、都道府県域を越えた監督業務や複雑な違法事案への対応を行うことが常態化している。

仮に、許可等及び監督の業務を都道府県に移管した場合、こういった複雑な事案に対し、都道府県域を越えた監督を効果的・効率的に実施することが難しくなり、派遣労働者の迅速・的確な保護に欠ける恐れがあることから、許可等及び監督の業務は引き続き国が職業安定行政の一環として全国統一かつ機動的に行うことが適切である。

- 地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督に係る業務についても、引き続き国が実施することが適切である。

理由は以下のとおり。

地方自治体の行う職業紹介に係る監督においても、職業安定法に基づく適正な運営を確保することが必要であり、民間職業紹介事業者等と守るべきルールは同じであることから、その民間職業紹介事業者等や他の地方公共団体において、同様の違法があったときの指導等について差異が生じないように、国において全国統一かつ機動的に行うことが適切である。

仮に、民間の職業紹介事業者の監督業務は地方自治体が行い、地方自治体が行う無料職業紹介の監督業務は国が行うこととすると、国が両者について全国統一に監督に係る業務を行う場合に比べ、行政効率が非効率となる。

- また、ハローワークの全国ネットワークによる無料職業紹介に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。

地方移管が不適切な理由は以下のとおり。

① 雇用保険の財政責任と運営主体の不一致

雇用保険業務を地方自治体に移管した場合、財政責任を負わずに地方自治体が失業認定事務を実施することになり、失業給付の濫給、国民負担の増大（保険料の引き上げ、給付カット）につながる恐れがある。

② 職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる

求職者・求人者は、都道府県を越えて求職・募集活動を行う。ハローワークを地方移管すると、都道府県間の求人が分断され、広域的な職業紹介ができなくなるため、就職の減少、失業者の増大につながる恐れがある。

(例) 東京のハローワークで受理した求人への就職の約4割は東京都外の求職者（平成23年度実績）

③ 全国一斉の雇用対策が講じられなくなる

【4-2（厚生労働省）】

<p>国は都道府県に対し、雇用対策に関する指揮命令はできない。このため、ハローワークを地方移管すると、全国一斉・機動的な雇用対策ができなくなる。</p> <p>(例) リーマンショック後の急激な雇用情勢悪化への対応のため、雇用調整助成金の迅速な要件緩和、厚生労働本省の指示による労働局・ハローワークが総力を挙げた求人開拓（平成21年度は183.4万人の求人を開拓）を実施。</p> <p>④ ILO条約を守ることができなくなる</p> <p>ILO第88号条約第2条「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。」を遵守することができなくなる。</p> <p>※ ハローワークの地方移管については、利用者である労使も反対している（前述の労働政策審議会意見書（21.2.5、22.4.1）を参照）。</p>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料職業紹介事業と密接な関係を有することから、当該事業の地方移管に併せて、一体的に移譲すべき。 ・ 全国規模で事業展開している事業者に対する監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。 ・ 安倍内閣が重点課題としている経済再生において、ハローワークの開放を検討していることを踏まえ、現在埼玉県及び佐賀県で実施している「ハローワーク特区」における効果等について、直ちに検証を行い、無料職業紹介事業を移譲すべき。 ・ 地方自治体が行う無料職業紹介事業の法的位置づけを明確化するとともに、国のシステム・端末を地域の雇用施策の充実強化のため、希望する全ての地方公共団体が低コストで利用できるようにすべき。 ・ 職業紹介の端末情報を地方・民間に提供することが検討されているが、公的性格を有する地方には国と同内容の情報提供がなされるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワークが行う無料職業紹介事業等については、地方分権改革有識者会議の下の専門部会で議論することとされており、当該専門部会の結論を尊重して対応する。 ・ 専門部会でも議論された「ハローワークの求人情報のオンライン提供」の実施方法については、専門部会における議論を踏まえ、平成26年度中の出来るだけ早期の開始に向け、地方自治体と実務的な調整を進めている。 ・ なお、厚生労働省としては、労働局・ハローワークの事務・権限等の地方移管は困難であると考えており、その理由は本年5月に提出した「事務・権限移譲等検討シート」に記載したとおり。

雇用保険法（昭49法116）に基づく雇用保険の適用、認定、給付等

事務・権限の概要
<ul style="list-style-type: none">○ 事業主が労働者を雇用した時や離職した時の届出の受理（雇用保険法第7条）○ 公共職業安定所（ハローワーク）における失業者に対する雇用保険の適用・認定・給付等（同法第15条）
各府省の回答（平成25年5月）
<p>『移譲以外の見直し』</p> <ul style="list-style-type: none">○ 一体的実施事業（希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う福祉等の業務を一体的に実施するもの）において、利用者から十分なニーズが見込める場合には、国と地方自治体が一体的実施を行う施設において、雇用保険関係業務を行うことは可能である。 なお、雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。 理由は以下のとおり。<ul style="list-style-type: none">① 雇用保険業務を都道府県に移管した場合、雇用失業情勢が地域等により大きく異なり、保険料収納額と保険給付額に地域差があることから、都道府県によっては財政状況に不均衡が生じ（※）、雇用保険料の大幅な上昇を招く恐れがある。このため、できる限り多数の労働者を被保険者とし、保険集団をできる限り大きくしてリスク分散を図るとともに、制度の全国的運営により、地域間における保険料収納額と保険給付額との不均衡を是正し、給付に要する資金を安定的に確保する必要があることから、政府管掌保険として運営する必要がある。 ※ 都道府県別の雇用保険の収支差の格差は大きく、例えば、平成18年度の実績を単純に置き換えると、青森県は全国平均の3倍以上、東京都の7倍以上の保険料が必要となる。② また、雇用保険の適用・認定・給付等については、公平・適正な業務運営を行う観点から、全国統一した基準に基づき一元的な管理を保険者である国が行う必要があり、仮にそれらの事務のみを都道府県に移管することは、保険財政の責任を負わない自治体が認定等を実施することとなり、失業給付の濫給の恐れがあることから不適切である。 ※ 英・米・独・仏等、先進諸国では、財政責任と運営責任の分離はない。③ さらに、雇用保険は、仕事を探す人に対する保険制度であり、過去にイギリスにおいて職業紹介と雇用保険の分離をしたことで雇用保険の濫給が発生したが、サッチャー政権下で1986年に両者を統合した結果、失業給付受給者が1/3減少したことから、失業認定は職業紹介と組み合わせて実施することが先進国の国際標準である。④ 雇用保険の各種手続き等については、職業紹介、求人受理、雇用対策に係る助成金の申請手続き等を扱うハローワークで行うことが、利用者である求職者や事業主にとって利便性が高い。

【4-3（厚生労働省）】

全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料職業紹介事業と密接な関係を有することから、当該事業の地方移管に併せて、一体的に移譲すべき。 ・ 全国統一的な基準（失業保険の認定基準、労働条件に関する基準、労働災害保険の認定基準、保険料等）の設定は国に残すが、それ以外の雇用保険に係る書類の受付、認定・給付等の事務を地方が一体的に行うことで事務の効率化が図られ、利用者にとって利便性が向上することから、包括的に移譲すべき。 ・ なお、国は雇用保険の適切な運用ができなくなるのではないかとの指摘をするが、雇用保険をこれまでどおり全国単位で維持することを想定しているため地域格差は生じない。また、職業紹介と雇用保険の認定・給付の一体的な事務移管を求めており、両者の分離による濫給も発生しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワークが行う無料職業紹介事業等については、地方分権改革有識者会議の下の専門部会で議論することとされており、当該専門部会の結論を尊重して対応する。 ・ 専門部会でも議論された「ハローワークの求人情報のオンライン提供」の実施方法については、専門部会における議論を踏まえ、平成26年度中の出来るだけ早期の開始に向け、地方自治体と実務的な調整を進めている。 ・ なお、厚生労働省としては、労働局・ハローワークの事務・権限等の地方移管は困難であると考えており、その理由は本年5月に提出した「事務・権限移譲等検討シート」に記載したとおり。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平13法112）に基づく相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん

事務・権限の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国の労働局及び労働基準監督署等に「総合労働相談コーナー」を設置（385箇所）し、民事問題、労働基準法、労働者派遣法、雇用機会均等法などの総合労働相談対応（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第3条） ○ 民事問題について、事案に応じた助言・指導（同法第4条）、紛争調整委員会に委任し実施するあっせん（同法第5条） 	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『措置済み』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「工程表」に沿って、平成21年度から労働相談や個別労働紛争のあっせん等を行う機関・団体との相互連携を一層強化するため、個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会開催要綱を改正する通達を都道府県労働局長あてに発出（※平成21年3月31日発出）し、参加機関、協議事項等の拡充を図った。具体的には、地域の実情に応じ、①相談担当者のための合同研修会の実施、②参加機関共同での労働相談会の実施、③共同でのセミナーの開催の実施等により、都道府県における相談対応や紛争解決の取組みを促進し、国と都道府県等の労働相談・紛争解決関係機関の連携強化を図ったところである。 	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国と都道府県がそれぞれ労働相談や紛争解決を行う二重行政が生じていることから、地域の実情やニーズに応じて一元的、総合的な対応が可能な地方に移譲すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別労働紛争対策については、地方分権改革推進委員会第2次勧告（平成20年12月）及び出先機関改革に係る工程表（平成21年3月）に沿って、都道府県、弁護士会、社会保険労務士会等紛争解決機関との連携強化を図っており、今後とも、都道府県等との関係を密にしていきたい。 ・ 現在、都道府県労働局の実施する制度は、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働基準監督官という労働条件に関する専門職員集団を擁していること ・ 労働基準監督署、公共職業安定所及び雇用均等室という労働法令を直接施行する機関を都道府県労働局が運営していること 等により、あらゆる労働相談に対応し、労働基準法等の法令違反があった場合の対処及び民事上の個別労働紛争への対処を総合的に行い、迅速かつ円滑な処理が可能となっている。 ・ 一方、都道府県は、上記のような対処は行えないものの、公労使三者構成の労働委員会にその実施を委任しているものも含め、地域の実情に応じた様々な方法で相談等を行っ

【4-4（厚生労働省）】

	<p>ている（又は行っていないところもある）ものと認識している。</p> <ul style="list-style-type: none">・このように、両者にはそれぞれの特色があり、どちらかに一元化を図ることは、かえって労働者保護等の観点から適当ではないものとする。
--	---

農地法（昭27法229）に基づく農地転用の許可等

事務・権限の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 4 ha を超える大規模な農地転用の許可（農地法第4条及び第5条） ○ 2 ha 超 4 ha 未満の農地転用に係る都道府県から国への協議（同法附則第2項） 	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『国に残すもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地は、国民に対する食料供給のための生産基盤であり、国土保全等の多面的機能を果たしている、有限で貴重な資源。農地が存在する生産地と食料の供給先である消費地は、一都道府県内等では完結せず、優良農地を確保していくことは国の責務。 ○ 規模の大きな農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあるなど影響が大きく、国レベルの視点に立った判断を行うことが必要。 ○ 産業競争力会議において、「攻めの農業」を進める上で、「農地のフル活用」や「食料自給力の向上」（農地の確保）を目指すことで一致がみられているところ。 ○ 転用許可実績をみると、都道府県によるものが件数ベースで全体の99.9%（面積ベースで94.9%）を占め、ごくわずかだが、強い農業づくりの基盤となる規模の大きな農地の転用許可に限って国が関わることとしているところ。 ○ 平成21年の農地法等の一部を改正する法律附則第19条第4項において、同法施行後5年（平成26年）を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされているところ。 ○ よって、本事務については、「当面の移譲対象となる事務・権限」としてではなく、上記の検討の中で対応すべきもの。 	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用法制と所管省庁は法制・所管ともに縦割り。農地転用の許可事務は、農地単体ではなく、公益性のバランスを考慮しながら、地域における総合的な土地利用を図る観点から判断する必要がある。 ・ 農地の重要性については地方も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する地方が事務を行うことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、移譲すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 ha 以下の農地の転用は都道府県知事が、4 ha 超の農地の転用は農林水産大臣が許可権者となっており、平成22年の転用許可実績をみると、都道府県知事によるものが件数ベースで全体の99.9%（面積ベースで94.9%）を占めている。 ・ 非常に大規模な農地の転用については、転用によって農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあるなど影響が大きいことから、国が基準に基づいて判断を行うこととしている。 ・ 本事務の審査は、「農地法関係事務処理要領

	<p>の制定について」第4の5別表1の事務処理期間を標準的な期間として適切に対応（標準的な事務処理期間は、国も都道府県も同じ6週間）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用法制については、国土利用計画法に基づく国土利用計画の下で、都市地域、農業地域等の土地利用についての各個別法に基づく土地利用計画が一体的に運用されることにより、総合的な調整が図られており、また、個別の農地の転用需要に対しては、都市計画等と調整しつつ、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することとしている。 ・なお、平成21年の農地法等の一部を改正する法律附則第19条第4項において、同法施行後5年（平成26年）を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加えることとされている。
<p>全国市長会意見（平成25年6月）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・4ha以下の農地の転用は都道府県知事が、4ha超の農地の転用は農林水産大臣が許可権者となっており、平成22年の転用許可実績をみると、都道府県知事によるものが件数ベースで全体の99.9%（面積ベースで94.9%）を占めている。 ・非常に大規模な農地の転用については、転用によって農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあるなど影響が大きいことから、国が基準に基づいて判断を行うこととしている。 ・また、農地の転用許可は、個別の開発行為と一定の距離があり、開発利益を離れて客観的に法令等の運用を行い得る立場にある主体が行うことが適当である。 ・なお、平成21年の農地法等の一部を改正する法律附則第19条第4項において、同法施行後5年（平成26年）を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保の
<ul style="list-style-type: none"> ・各市において、農業と工業、市街地のバランスある地域独自の土地利用の促進、生産性の高い農業と産業の集積による地域振興等、地域の活性化を図るため、農地転用許可権限を都市自治体に移譲されたい。 	

【4－5（農林水産省）】

	<p>ための施策の在り方等について検討を加えることとされている。</p> <ul style="list-style-type: none">・また、農地転用許可に係る都道府県の事務については、地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例の規定に基づき、都道府県が個々の市町村の意向や事務処理体制等を考慮して都市自治体に権限移譲することが可能である。
--	---

食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた情報提供及び消費者との意見交換や消費者相談並びに食育の推進に関する事務のうち地方公共団体に対する助成及び民間に対する広報啓発

事務・権限の概要

- 食品の安全性を確保するための施策に関する情報の提供（説明会）や関係者相互間の情報・意見の交換（意見交換会）等を実施（この結果を踏まえて、食品の安全性向上のための施策を策定）
- 地方農政局及び地方農政事務所に設置された消費者の部屋等（移動消費者の部屋を含む）における展示等を通じ、農林水産行政や食生活に関する情報提供を実施
- 消費者相談窓口として、電話対応や訪問者に対する消費者相談を実施し、必要に応じ、意見を施策へ反映
- 食品安全に係る緊急事案について店舗への巡回点検
- 消費・安全対策交付金についての、事業計画書の審査、承認、交付事務、事後評価
- 都道府県・市町村を含む食育関係者の広域的なネットワークを構築し、連携を促進するため、以下を実施
 - ・ 都道府県や市町村に対する食育推進のための働きかけ、地域協議会への参加、地域の優良事例の情報収集・提供。
 - ・ 栄養バランスのよい日本型食生活の実践、食品の安全性確保対策、食料自給率の向上対策等に関し、ホームページ、講演等を通じて情報提供。

各府省の回答（平成25年5月）

『措置済み』

- 国が現在行っている本事務は、以下のとおり、全国統一的に推進した方が効率的なもの又は全国的視点に立ったものに限定されており、既に必要な措置が講じられているとともに、引き続き国が行う必要がある。
- 本事務は、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。
- 食品の安全性を確保するための施策の策定にあたっては、国民の意見を反映し公正性・透明性を確保するための関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）を幅広く行う必要がある（食品安全基本法第13条）。食品安全に関する施策は、自治体毎に対応が異なると国民の健康に著しい支障を生ずるおそれがあることから、科学的根拠と国際ルールに則って国が自ら策定しており、関係者相互間の情報及び意見の交換も国が一体的に行う必要がある。
- 消費者相談は、農林水産行政全般に対する質問や意見を受け付け、必要に応じ農林水産省の施策に反映していくもの。とりわけ、農林水産省所管の法令等の解釈や、法令に照らした判断を要する問い合わせについては、国の責任において対応する必要がある。
- 食品安全に係る緊急事案における店舗への巡回点検は、食品による大規模または広域的

【4-6（農林水産省）】

な被害が発生（大規模または広域的な被害を発生させるおそれがあるものを含む）した場合に、県域を問わず全国規模で、当該食品の流通・販売業者を迅速に巡回点検し、商品回収の対象となっていること等の情報提供を行い、被害の拡大を防止するためのものである。

このように、本事務は、国民の健康保護を目的として全国規模で実施するものであるという性質に鑑み、国の責任において対応する必要がある。

- 食育の推進は食料自給率の向上等、国が全国的に進めている他の施策と一体的に推進される場合もあるため、国として実施する必要。また、食育の一環として食品安全に関する施策や情報の周知も行うため、食品安全に関する施策を策定する国が一体的に行うことが適当。更に、食育の「国民運動」としての展開を全国的・継続的に着実に推進していくためには、国においてその事務を実施することが必要である。

《参考》

- 食の安全のための施策等に関する意見交換会については、具体的には、食品中の放射性物質対策や家畜の伝染病対策、自給率向上のための施策等、全国統一的な視点からの情報提供や意見交換を国が責任を持って行う必要があるものをテーマとして開催している。一方、各都道府県は、そのおかれた状況に応じた取組を行っている。例えば、食品中の放射性物質対策についても、原発事故の影響の大小、生産地か消費地か等、自治体の状況に応じた取組について情報提供している。
 - 消費者相談についても、農林水産行政全般に対する全国の消費者からの質問や意見に関して、農林水産省所管の法令等に照らし、国が責任を持って、統一的に回答している。
 - 食育の推進に関する事務については、食育基本法が規定する国と地方公共団体との役割を踏まえ、食料自給率の向上を図る上で不可欠な食生活改善等の実践を促し、全ての国民が食や農への理解を深めることができるよう、国の責任において必要な推進基盤を整えることを目指している。
 - 平成23年4月に、市町村による教育ファーム（※1）の推進計画の策定に係る指導通知（※2）を廃止した。
 - 現在、教育ファーム等食育予算（消費・安全対策交付金）においては、市町村による教育ファームの推進計画の策定の有無に関わらず、教育ファームを実施する農業者や地域等を支援することとし、より地域の取組を尊重した仕組みとしている。
- ※1）教育ファームとは、生産者の指導の下、種まきから収穫までといった一連の農作業等を体験する機会を提供する活動。大人から子供まで、体験者が自然の恩恵に感謝し、食に関する活動への理解を深めることを目的としている。
- ※2）「様々な主体が連携した「教育ファーム」推進のための計画策定について」（平成18年4月12日付け18消安第163号）

全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<p>・本件補助事業については、住民に身近な行政に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。</p>	<p>・本件事業は、消費・安全対策交付金にて対応しており、都道府県の裁量で事業を実施することが可能です。</p>

【4-7（農林水産省）】

園芸農産物、穀類、地域特産作物、畜産物、飲食料品、飼料、油脂等の生産、流通及び消費の増進等に関する事務（民間に対する調整、地方公共団体に対する助成及び地方公共団体による生産・流通対策等に係る調整）

事務・権限の概要

- 需要に対応した生産の拡大、自給率の向上、国際的な飼料や資材価格の上昇等の全国的な課題に対応するため、国の直接採択事業等により新技術の導入・確立、広域的な供給体制の整備等を行う先進的な取組を支援し、取組成果の地域への普及等を行う業務
（産地活性化総合対策事業、生産環境総合対策事業 等）
- 農畜産物の安定供給を実現するため、需要に応じた各地域の生産量の調整、高騰・下落時の緊急的な需給調整、品目別の経営安定対策による生産者に対する支援のための周知・指導、農畜産物等の円滑な処理・加工・流通体制の確保のための調整等に関する事務
（野菜価格安定・需給安定対策、肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）、養豚経営安定対策、食肉流通改善合理化支援事業 等）
- 経営所得安定対策により水田を活用して米以外の麦、大豆、新規需要米等の生産拡大を推進し自給率の向上と米の需給調整を進めるため、米の需給調整業務と連携した現場の実状に即した対策の普及推進、市町村、協議会等の地域の推進組織との連絡・指導、地域性を配慮した支援を行うための地域の取組把握、地域の加工業者や畜産農家の大豆や飼料用米等の需要情報の提供等の業務
（経営所得安定対策 等）
- 環境保全に効果の高い営農活動の取組を増加していくため、環境保全型農業直接支援対策により、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して行う直接支払い等の業務を実施。
（環境保全型農業直接支援対策）
- その他、災害や鳥獣被害など県域を越えて発生する課題に対応して、広域的な対策の推進、調整、指導等の業務を実施
（鳥獣被害対策業務 等）

各府省の回答（平成25年5月）

『措置済み』

- 国が現在行っているこれらの業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）や農業の再生の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。
- 具体的には、「事務・権限の概要」で示しているとおり、需要に見合った生産調整、食料供給力の強化や品目別の経営安定対策に関するもの、新技術の導入・確立の促進等を通じた先進的な経営体や産地の育成に関するもの、県域を越えて広域に流通する農畜産物、

【4-7（農林水産省）】

飼料及び生産資材に関するものなどであり、いずれも全国的な規模や視点で行っているものである。

《参考》

- 鳥獣被害防止施設の整備等に係る助成事業について、都道府県の裁量を高めるため、国の直接採択事業を廃止し、都道府県向けの交付金に変更。（平成22年度～）
- これに伴い、地方農政局等の事務も、当該助成事業の執行事務は国として実施すべき最低限のものに限定し、被害の深刻化につながる、行政区域と無関係な鳥獣の活動に対応した広域対策を促進する等、国でなければ実施出来ない事務を積極的に実施できるよう変更。
（参考）平成21年度以降に新たに開始した事務・事業の例
 - ① 経営所得安定対策（水田活用の直接支払交付金）に係る事務（平成22年度～）
食料自給率の向上に向け、水田の有効活用を図るものであり、21年度の見直しの際に地域が行うことのできない全国的視点に立って行う事務として整理された「需要に見合った食料供給力の強化に関するもの」に該当。
 - ② 環境保全型農業直接支援対策に係る事務（平成23年度～）
国際的な流れとして、地球温暖化防止や生物多様性保全への対応が急務となる中で、環境と調和のとれた営農活動を促進するものであり、21年度の見直しの際に地域が行うことのできない全国的視点に立って行う事務として整理された「国際的な課題への対応に関するもの」に該当。

全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<p>・本件補助事業については、実態として事業実施主体である協議会の事務を都道府県や市町村が行っている例があるなど、地域産業を理解し事業者と身近に接する地方自治体が行うべき事業であることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。</p>	<p>・これらの事務に関して、助成措置の手法としては、都道府県の裁量を高めるために交付金化を進めてきたところ。現在、国が直接採択を行っている事業については、全国的に推進すべき先進的な取組のモデル実証に対する助成等、全国視点に立って行うものに限定されている。</p>

下請代金支払遅延等防止法（昭31法120）に基づく立入検査等

事務・権限の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 下請事業者からの申告対応 ○ 親事業者への立入検査の実施 ○ 立入検査結果に基づく親事業者への改善指導 ○ （悪質な違反について）公正取引委員会への措置請求事案の組成 	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『国に残すもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本件につき、下請代金法を主管している公正取引委員会からは、①ある地域では法律違反となり、ある地域では法律違反とならない等、下請代金法の統一的な運用が行われなくなるおそれがあること、②都道府県特有の事情によって法執行が左右されるおそれがあり、真に保護されるべき下請事業者が保護されなくなる等、下請代金法の中立的な執行が行われなくなるおそれがあることなどから、内閣府地域主権戦略室（現「内閣府地方分権改革推進室」）に対し、反対する旨の意見書が提出されているところ。 ○ なお、中小企業庁としては、上記、公正取引委員会の意見に加え、各都道府県において、全国規模で事業展開をしている親事業者の取引実態を把握し、取締りを行うことは、難しいと考えており、その結果、①各都道府県によって立入検査や改善指導などが重複して行われること（もしくは重複して行われないように調整すること）による行政コストの増大、②下請事業者への調査が、下請事業者1社に対して複数の都道府県から行われるなど、下請事業者の負担の増大となること、などにより、下請事業者の利益の保護という下請代金法の法益の確保が図られなくなることも懸念している。 ○ よって、公正取引委員会及び当庁が指摘している、上記事項をはじめとする懸念事項が解消されない限りは、都道府県へ事務・権限の移譲をすることは困難。 	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<p>・ 統一的な運用は都道府県間の情報共有や連携などにより確保することが可能であり、事業者に対する報告徴収・立入検査・公取委に対する措置請求権限を都道府県へ一律移譲すべき。</p>	<p>【経済産業省】</p> <p>・ 本事務の実施に当たっては、毎年度全国一律一斉に定期書面調査を実施（公正取引委員会と中小企業庁で分担）しており、その結果浮かび上がってくる下請法違反被疑事案は、親事業者と下請事業者との間で都道府県を跨ぐものが大半であり、リーダー事務所の所在地も多岐に亘るため、違反被疑事案の自治体への配分や自治体間での連携等について、複雑な調整が必要となるため、迅速な事件処理に支障がでる。</p> <p>また、下請法は、全国で統一的な執行しなければならないため、各都道府県が個別の下請法違反被疑事件の事件調査の主体となると、異なる法解釈や証拠の認定方法が生じる恐れがあることや、同一の内容の下請取引が、ある地域では違反とされる一方で、ある地域では違反とされないなど法的安定性を欠くことになる。</p> <p>さらに、下請法の執行には、一定規模の人</p>

	<p>員を継続的に事件調査に従事させ、専門性を養成・確保する必要があるが、各都道府県単位での執行となると、十分な実地経験が得られない地域が出てきたり、都道府県間での検査官に能力差が生じる可能性がある。</p> <p>上記等の理由により、下請事業者の利益の保護という下請代金法の法益の確保が図られなくなることが懸念されるため、都道府県への事務の移譲は困難と考えている。</p> <p>【公正取引委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請法違反被疑事件は、親事業者による違反行為が都道府県を跨ぐ事案が大半であり、また、親事業者と下請事業者が同一の都道府県に所在する場合や、異なる都道府県に所在する場合など区々である。このような状況において、一つの都道府県が下請法の執行を担当することとしたとき、下請法の統一的かつ実効性のある運用を確保することが困難となる。 <p>このため、都道府県間で情報共有や連携を行うとしても、下請法に係る経済産業局の事務・権限を都道府県に移譲することには反対する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 全国規模で事業展開している親事業者に対する監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。 	<p>【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1の親事業者に対し、複数の都道府県に跨がる下請事業者が存在しており、都道府県を跨ぐ下請法違反被疑事案が発生した場合は、都道府県内の事業者のみではなく、全体を通して、下請法違反被疑事案がないか確認すべきであるが、頂いている事例においては、都道府県を越えた違反被疑事案について、その全体を把握することができないものと懸念される。 <p>【公正取引委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業法や特定非営利活動促進法においては、事業者からの申請に基づき国の機関や都道府県知事が許可・認証を行い、それを前提とした監督の仕組みが設けられていると承知している。 <p>一方で、下請法において同様の措置を講じる場合には、下請法は建設業を除く全ての業種を対象とするものであるところ、下請法の規制対象となる資本金1,000万円以上の事業者全てについて申請を求めることは現実的ではない。</p> <p>したがって、都道府県を跨ぐような事案について、建設業法や特定非営利活動促進法と同様の仕組みを設けることで下請法の統一的な運用を図ることはできないため、下請法に係る経済産業局の事務・権限を都道府県に移譲することには反対する。</p>

工業用水道事業法（昭33法84）に基づく自家用工業用水道布設の届出、届出事項の変更の届出、給水廃止の届出及び給水に関する報告

事務・権限の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自家用工業用水道布設の届出・変更の届出・給水廃止の届出 ○ 自家用工業用水道に関する報告 	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『国に残すもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工業用水道事業者には、都道府県、市町村、企業団、民間事業者が存在する（平成25年4月1日現在、都道府県40、政令指定都市9、市町村92、企業団9、民間事業者2、計152）。 ○ 工業用水道事業法の施行等に関する事務を都道府県に移譲した場合、同様の事業を行う市町村や民間事業者が存在する中、都道府県だけに権限を与えることは工業用水道事業者間のイコールフットィングの観点から、著しい支障が生じる。 	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<p>・国は都道府県と民間業者等がイコールフットィングで競争する立場であることを理由に移譲困難としているが、同一案件（同一の給水区域）について競争関係にあるものはなく、困難理由に当たらないため、移譲すべき。</p>	<p>・都道府県が自家用工業用水に関する事務の権限を有した場合、都道府県内の全ての自家用工業用水道の状況（潜在的な工業用水ユーザであること及びそのユーザの生産規模、生産状況等）を把握できる。</p> <p>一方で、工業用水道事業は、都道府県のみならず市町村、民間等においても独立採算制で運営されており、都道府県の運営する工業用水道事業の給水区域に自家用工業用水道が存在した場合、都道府県が自家用工業用水道を布設する者に対し、工業用水道事業への乗り換えを働きかけたり、または、自家用工業用水道の布設されている地域で工業用水道事業が運営されていない場合、給水区域の拡大や新規の工業用水道事業を始めることが可能となる。</p> <p>結果、その地域の市町村等が運営主体となる機会を奪う可能性があるため国から地方への事務・権限の移譲はできないと考える。</p>

中心市街地の活性化に関する法律（平10法92）に基づく事業計画の認定等

<p>事務・権限の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金の交付事務 ○ 特定民間中心市街地活性化事業計画の認定 ○ 中心市街地活性化に関する委託事業の実施 ○ 市町村が作成した中心市街地活性化基本計画に対する助言等 	
<p>各府省の回答（平成25年5月）</p> <p>『国に残すもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要がある。また、中心市街地の活性化は、現在露呈している人口減少や高齢化といった課題に起因する全国的な地方都市の衰退に対して大きな効果が期待でき、その効果は一つの地域にとどまらない付加価値をもたらすものであることから、国が主体的にその事務を担うべきである。加えて、直接の支援先である民間事業者等の利便性や補助金の効率的な執行等の観点からも経済産業局が行うことが適当。 ○ 特に補助事業については、限られた財源の中で、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業のみに限定して採択を行う必要があり、中活法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択を行っているところ。なお、地方自治体に移譲した場合、全国的視点による採択が困難となるため、施策の最適化がなされず、その結果、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上に向けた総合的かつ一体的な取組に著しい支障が生じる。 	
<p>全国知事会意見（平成25年6月）</p>	<p>各府省の見解（平成25年8月）</p>
<p>・ 中心市街地活性化に関する事務は地域の実情に応じた視点が必要であり、市町村や地域と緊密に連携している都道府県での実施が効率的である。全国的な視点があるとしても事業者への利便性の確保や迅速な事業執行の確保の観点から現場に近い都道府県が行うことが適当と考えられるため、自由度を高めて都道府県に交付すべき。</p>	<p>・ 中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要がある。</p> <p>特に補助事業については、限られた財源の中で、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業のみに限定して採択を行う必要があり、中活法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択を行っているところ。事業者への利便性の確保や迅速な事業執行の確保の観点から都道府県に事務権限を移譲した場合、全国的視点による採択が困難となるため、施策の最適化がなされず、その結果、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上に向けた総合的かつ一体的な取組に著しい支障が生じるため、経済産業局が事務を行うことが</p>

【4-10（経済産業省）】

<p>・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。</p>	<p>適当。</p> <p>・平成18年の中心市街地活性化法の改正以降、「選択と集中」の考え方のもと、地権者等多様な参加者の幅広い参画を得て積極的に取り組む地域に対して限られた政策リソースを配分し、重点的な支援策を講じるため、政府の全国的な視点に基づき、法に定めるとおり基本計画の認定を行ってきたところ。引き続き限られた政策リソースを効率的に活用するため、同スキームによる中心市街地活性化を推進していく必要がある。</p>
---	---

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平11法18）に基づく事業計画の認定等

事務・権限の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 ○ 事業計画の認定・承認に係る事務 ○ 補助金の交付・確定に係る事務 ○ 認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務 	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『国に残すもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要から、国が全国的視点の下で法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。 ○ 広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、著しい支障を生じる。 ○ また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率。 	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点のみならず、地域新連携支援のため、地方が地域の中小企業のニーズに基づききめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。 都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することに著しい支障が生じる。 また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平11法131）
に基づく中小企業承継事業再生計画の認定、認定支援機関の認定及び監督等

事務・権限の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業承継事業再生計画（第二会社方式）の認定 ○ 支援業務を行う認定支援機関（中小企業再生支援協議会等）の認定、業務運用の適正化、監督 	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『国に残すもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の観点から全国的に統一された支援基準（実施基本要領）を示すだけでなく、個別案件についても統一的な取扱いが必要であり、国が認定支援機関の日常的な監督を通じて、その確実な実施を担保する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域毎に異なる運用がなされた場合、取引先を広域に有する金融機関等の債権者は、地域によって支援の運用が異なることで、債権放棄等に応じることがきわめて困難となる。 ② 地域毎に異なる運用がなされた場合、全国的に統一された支援業務を担保できず、金融庁や国税庁から認められている金融検査上の取扱い（貸出条件緩和と債権としない取扱い）や課税上の取扱い（債務免除益課税の緩和、無税償却）が認められず、中小企業の事業再生が進まない。 ③ 事業再生支援を推進することは、倒産防止を抑制する機能を持つが、こうした機能は、地域間において差が設けられるものではなく、全国一律のセーフティーネットとして機能する必要がある。 ○ 事業再生支援は、知見の集約が必要であり、ベストプラクティス等を全国で共有し、再生支援のインフラを充実する必要があるため、国が再生支援を行う必要がある。 ○ また、地方公共団体が債権者として、直接貸付や債務保証をしていることから、債権放棄には地方議会の議決等が必要であり、利益相反を生じるため、地方自治体が適正に認定支援機関の認定や監督を実施することは困難。 	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<p>・国の支援基準に沿って再生支援を行うことから全国統一的な運用は可能であること、知見の集約や情報共有は国でなくても十分可能であること、債権放棄は適正な手続きがあれば地方としても対応せざるを得ず、地方が行う認定支援機関の認定や監督には影響がないことから、移譲すべき。</p>	<p>・国が示す支援基準は、関係者間の合意形成や税制措置の適用を受けるための最低限のルールを示しているに過ぎない。他方、事業再生（私的整理）においては、債権者である全ての金融機関の合意が必要となる。当該支援基準を基本としつつも、債権者である全金融機関と債務者である中小企業による最大公約数的な計画内容及び金融支援を策定するためには、個別の事情に応じた対応が必要となるものであり、単に、支援基準に沿って事業を実施すればよいものではない。（こう</p>

	<p>したケース・バイ・ケースの対応を事前にルール化することは困難。）</p> <p>したがって、支援基準に規定されていない部分において、地域毎に異なる運用がなされた場合、取引先を広域に有する金融機関は、地域によって支援の運用が異なることで、債権放棄等の金融支援に応じることが極めて困難となる。</p> <p>本事業においては、10年の歳月をかけて国において知見の集約、情報共有、監督等により地域毎に異なる運用にならないよう手当してきた結果、均一的運用が行われるようになったものである。</p> <p>また、地域毎に異なる運用がなされ、全国統一された支援業務を担保できなくなると、金融庁や国税等から認められている金融検査上の取扱い（貸出条件緩和債権としない取扱い）や課税上の取扱い（債務免除益課税の緩和、無税償却）の維持が困難となる。これらの取扱いが認められなくなった場合、中小企業の事業再生に多大な影響を及ぼす。</p> <p>さらには、都道府県は中小企業者への債権者として、直接貸付や債務保証をしており、その債権者である都道府県が事業再生を実施する場合、税金を基に貸付や債務保証を実施したことから、債権放棄等に対し、消極的になることも想定され、委託者である都道府県に対し、受託者である認定支援機関が適切な対応を取りにくいということが生じる。このような利益相反を生じるほか、適正に認定支援機関の認定や監督を実施することは困難である。</p> <p>なお、一部都道府県等から『中小企業への事業再生支援の取組強化をはじめとする支援の更なる充実を図るなど万全な措置を講じること』との強い要望もある。</p>
<p>・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。</p>	<p>・同上</p>

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平14法87）に基づく自動車製造業者等に対する報告徴収、立入検査

<p>事務・権限の概要</p> <p>○ 自動車製造業者等又はその委託を受けた者に対する報告徴収（使用済自動車の再資源化に関する法律第130条第3項）、立入検査（同法第131条第2項、第3項、第4項）</p>	
<p>各府省の回答（平成25年5月）</p> <p>『国に残すもの』</p> <p>○ 都道府県域を超えて全国的な事業展開を行っている自動車製造業者及び自動車輸入業者（以下「メーカー等」）に対する許認可、監督業務についてはその影響が広範囲にわたることから国（本省）が責任を持って行っている。</p> <p>○ 局は、メーカー等から委託を受けて再資源化を行う事業者の監督業務を行っているが、当該事業者がメーカー等との委託契約に基づいて実施していることから委託契約関係を確認する必要があり、メーカー等に対する指導、勧告等の法的措置と一体となって実施することが不可欠。仮に、広域的实施体制が整備されたとしても、メーカー等は全国規模で活動をしていることから、ブロックを超えた全国規模の調整は困難であり、業務の執行に著しい支障を生じる。</p> <p>○ また、当該委託事業者の事業所は全国2,000箇所以上あるため、事業執行における機動性の確保等の観点から、引き続き現場に近い経済産業局で実施することが適当。</p>	
<p>全国知事会意見（平成25年6月）</p> <p>・ 本件事務を共管する地方環境事務所の検討結果にあわせ、地方に移譲すべき。</p> <p>・ 移譲に当たっては、報告徴収・立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。</p> <p>・ 自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。</p>	<p>各府省の見解（平成25年8月）</p> <p>・ 地方環境事務所の検討結果においても、「全国に事業所を持つ事業者等が個別リサイクル法に反する行為を行った場合や、対応の遅滞によって環境への著しい影響が懸念されるような行為を事業者等が行った場合には、都道府県ごとの対応の差異や行政による対応の遅滞によって、国民の財産の保護や法益の確保に著しい支障が生じることから、個別リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査は、引き続き国が実施することが必要である」としており、法第28条に規定する再資源化の認定に係る自動車製造業者等は全国に事務所を持つものであるため、都道府県に報告徴収及び立入検査の権限を移譲することは適当ではない。</p> <p>・ 上記に同じ。</p> <p>・ 上記に同じ。</p>

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平 18 法 33）に基づき
研究開発計画の認定等

事務・権限の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究開発計画の認定業務（申請受付、認定、計画変更対応等） ○ 「戦略的基盤技術高度化支援事業」執行業務（公募／採択、契約、事業管理、確定等） ○ 「戦略的基盤技術高度化支援事業」等のフォローアップ及び成果普及 ○ 地域中小企業者及び関係者を対象とした「中小ものづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望受付や相談業務 等 	
各府省の回答（平成 25 年 5 月）	
<p>『国に残すもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、「中小ものづくり高度化法」に基づき、我が国の国際競争力強化において高度化することが必要なものづくり基盤技術に関して、中小企業者の研究開発計画を認定し、そのうち技術的に高度でリスクが高く、我が国の中小企業のものづくり基盤技術の高度化や川下産業のニーズへの対応に対して、特に効果が大きく、国として実施する必要性が高い研究開発について支援を行っている。また、研究開発体制は都道府県にとどまるものではない。 ○ このため、広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による国の重点政策に合致した支援を行うことができなくなり、著しい支障を生じる。 	
全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	各府省の見解（平成 25 年 8 月）
<p>・全国レベルの先端的なモデル事業など全国的な視点のみならず、地域ものづくり産業の高度化のため、地方が地域の中小企業のニーズに基づききめ細かい支援を行うことが必要である。全国的視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。</p>	<p>・ものづくり基盤技術は我が国製造業の国際競争力の源泉であり、中小ものづくり高度化法第 10 条において、国は、ものづくり基盤技術の水準の向上を図るため、ものづくり基盤技術に関する研究開発の実施等必要な施策を講ずるものとされている。</p> <p>また、経済産業大臣は、国が守るべき基盤技術、伸ばすべき基盤技術を明定し、その研究開発の方向性を定めた指針に適合した研究開発計画を認定している。</p> <p>これまでの認定計画では、理研、産総研、物材研、JAXA、農研機構等の国家関係行政機関が中小企業の協力機関として名を連ねており、ものづくり基盤技術の水準の向上という観点で、基盤技術分野における熾烈な国際技術競争に打ち克つべく国策として中小企業の研究開発を支援しているところ。</p> <p>しかし、研究開発計画の認定等を都道府県に委ねた場合、都道府県により認定基準が異なる可能性があるため、研究開発の一体性が失われ、開発支援すべき技術が埋没するおそれがある。</p> <p>また、国として指定する基盤技術は現在 22</p>

【4-14（経済産業省）】

	<p>技術あるが、技術は国内外で日進月歩しているため、その分野や指針については国家的課題として2～3年ごとに改正している。認定は日々進歩する技術にあわせて弾力的・機動的に実施されているため、国として認定して支援すべき技術の研究開発計画を具体的に特定するには、国内外の技術動向を見て我が国製造業の国際競争力の強化又は新たな事業の創出に資するかを判断する必要がある。したがって、法目的上、地域振興を目的としたものではないため、全日本の見地からの認定等の判断を行うことが出来なければ、法目的達成に著しい困難が生じることになる。</p>
<p>・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。</p>	<p>・同上</p>

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律
（平19法39）に基づく事業計画の認定等

事務・権限の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 ○ 事業計画の認定に係る事務 ○ 補助金の交付・確定に係る事務 ○ 認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務 	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『国に残すもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要から、国が全国的視点の下で法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。 ○ 広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、著しい支障を生じる。 ○ また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率。 ○ なお、対象事業のうち法律による認定に基づかない地域資源活用販路開拓支援事業について平成23年4月から廃止した他、地域主権一括法（第一次）により、都道府県の基本構想の作成に係る規定及びその作成又は変更に係る主務大臣の認定に係る規定を廃止した。 	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国レベルの先端的なモデル事業など全国的な視点のみならず、地域新連携支援のため、地方が地域の中小企業のニーズに基づききめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。 都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することに著しい支障が生じる。 また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平19法40）に基づく支援及び助言等

事務・権限の概要	
<p>○ 国の同意を受けた基本計画（都道府県及び市町村が協力して作成）を策定した地域に対する支援等に係る以下の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金にかかる執行業務（補助金の申請受付、確定検査等） ・法律に基づき設置される「地域産業集積活性化協議会」への参加及び助言（都道府県や市町村からの求めに応じて協議会に参加し、国の方針や産業界の全国的な動向も踏まえながら助言等を実施） ・基本計画、補助金、法施行関連の相談対応（法の施行や主務大臣に対する基本計画の協議の申出などに対し、地域性も踏まえつつ、国の立場から相談を実施） 	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『国に残すもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国は都道府県等が策定した基本計画の中から、全国的な視点で我が国の産業競争力強化に資する広域的な取組を支援する必要がある、本事業も我が国の産業競争力強化を図るため、地域に均一に配分するのではなく、全国的な視点のもとで採択を行っている。 ○ 広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による国の重点政策に合致した事業を採択する事が出来ず、産業競争力強化の観点から著しい支障が生じる。 ○ なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から、現場に近い経済産業局が補助金交付事務等を行うことが適当。 	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地促進に関する事務については、国際競争力を有する企業を中核として産学官連携による産業集積の形成及び活性化に向けた取組みを行っており、全国的な視点があるとしても、地域の強みを活かすことにより当該地域から我が国全体の産業競争力強化に資する産業発展が期待できることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。 ・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の経済成長に資すると期待される新産業が急激に変化している中で、その時々に応じて我が国の産業競争力強化に資する広域的な取組を全国的な視点から国が判断して、限られた財源の中で集中的に支援していく必要がある。 ・第3次勧告をふまえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号の第一次一括法）において、改正前の企業立地促進法第5条2項8号、9号12号（企業立地の連携や迅速な処理を図るための体制整備等）は削除済みである。 なお、当該基本計画は、制度上、国の税制・財政・法制上の特別な措置が講じられる計画となっており、企業立地促進法の制度の効果検証を行う上で、重要なものであり、本制度の根幹をなすもの等であることから、維持する必要がある。

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律
（平 20 法 38）に基づく事業計画の認定等

事務・権限の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 ○ 事業計画の認定に係る事務 ○ 補助金の交付・確定に係る事務 ○ 認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務 	
各府省の回答（平成 25 年 5 月）	
<p>『国に残すもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要から、国が全国的視点の下で法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。 ○ 広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、著しい支障を生じる。 ○ また、認定件数が年間 0 件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率。 	
全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	各府省の見解（平成 25 年 8 月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農商工連携による中小企業の経営向上、新事業の創出は、迅速かつきめ細かな支援が必要であり、地域性が高い施策である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。 都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することに著しい支障が生じる。 また、認定件数が年間 0 件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第 3 次勧告の範囲内とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平 21 法 80）に基づく事業計画の認定等

事務・権限の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務 ○ 地域中小商業支援事業費補助金の交付事務 	
各府省の回答（平成 25 年 5 月）	
<p>『国に残すもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国は地方が行うことの出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、本件も全国的視点のもとで採択を行っているところ。地方自治体に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされないため、著しい支障を生じる。 ○ 自治体が広く商店街振興を行うのに加えて、国は全国的視点（モデル性、社会課題対応等）から選別して支援を行っており、財政上の制約がある中で、仮に都道府県に均等配分すれば、金額的にも薄い効果となる。また、本補助金は市町村経由で申請を受け付けているが、全国約 1700 市町村に均等配分すれば、効果が殆どなくなり、著しく非効率になる。 ○ なお、道府県は商店街予算を減少中。事業者への直接補助により、県の財政事情に左右されずに国策を現場で遂行することができる。 ○ なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 	
全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	各府省の見解（平成 25 年 8 月）
<p>・商店街活性化に関する事務は地域の実情に応じた視点が必要であり、市町村や地域と緊密に連携している都道府県での実施が効率的である。全国的な視点があるとしても事業者への利便性の確保や迅速な事業執行の確保の観点から現場に近い都道府県が行うことが適当と考えられるため、自由度を高めて都道府県に交付すべき</p>	<p>・商店街は、小売りの中でも売上の約 4 割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとっても重要なインフラであり、その活性化は地域経済のみならず、国家的視点からも優先順位の高いものである。中小企業基本法第 18 条においても「国は商店街等の活性化を図るため、必要な施策を講ずる」とされている。</p> <p>全国的に商店街の疲弊が進む中、全国的視点から全国モデルとなる先行的取組を支援し、支援した取組のノウハウを全国に展開していくことが効率的かつ効果的であり、国において実施することが適当である。</p> <p>また、地方公共団体や地方商工関係者等からの要望で、「国として、しかるべき予算措置を講ずべし」との強い要望もある。</p> <p>なお、事業の申請にあたっては、地方公共団体から関与表明書の提出を求めるとともに、地方公共団体のまちづくり計画等の取組との整合性についても審査対象としているところ。今後とも地方自治体と連携を取りつつ、商店街の活性化を図ってまいりたい。</p>

【4－18（経済産業省）】

<p>・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。</p>	<p>・同上</p>
---	------------

新規産業の環境整備に関する事務（産業クラスターの支援、ソーシャルビジネスの振興）

＜産業クラスターの支援＞

事務・権限の概要	
<p>○ 産業クラスター支援として、平成13年度以降、企業や大学等への訪問等により、産業実態、ニーズ、課題等の情報収集・分析を行い、広域的な産学官のネットワーク形成によるコーディネートを実施。</p> <p>○ 立ち上げ期、成長期を経て、平成22年度から1年間前倒しで自律的發展期に移行しており、国の支援は、各産業クラスター活動の自立化に向けた地域主導の取組に対する側面的な支援にシフト。</p>	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『国に残すもの』</p> <p>○ 国の経済成長に資すると期待される新産業分野における広域的なクラスターについては、引き続き国の産業競争力強化の観点から支援していく必要がある。</p>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<p>・次世代成長産業の育成・振興施策、中小企業・ベンチャー企業の支援、地域産業の振興等については、全国的な視点があるとしても地方が実施することで、ワンストップできめ細かな支援及び保有する情報やネットワークを活用した総合的な施策展開が可能となる。このことから、産業クラスター計画の発展形に対する補助事業と位置付けられている「地域新産業戦略推進事業」については、自由度を高めて都道府県に交付すべき。</p>	<p>・国の経済成長に資すると期待される新産業が急激に変化している中で、その時々に応じて我が国の産業競争力強化に資する広域的な取組を全国的な視点から国が判断して、限られた財源の中で集中的に支援していく必要がある。</p>

＜ソーシャルビジネスの振興＞

事務・権限の概要	
<p>東日本大震災復興のため、被災地向けソーシャルビジネス（福祉・子育て支援、環境、まちづくり等の社会的課題をビジネスの手法で解決）に係る以下の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助事業の採択審査手続、補助金の交付決定及び確定の手続 ○ 補助事業の進捗状況（中間、年度末） ○ 補助事業の管理及び指導・助言 等 	
各府省の回答（平成 25 年 5 月）	
<p>『国に残すもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度より、東日本大震災の復興支援事業として、対象地域を特定被災地域に限定した支援を実施している。本事業は域内の県境を跨いで活動するものに対しても支援することもあり、また、活動対象地域は復興の進捗を考慮して選定する必要があることから、国が域内を俯瞰して実施すべきもの。 ○ なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から、現場に近い経済産業局が補助金交付事務等を行うことが適当。 	
全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	各府省の見解（平成 25 年 8 月）
<ul style="list-style-type: none"> ・次世代成長産業の育成・振興施策、中小企業・ベンチャー企業の支援、地域産業の振興等については、全国的な視点があるとしても地方が実施することで、ワンストップできめ細かな支援及び保有する情報やネットワークを活用した総合的な施策展開が可能となることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の復興におけるソーシャルビジネスの振興については、国が全国的な視点に立った上で、全国各地において先進的なソーシャルビジネスで被災地の社会的課題（住民生活に支障を来たすもの等）の解消に取り組む者に対して支援することを目的としている。したがって、都道府県に移譲することは適切ではない。

技術開発・人材育成等による事業高度化支援に関する事務（地域イノベーション、情報処理の促進）

<地域イノベーション>

事務・権限の概要	
○ 地域イノベーションの事前相談、応募受付、実施体制・地域経済への寄与等の審査、執行管理、プロジェクト管理、プロジェクト終了後のフォロー、制度の見直し等に関する本省への提案等	
各府省の回答（平成25年5月）	
『国に残すもの』	
○ 本事業は、地域性にとらわれず全国に広く波及効果が見込まれる可能性の高い、広域的な産学官連携による研究開発を実施している。提案事業の採択の観点からは、広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による提案採択ができず、我が国全体の産業競争力強化の観点から著しい支障を生じる。 また、事業実施主体である産学官連携体の組み合わせの観点からは、広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、当該広域的实施体制等に属する自治体内の企業や大学、公的研究機関等からの提案が優先されることにより、全国的視点からみて真に必要な産学官連携の組み合わせによる研究開発提案を阻害する可能性があり、事業実施に著しい支障が生じる。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	
○ また、本事業では、平成24年度においては16件の提案を新規採択。執行にあたっては人材・知見の集積等の整備が不可欠であるが、採択件数が少なく、都道府県に移譲した場合、行政効率が非効率となるため、引き続き国が実施。	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
・ 地方が、地域のシーズを活用してイノベーションにつなげることで、経済の活性化が図られ日本全体の競争力強化につながると考える。全国的な視点があるとしても地方が実施することで、事業者の利便性、事業執行の機動性も向上することから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。	・ 本事業の目的は中小企業と大学等との共同研究による、地域性にとらわれずに全国に広く波及効果の高い先進的な産学連携モデルの構築であることから、全国の応募案件を一括して審査することが必要であり、地域毎の審査では目的を十分に果たすことができないため、移譲はできない。 ・ また、本事業は産学連携について人材・知見の集積等の整備が必要であるが、平成25年度は採択件数が12件（継続分の件数6件）と少なく、事務を都道府県等に移譲した場合に、行政効率が非効率となる。加えて、申請書類は郵送での提出を認めており、都道府県に委譲しても事業者の利便性は変わらない。よって現在の体制が最も効率がよいと考えられる。

<情報処理の促進>

事務・権限の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の中小企業等によるITを活用して経営革新、生産性向上を図るための取組に対する支援 ○ 先進的な取組を行おうとする情報処理・ソフトウェア関連企業に対する支援 ○ 複雑化・巧妙化するコンピュータウイルス等の情報セキュリティに関する脅威に体操するための国民、企業等の情報セキュリティ確保等の推進 	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『国に残すもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本業務は、地域振興に係るものではなく、国としてITの振興のために実施するものであり、IT総合戦略本部の強力なリーダーシップのもと、本年5月に策定される予定の戦略に従って実施していくことが求められているため、自治体や自発的な広域実施体制に移譲することは不適切。 ○ また、IT分野は状況の変化が非常に早く、自治体や自発的な広域実施体制に移譲した場合、地域間で対策にバラつきが生じるなど、国家IT戦略を推進していく上で著しい支障が生じる。 	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・全国的視点があるとしても、地域の中小企業等の情報化や地域のIT企業への支援は地域の実情に精通した地方が行うべきであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。

JAPANブランド育成支援事業に関する事務

事務・権限の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における案件発掘、ニーズの収集 ○ 補助金の交付・確定に係る事務 	
各府省の回答（平成 25 年 5 月）	
<p>『国に残すもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業は、日本全体の輸出促進政策を踏まえた「JAPANブランド」というコンセプトのもとで、中小企業の海外販路開拓の実現を目指すもの。海外市場において、国内の特定の地域のブランドはあまり浸透していない一方、日本全体では、安心・安全・高品質といったプラスのブランドイメージが確立しており、このブランド力を有効に活用し、海外市場を獲得していくためには、国を挙げた支援が必要である。 ○ 本事業は、地域間の公平性に配慮するのではなく、日本全体の輸出促進政策を踏まえた上でプロジェクトを選定しており、画一的な基準で選定できるものでもないことから、広域的实施体制等の整備が行われたとしても著しい支障が生じる。 ○ 平成 24 年度の本事業による支援件数は、全国で 59 件であり、47 都道府県のうち、最も多くの案件がある自治体でも、その件数は 7 件にとどまっている。微少な事務量を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点から著しく非効率。また、案件数が少ないことから、各自治体には海外展開支援のノウハウが蓄積し難く、この点からも引き続き国が一体的に支援を行うことが妥当である。 ○ 事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当と考える。 	
全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	各府省の見解（平成 25 年 8 月）
<p>・全国レベルの先端的なモデル事業など全国的な視点のみならず、JAPANブランド育成支援のため、地方が地域の中小企業のニーズに基づくきめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。</p>	<p>・本事業は、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定するとともに、地域間の公平性に配慮するのではなく、日本全体の輸出促進政策を踏まえた上でプロジェクトを選定しているため、都道府県のみならず広域的实施体制等の整備が行われたとしても、我が国JAPANブランドの普及推進に著しい支障が生じる。</p> <p>また、平成 24 年度の本事業による支援件数は、全国で 59 件であり、最も多くの案件がある自治体でも 7 件にとどまり、微少な事務量を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点から著しく非効率であり、各自治体にとって、少ない案件数では海外展開支援のノウハウが蓄積し難く、引き続き国が一体的に支援を行うことが効率的であり、かつ妥当で</p>

【4-21（経済産業省）】

	<p>ある。 よって、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点からも現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当である。</p>
--	---

観光振興等（民間に対する助成、国際観光振興、地域に対するコンサルティング等）

<p>事務・権限の概要</p>	
<p>○ 都道府県の枠を越えて自治体等が広域で取組む訪日プロモーションについての国と地方による連携事業の実施（日本向け旅行商品造成のための旅行会社関係者等の招請、海外の旅行博への出展等）</p> <p>○ 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第8条第3項に基づく観光圏整備実施計画の認定 ※観光庁において実施している事務</p>	
<p>各府省の回答（平成25年5月）</p>	
<p>『措置済み』</p> <p>○ これまでも、国際観光振興に関する施策については全国的観点から先進的取組等を対象に行うとともに、一の都道府県内の地域に係る地域振興的な取組については求めがなければ行わないこととしており、今後とも従前どおり真に国として行う必要がある施策を対象を限定することとしているため。</p> <p>○ また、観光圏整備実施計画の認定に係る事務については、観光庁において一元的に実施することとしたため。</p>	
<p>全国知事会意見（平成25年6月）</p>	<p>各府省の見解（平成25年8月）</p>
<p>・ 観光圏整備実施計画の認定事務について、必要な措置が図られているとしているが、一の都道府県内の計画の認定権限について移譲されていないため、地域の創意・工夫に基づく観光地づくりを促進する観点から移譲すべき。</p> <p>・ 移譲にあたっては、観光地域づくりプラットフォーム及び観光地域ブランド確立支援等の観光地域づくりのための事業も一体として都道府県を実施主体とすべき。</p> <p>・ 計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。</p>	<p>・ 観光圏整備実施計画の認定については、滞在交流型観光の促進を図るため、平成24年度に改正した「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針」に基づき、地域の多様な関係者が連携して実施する事業を取りまとめた先進的な計画を対象に行うものであり、全国的見地から効率的に滞在交流型観光の取組を促進するため、観光庁において一元的に実施する必要がある。</p> <p>・ また、観光地域ブランド確立支援事業についても、「日本の顔」となる地域独自のブランドを確立した観光地域を形成するための先進的な取組を支援するものであり、全国的見地から、観光庁において一元的に取り組む必要がある。</p> <p>・ なお、観光地域づくりプラットフォーム支援事業は、平成24年度で終了している。</p>

直轄砂防事業等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施

事務・権限の概要	
<p>○ 砂防設備、地すべり防止施設に関する事業のうち地方公共団体が行う事業以外のもの（直轄砂防事業等）に係る以下の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の実施の全体計画及びその実施計画に関すること。 ・ 工事の調査に関すること。 ・ 工事の実施の調整に関すること。 ・ 工事の実施設計、施工及び検査その他の工事管理に関すること。 	
各府省の回答（平成 25 年 5 月）	
『措置済み』	
○ 直轄砂防事業等の採択基準について、通知を発出した。	
<p>《参考》</p> <p>平成 25 年 5 月 1 日発出の通知により、以下のとおり直轄事業の要件を明確化した。</p> <p>○ 砂防法第 6 条により、国土交通大臣の施行する砂防工事で、本川筋に著しく土砂を流送し、もしくは流送するおそれが顕著で、本川筋の河床維持上並びに公益保持上重大な影響を及ぼすもので、下記のうち少なくとも二以上に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃状況：流域内の崩壊面積又は荒廃面積が、流域面積の約 1 割を超えるもの ・ 流出土砂量：大洪水の際に流送する土砂量がおおむね 400,000 m³以上のもの ・ 事業費：計画事業費がおおむね 100 億円以上のもの ・ 施行方法：特に集中施行を要し、かつ高度の技術を要するもの ・ 影響する範囲及び程度：本川筋の直轄改修区域あるいは重要都市に重大な土砂害を及ぼし、又は及ぼすおそれが顕著なもの ・ 以上のほか国土交通大臣が経費及び技術上の見地から、都道府県に施行させることが不相当と認めたもの 	
全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	各府省の見解（平成 25 年 8 月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊な対応を必要とする直轄砂防事業など地方で対応が困難なものを除き、希望する都道府県への移譲とする。 ・ 整備等に必要な財源措置について、国から財源フレームを提示すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防事業等は都道府県が実施主体であり、都道府県で対応することが困難なものに限り、関係都道府県知事の意見を聴取したうえで、国が事業を実施しているところである。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議にあたっては、北海道特例などの北海道開発の基本的な枠組みが堅持されることが前提。（北海道開発局関係事務のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道知事、市町村長の意見を伺いながら協議・調整を行っていく。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平19法59）に基づく総合的・基本的な政策の企画立案、横断的な公共交通活性化施策の総括、道路運送法（昭26法183）に基づく旅客自動車運送事業の許認可等、自動車運送事業に対する助成（地域公共交通確保維持改善事業）

事務・権限の概要

<地域公共交通総合連携計画に係る地方運輸局の助言>

- 地方運輸局において、市町村から地域公共交通総合連携計画の送付を受けたときの必要な助言等（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第8項）。

<自動車運転代行業の認定等に係る同意及び監督>

- 自動車運転代行業の認定、認定取消、営業の停止・廃止命令について、都道府県公安委員会から協議を受け、同意（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第4項、同法第7条第2項、同法第23条3項、同法第24条第2項）
- 申請書記載事項の変更、認定証の返納等に関する届出の受理（都道府県公安委員会を經由する。）（同法第8条第2項、同法第9条第3項）
- 自動車運転代行業者による自動車運転代行業約款の届出に係る受理（同法第13条第3項）
- 自動車運転代行業を営む者に対する報告・立入検査、指示（同法第21条第2項、同法第22条第1項・第2項）
- 都道府県公安委員会に対する営業停止命令の要請（同法第23条第2項）

<自家用有償旅客運送の登録・監査等>

- 自家用有償旅客運送に係る新規登録・更新登録・変更登録（道路運送法第79条、同法第79条の6、同法79条の7）
- 報告徴収、監査等（同法第94条）
- 輸送の安全又は旅客の利便の確保のための是正措置命令（同法第79条の9第2項）
- 事故報告に係る届出、業務の廃止に係る届出の受理（同法第79条の10、同法第79条の11）
- 業務の停止命令及び登録の取消（同法第79条の12）
- 有効期間の満了、業務の廃止届出又は登録の取消による登録の抹消（同法第79条の13）

<自動車道事業（一の都道府県の区域内のみで完結するものに限る。）に係る供用約款の認可等>

- 自動車道事業（一の都道府県の区域内のみで完結するものに限る。）に係る以下の事務・権限
 - ・ 工事施行の認可申請期間の伸長（道路運送法第50条第3項）
 - ・ 工事の完成の期間の伸長（同法第56条第2項により準用する同法第50条第3項）
 - ・ 工事方法の変更（同法第54条第1項）及び構造又は設備の変更（同法第67条により準用する同法第54条第1項）であって次に掲げるもの（事業計画の変更に伴うものを除く。）の認可
 - ①路面及び路床の構造の変更、②直線部の横断こうばいの変更、③盛土及び切土の斜面のこうばいの変更、④橋（径間20m以上のものを除く。）、開きよ及び暗きよの構造の変更、⑤排水設備の構造の変更、⑥防護設備の設置場所及び構造の変更、⑦信号、通信及び照明の設備の位置及び構造の変更
 - ・ 軽微な工事方法の変更（同法第54条第3項）及び構造又は設備の変更（同法第67条により準用する同法第54条第3項）に係る届出の受理

【4-24（国土交通省）】

- ・ 供用約款の設定又は変更の認可（同法第62条第1項）
- ・ 事業計画の変更に係る届出の受理（同法第66条第3項）
- ・ 公衆の利便を阻害する行為の停止又は変更命令（同法第72条により準用する同法第30条第4項）
- ・ 事業の休止の許可（同法第70条の3第1項）
- ・ 事業改善命令（国土交通大臣の認可を要する事項に関するものを除く。）（同法第70条）
- ・ 報告徴収、監査等（同法第94条）

<自動車運送事業に対する助成（地域公共交通確保維持改善事業）>

- 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づき、生活交通が独立採算では確保できない地域の移動手段であるバス交通、デマンド交通、離島航路・航空路に係る路線維持等に対する助成の実施。

各府省の回答（平成25年5月）

<自家用有償旅客運送の登録・監査等>

『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』

過疎地域の移動手段、介護等福祉を支える輸送といった地域住民の生活維持に必要な自家用有償旅客運送に関する事務・権限については、地域で判断できる裁量を拡大するため、希望する市町村に移譲する。（今後具体的な方法等につき検討）

<地域公共交通に関する制度的枠組みの構築>

『移譲以外の見直し』

住民の移動手段の確保に係る課題の根本的な解決のためには、自家用有償旅客運送のみならず民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現していくことが必要である。地域の交通ネットワークの構築という観点においては、もともと自治体を中心とした地域の主体的な取組が期待されており、一部の自治体では望ましい交通ネットワークを形成しようとしているが、それを実現するための枠組が不十分となっている。このため、地域の交通ネットワークの形成に関する主体的な取組を可能とするよう、自治体、事業者等地域の関係者の適切な役割分担の下で、その実効性を高める新たな制度的枠組の構築を検討する。

<自動車運転代行業の認定等に係る同意及び監督>

『全国一律・一斉に移譲』

自動車運転代行業については、都道府県公安委員会が事業者の認定を行い、地方運輸局は利用者保護の観点から認定に際して保険加入等を確認するために協議を受けること等とされているが、自動車運転代行業に関する事務を都道府県が自主的かつ総合的に実施できるようにするため、自動車運転代行業に係る地方運輸局の権限については、都道府県に移譲する方向で検討する。

<自動車道事業（一の都道府県の区域内のみで完結するものに限る。）に係る供用約款の認可等>

『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』

自動車道事業については、観光道路など地域に密着した輸送サービスとして利用されていることから、一の都道府県内で完結する自動車道事業に係る地方運輸局の権限については、

希望する都道府県に移譲する方向で検討する。

<自動車運送事業に対する助成（地域公共交通確保維持改善事業）>

『国に残すもの』

地域公共交通確保維持改善事業における業務については、本省で実施しており、地方運輸局は、本事業の執行に関し、申請者であるバス事業者等の便宜を図るため、申請書類の受付・送付など本省の補助的業務のみを行っているにすぎないことから、引き続き地方運輸局で実施する。

<地域公共交通総合連携計画に係る地方運輸局の助言>

『措置済み』

これまでも、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第8項に基づく地域公共交通総合連携計画の送付を受けた時の地方運輸局の助言については、計画の作成主体である市町村の自主性・独立性が高められるよう、市町村から求めがなければ行わないこととしており、今後も従前どおりとする。

全国知事会意見（平成25年6月）

各府省の見解（平成25年8月）

<自動車運転代行業の認定等に係る同意及び監督>

・自動車運転代行業について、全国一律に都道府県へ移譲すべき。

・自動車運転代行業については、都道府県公安委員会が事業者の認定を行い、地方運輸局は利用者保護の観点から認定に際して保険加入等を確認するために協議を受けること等とされているが、自動車運転代行業に関する事務を都道府県が自主的かつ総合的に実施できるようにするため、自動車運転代行業に係る地方運輸局の権限については、都道府県に移譲する方向で検討する。

・移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援や広域的に対応する事務等について円滑な業務移譲のための措置を講ずるべき。

・事務・権限の移譲に係る具体的な方法については、適切かつ確実な事務の実施を確保する観点から、今後検討して参りたい。

<自家用有償旅客運送の登録・監査等>

・旅客自動車運送事業、自家用有償旅客運送、自動車運転代行業、自動車道事業について、全国一律に都道府県へ移譲すべき。このうち、自家用有償旅客運送については、さらに希望する市町村に移譲する仕組みを設けることとすべき。

・過疎地域の移動手段、介護等福祉を支える輸送といった地域住民の生活維持に必要な自家用有償旅客運送に関する事務・権限については、地域で判断できる裁量を拡大するため、希望する市町村に移譲する。

・移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援や広域的に対応する事務等について円滑な業務移譲のための措置を講ずるべき。

・事務・権限の移譲に係る具体的な方法については、適切かつ確実な事務の実施を確保する観点から、今後検討して参りたい。

<自動車道事業（一の都道府県の区域内のみで完結するものに限る。）に係る供用約款の認可等>

【4-24（国土交通省）】

<ul style="list-style-type: none"> ・旅客自動車運送事業、自家用有償旅客運送、自動車運転代行業、自動車道事業について、全国一律に都道府県へ移譲すべき。このうち、自家用有償旅客運送については、さらに希望する市町村に移譲する仕組みを設けることとすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車道事業については、観光道路など地域に密着した輸送サービスとして利用されていることから、一の都道府県内で完結する自動車道事業に係る地方運輸局の権限については、希望する都道府県に移譲する方向で検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ・移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援や広域的に対応する事務等について円滑な業務移譲のための措置を講ずるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務・権限の移譲に係る具体的な方法については、適切かつ確実な事務の実施を確保する観点から、今後検討して参りたい。
<p><自動車運送事業に対する助成（地域公共交通確保維持改善事業）></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・本件補助金については、地域振興にも関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対する補助金の都道府県に対する交付金化に関する要請と思われるが、国・地方公共団体の財源配分のあり方に関連する事柄であり、まず行財政改革の一環として政府全体で議論すべき問題と考える。 地方分権改革に端を発することからも、政府全体の議論については、内閣府が主導して進めていくことが必要。
<p>全国市長会意見（平成25年6月）</p>	<p>各府省の見解（平成25年8月）</p>
<p><自家用有償旅客運送の登録・監査等></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・希望する市町村に移譲する方向で検討されたい。 ・ただし、地域における裁量を拡大することが前提。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用有償旅客運送の事務・権限については、当該運送が市町村単位のエリアで住民等の生活を支えるために行われる運送であること、また、地域住民の居住や各種活動に関する情報を一元的に持ち、地域交通のニーズを最も正確かつ詳細に把握・理解しているのは市町村であり、したがって、地域交通に関する地域や住民の要望に直接的に責任を持って対応すべき立場にあるのも市町村であることを踏まえ、希望する市町村に対して移譲することが適当である。 また、事務・権限の移譲にあわせて、地域の裁量を可能な限り拡大する観点から、制度の見直しを検討して参りたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・また、地方運輸局等による相談体制を確保されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村への事務・権限の移譲に際しては、国と地方の連携により輸送の安全確保が確実に担保されるよう、運輸局・運輸支局が市町村に知見やノウハウ等を提供するなど、全面的に協力する必要があると考えている。 なお、自家用有償旅客運送に関する事務・権限の移譲に係る具体的方策については、現在、地方分権改革有識者会議 地域交通部会で検討されているところ。